

第2次豊中市都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針



豊中市

はじめに

本市は、全国各地への玄関口である大阪国際空港、北部大阪の都市拠点である千里中央地区が位置するなど、恵まれた交通環境を活かしながら、うるおいある住宅都市であるとともに、府内有数の事業所が集積する都市として発展してまいりました。まちづくりにおいては、平成 12 年（2000 年）に「豊中市都市計画マスタープラン」を策定し、「人と地域を世界と未来につなぐまちづくり」を基本理念に掲げ、平成 32 年（2020 年）までの 20 年間に計画期間として、その実現に向けて取組みを進めてまいりました。

近年、全国的な人口減少・少子高齢化の進行、社会経済状況の変化、ライフスタイルの多様化など、本市を取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、本市は平成 24 年（2012 年）に中核市に移行し、地方分権が進むなか、市町村の都市計画決定権限の拡大が図られるなど、地域の特性や課題に応じた市町村による主体的な取組みが求められています。このような状況に対応するため、市政運営の根幹となる「第 4 次豊中市総合計画」の策定と連携し、「第 2 次豊中市都市計画マスタープラン」を策定することとなりました。

新たな都市計画マスタープランは、本格的な人口減少時代を迎えるなか、都市の活力を維持していくため、周辺都市との連携や、適切な土地利用の誘導と公共交通を中心としたまちづくりによるコンパクトな都市構造の維持といった考え方に重点を置いて、都市づくりの方針を定めており、これまでのまちづくりの積み重ねを継承しつつ、本市の特性や個性豊かな地域の特色を活かした都市づくりの目標を掲げ、多様な主体の参画・協働のもと活力あるまちづくりを進めるための指針となるものです。

本計画の策定にあたっては、アンケート、ワークショップ、フォーラムの開催などを通して、市民、事業者の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言をいただいたことを、心よりお礼申し上げます。

平成 30 年（2018 年）4 月
豊 中 市



目次

序章 都市計画マスタープランについて

第1節 策定にあたって	2
第2節 都市計画マスタープランの概要	4

第1章 豊中市の特性と課題

第1節 豊中市の概況	8
第2節 市民・事業者の意識	16
第3節 都市づくりの課題	20

第2章 都市づくりの目標

第1節 都市づくりの目標と重点的な視点	24
1. 都市づくりの目標	25
2. 都市づくりの重点的な視点	26
第2節 都市空間の将来像	28
1. 都市構造	28
2. 土地利用	31

第3章 都市づくりの方針

第1節 活力あふれる便利で快適なまち	34
1. 活力あふれる便利で快適なまちづくり	34
2. 誰もが移動しやすい交通環境づくり	40
第2節 みどり豊かなうるおいのあるまち	45
1. 自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり	45
2. まちの魅力を高める都市景観づくり	50
第3節 安全でゆとりのあるまち	54
1. 住んでみたい住み続けたいまちづくり	54
2. 安心・安全に暮らせるまちづくり	59
第4節 地域の個性を活かすまち	63
1. 地域の個性を活かしたまちづくり	63
第5節 地域別索引図	69

第4章 計画推進のために

1. 多様な主体の参画と協働によるまちづくりの推進	86
2. 広域的連携	90
3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し	90

参考資料

1. 用語集	92
2. 関連計画等一覧	99
3. 第2次豊中市都市計画マスタープランの策定経緯	100
4. 豊中市都市計画審議会委員	101

第2次 豊中市都市計画マスタープランの構成

序章 都市計画マスタープランについて

- 第1節 策定にあたって
- 第2節 都市計画マスタープランの概要

第1章 豊中市の特性と課題

- 第1節 豊中市の概況
- 第2節 市民・事業者の意識
- 第3節 都市づくりの課題

第2章 都市づくりの目標

第1節 都市づくりの目標と重点的な視点

- 1. 都市づくりの目標
- 2. 都市づくりの重点的な視点

第2節 都市空間の将来像

- 1. 都市構造
- 2. 土地利用

第3章 都市づくりの方針

第1節 活力あふれる便利で快適なまち

- 1. 活力あふれる便利で快適なまちづくり
- 2. 誰もが移動しやすい交通環境づくり

第2節 みどり豊かなうるおいのあるまち

- 1. 自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり
- 2. まちの魅力を高める都市景観づくり

第3節 安全でゆとりのあるまち

- 1. 住んでみたい住み続けたいまちづくり
- 2. 安心・安全に暮らせるまちづくり

第4節 地域の個性を活かすまち

- 1. 地域の個性を活かしたまちづくり

第5節 地域別索引図

北部地域

北東部地域

中北部地域

中部地域

西部地域

東部地域

南部地域

第4章 計画推進のために

- 1. 多様な主体の参画と協働によるまちづくりの推進
- 2. 広域的連携
- 3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

序章

都市計画マスタープランについて

第1節 策定にあたって	P. 2
第2節 都市計画マスタープランの概要	P. 4



序章 都市計画マスタープランについて

第1節 策定にあたって

本市では、都市計画法改正および地方分権一括法の施行に伴い、都市計画決定の権限が大幅に市町村へ移譲されたことを契機として、本市の特性に応じたまちづくりを進めるため、平成12年（2000年）に都市計画に関する基本的な方針を示す「豊中市都市計画マスタープラン」を平成32年度（2020年度）を目標年次として策定し、計画期間20年のうち10年が経過した平成22年度（2010年度）には中間見直しを行いながら、その実現に取り組んできました。

こうしたなか、本市を取り巻く社会環境の変化や、多様化する行政課題に対応するため、市政運営の根幹となる「第3次豊中市総合計画」の見直しを行い、「第4次豊中市総合計画」を策定することとなり、まちづくりはハードだけでなくソフト施策を有機的に組み合わせ、総合的に取り組むことが効果的であることから、都市計画マスタープランについても、総合計画と連携して点検・見直しを行い、「第2次豊中市都市計画マスタープラン」として、新たに策定するものです。

そして、都市計画マスタープランが示す都市づくりの実現には、長期の期間を要することから、これまでの都市づくりの考え方を継承するとともに、本市を取りまく社会環境の変化やまちづくり関連法令などの制定・改正動向などを踏まえた課題の抽出を行い、それに適切に対応するための都市づくりの考え方を示すことで、行政だけではなく、市民・事業者などのまちを構成する多様な主体の参画と協働のもと進めていくための指針とします。

（1）本市を取り巻く社会環境の変化

人口減少や少子高齢化の進行、社会経済情勢の変化、住宅や公共施設の老朽化、地球環境問題への対応、防災・防犯意識の高まり、コミュニティの多様化、地方分権の進展と広域連携の一層の強化など都市づくりを進める社会環境が急激に変化しており、国においては、人口減少に歯止めをかける対策や急速な少子高齢化の進行への対応など、将来にわたる日本社会の活力維持に向けた取組みが進められています。

また、北部大阪地域では、新名神高速道路の開通や北大阪急行線延伸が予定されており、さらなる交通利便性の向上が期待されるとともに、エキスポシティの開業、吹田操車場跡地の開発や鉄道延伸に伴う新駅周辺のまちづくりなど、新たな拠点形成の取組みが進んでいます。

また、本市の財政状況は、平成11年度（1999年度）から続いた財政非常事態宣言から平成25年度（2013年度）に脱却しましたが、今後想定される人口減少による税収減をはじめ、公共施設の更新や社会保障経費の増大に伴う財政負担の増加など、財政状況は厳しさを増していくことが予測されるため、効率的かつ効果的な市政運営が可能な都市づくりが必要となります。

(2) まちづくり関連法令などの制定・改正の主な動向

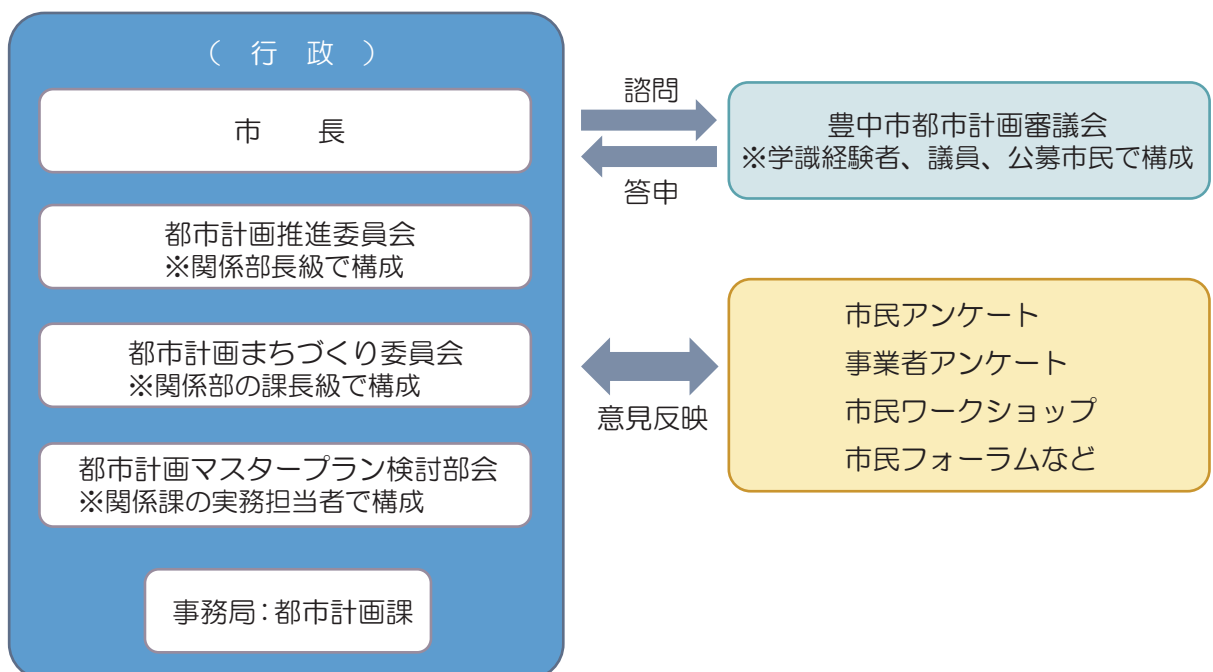
平成 24 年（2012 年）の都市計画法の改正により、地域地区や都市施設にかかる都市計画決定の権限が市町村に移譲され、市の特性に応じた主体的な取り組みが行えるようになりました。また、住民や事業者と一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むことを目的とする「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定されています。そして、平成 26 年（2014 年）には、大規模自然災害などに対する備えを示し、地方公共団体のさまざまな分野別計画などの指針となる「国土強靱化基本計画」が策定されるとともに、「都市再生特別措置法」の改正において、コンパクトなまちづくりと公共交通網との連携によるまちづくりを進めるための立地適正化計画制度が創設されました。

本市では、平成 24 年（2012 年）に中核市に移行し、都市計画や環境保全などに関する事務処理の権限移譲を大阪府から受けたことに伴い、本市独自の「豊中市屋外広告物条例」を制定しました。また、市民主体のまちづくりを進めるため、地域のつながりを強め、より良い地域づくりをめざす「豊中市地域自治推進条例」の制定や、身近な地域のまちづくりを進めていくために「豊中市地区まちづくり条例」の改正などを行っています。

(3) 検討体制

都市計画マスタープランの策定にあたっては、庁内検討組織として、実務担当者による「都市計画マスタープラン検討部会」、課長級による「都市計画まちづくり委員会」、部長級による「都市計画推進委員会」を設置し、全庁的な検討体制を構築の上、行政案をとりまとめ、市民説明会や意見募集でいただいたご意見を踏まえながら、最終的に「豊中市都市計画審議会」に諮問し、答申を経て計画を策定しました。

また、広く市民や事業者などの意見の反映に努めるため、総合計画の見直しと連携しながら市民や事業者などに対するアンケート調査やワークショップ、市民フォーラムなどを実施しました。



第2節 都市計画マスタープランの概要

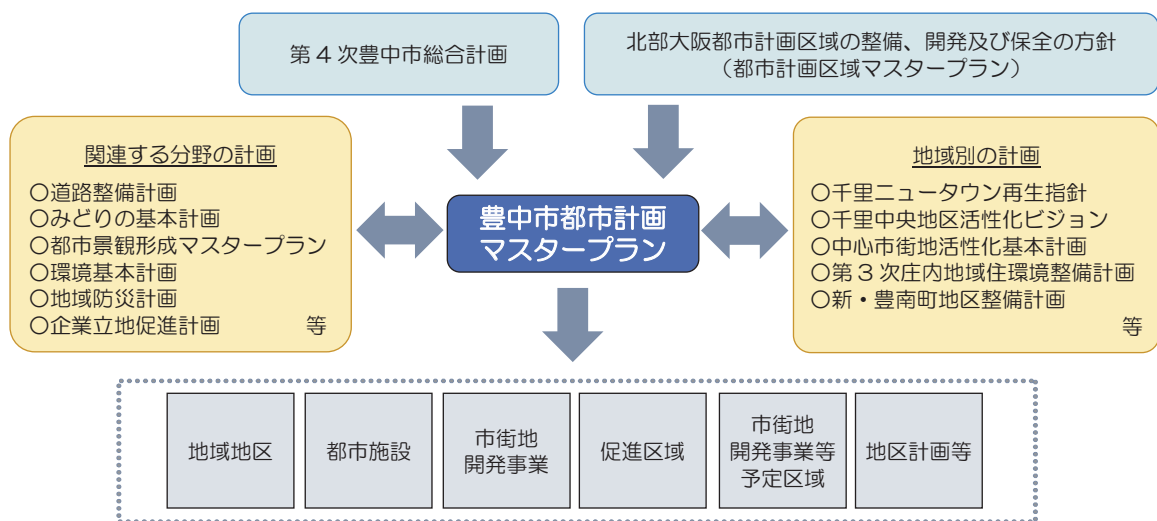
(1) 役割

都市計画マスタープランは、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針として、以下のような役割があります。

- ・長期的な視点のもと、都市づくりの目標やその実現に向けた方針を示すとともに、個別の都市計画の決定・変更を行う際の指針となります。
- ・「第4次豊中市総合計画」が示すまちの将来像について、都市計画の面から実現するため、拠点整備や土地利用、道路・公園などの整備、防災や景観面での取組みなどの考え方を分かりやすく示しています。
- ・都市計画を分かりやすく示すことで、市民・事業者などのまちづくりへの理解と参画を促進し、協働によるまちづくりを進める役割を担っています。

(2) 位置付け

都市計画マスタープランは、「第4次豊中市総合計画」と、大阪府が定める「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき、関連計画との整合を図りながら策定します。



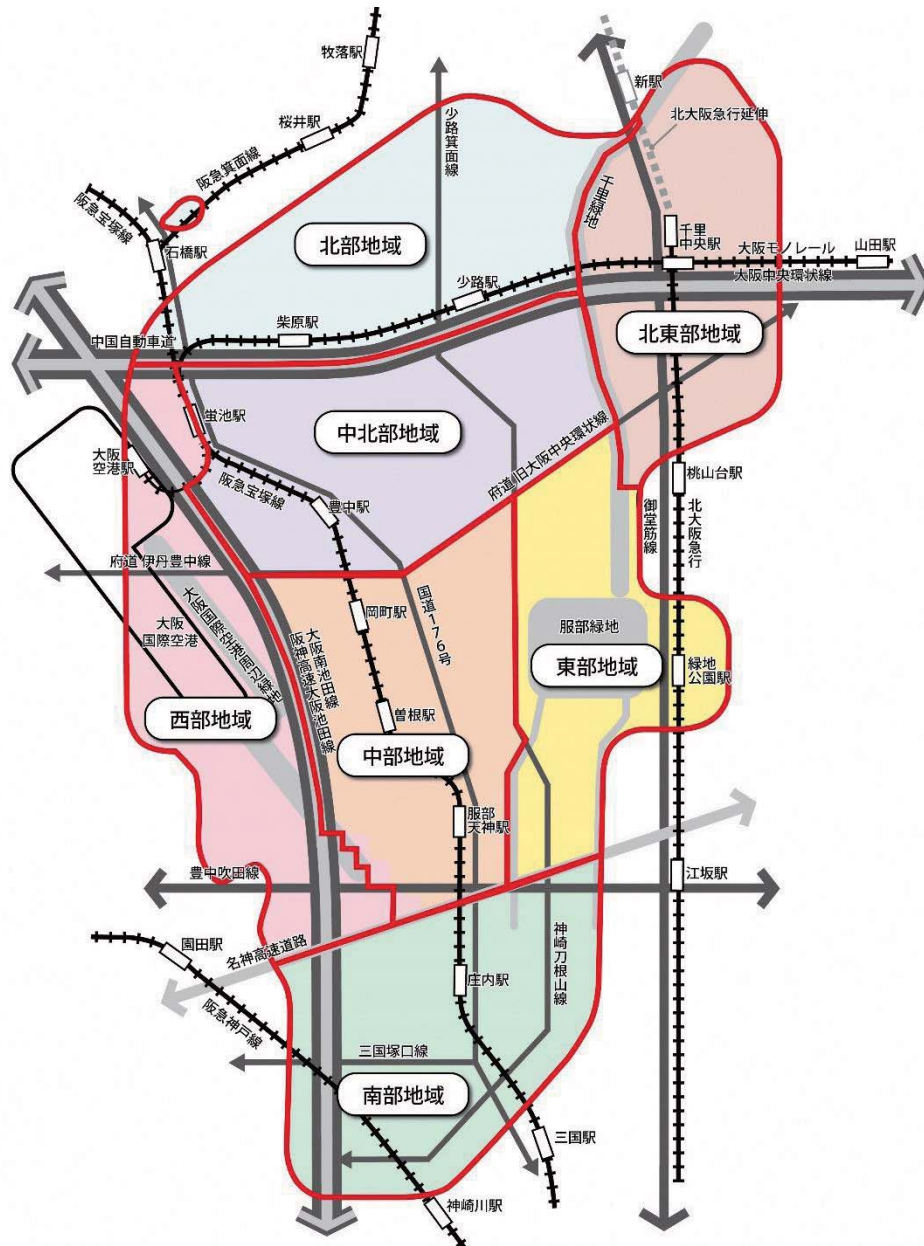
(3) 目標年次

人口減少など社会環境の変化を見据え、平成52年(2040年)頃の都市の姿を展望しつつ、策定から10年後の平成39年度(2027年度)を目標年次とします。

計画期間：平成30年度(2018年度)～平成39年度(2027年度)

(4) 地域区分

都市計画の決定などに際しては、地域によって異なる都市基盤の状況、まちの形態や機能など、地域特性を踏まえて検討する必要があるため、地形地物、市街地形成履歴、市街地特性のほか、日常生活圏などを考慮して、地域区分を以下のとおり設定します。



地域	地域区分
北部	大阪中央環状線以北の地域および千里緑地以西の地域
北東部	千里ニュータウンおよび上新田からなる千里緑地以東の地域
中北部	阪急宝塚線沿線地域で千里緑地以西および府道旧大阪中央環状線以北の地域
中部	阪急宝塚線沿線地域で府道旧大阪中央環状線以南および名神高速道路以北の地域
西部	阪神高速大阪池田線、大阪国際空港周辺緑地および阪急蛸池駅以西の地域
東部	北大阪急行・御堂筋線沿線地域で天竺川以東および名神高速道路以北の地域
南部	名神高速道路以南の地域

序章

第1章

第2章

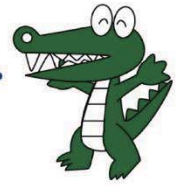
第3章

第4章

参考資料

コラム

私たちが暮らす場所はかつてどのような姿だったのでしょうか。豊中市の昔の姿を紹介します。



[コラム] ～「津の国」豊中～

現在、大阪国際空港により日本各地とつながる豊中市ですが、奈良時代に「津の国」と呼ばれた頃には、「港」を通じて各地とつながっていました。

その頃の遺跡が上津島、上津島南、島田の3つの遺跡（右下図）です。弥生時代の終わり頃、猪名川の河口近くにできたムラが発展し、飛鳥時代頃にはこのあたり一体が港を中心に栄えるベイエリアとなりました。難波宮が平城京の海の玄関口として重要になると、港はますます栄えることとなり、倉庫などの建物が建ち並んでいました。

かつての豊中では、この地を通じて、各地からさまざまな物や情報がもたらされ、文化が開けたと考えられます。



“津の国” 奈良時代の豊中
(イメージ)



上津島南遺跡の建物（復元図）

上津島遺跡
上津島南遺跡
島田遺跡

上津島南遺跡の建物復元図（イメージ）

資料：とよなか文化財ブックレット（豊中市教育委員会）

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

第1章

豊中市の特性と課題

第1節 豊中市の概況	P. 8
第2節 市民・事業者の意識	P.16
第3節 都市づくりの課題	P.20





第1章

豊中市の特性と課題

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

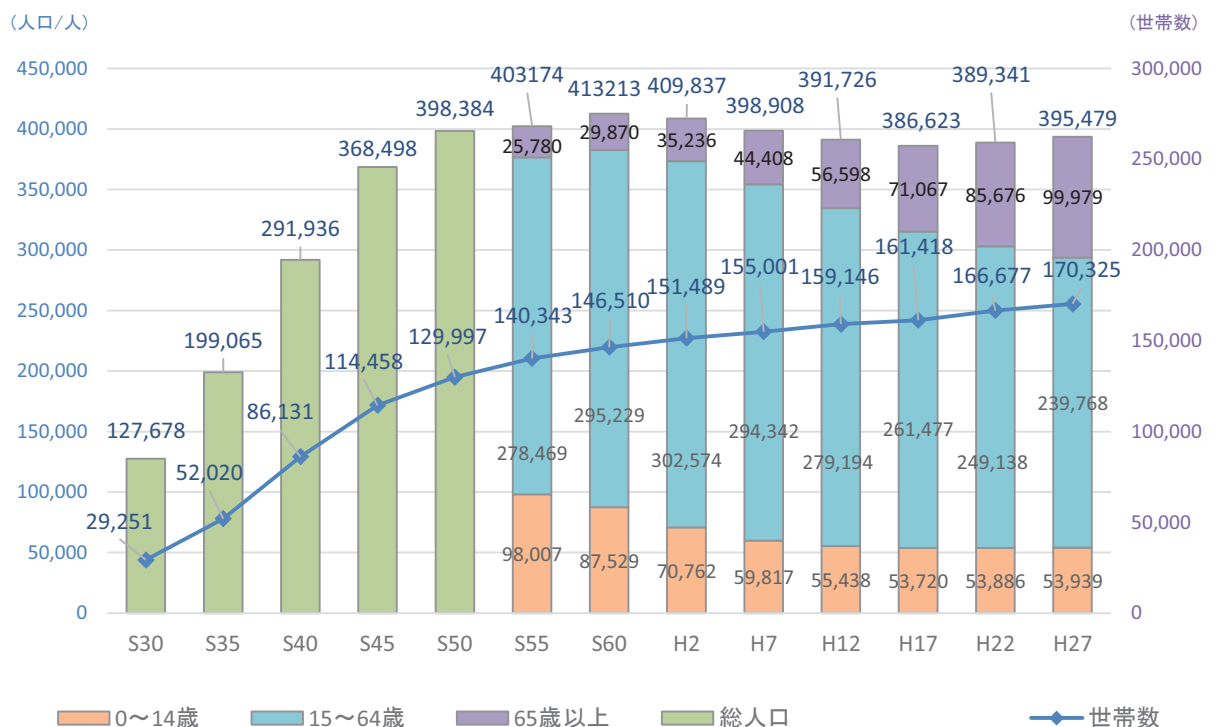
第1節 豊中市の概況

(1) 人口

①人口および世帯の推移

- 人口は昭和60年（1985年）以降、平成17年（2005年）まで減少が続きましたが、その後増加に転じ、平成27年には395,479人となっています。
- 年齢別では、年少人口（14歳以下の人口）は平成17年（2005年）まで減少が続きましたが、その後増加に転じています。高齢人口（65歳以上の人口）は増加傾向が続き、その割合は平成27年（2015年）には約25.3%となり、この20年間で2倍以上増加しています。
- 世帯数は増加傾向が続き、平成27年（2015年）には170,325世帯となっています。

●人口・世帯の推移



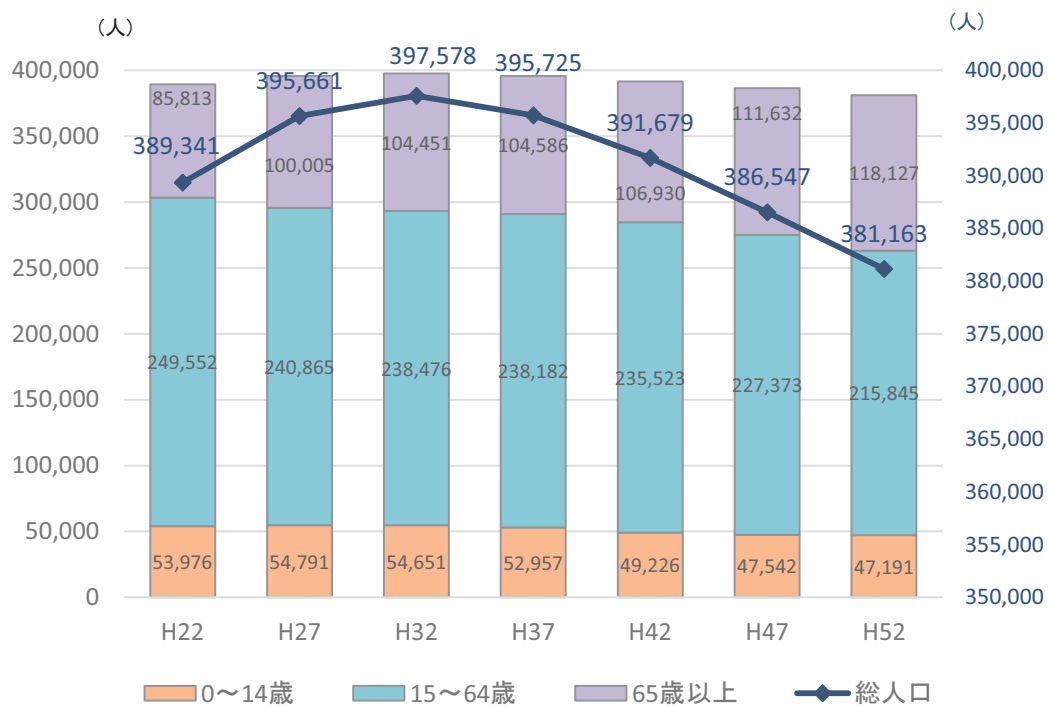
※総人口には年齢不詳人口を含みます。

出典：国勢調査

②将来人口推計

- ・「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、人口は平成32年(2020年)の約39万8千人をピークに減少を続け、平成52年(2040年)には約38万1千人となり、平成27年(2015年)に比べて約1万4千人減少する推計となっています。
- ・年齢別の将来人口推計では、年少人口、生産年齢人口(15歳~64歳の人口)が減少するのに対して、高齢人口は増加し続け、平成52年(2040年)には総人口に占める割合は30%を超え、今後は一層、少子高齢化の進行が想定されます。

●将来人口推計



出典：豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

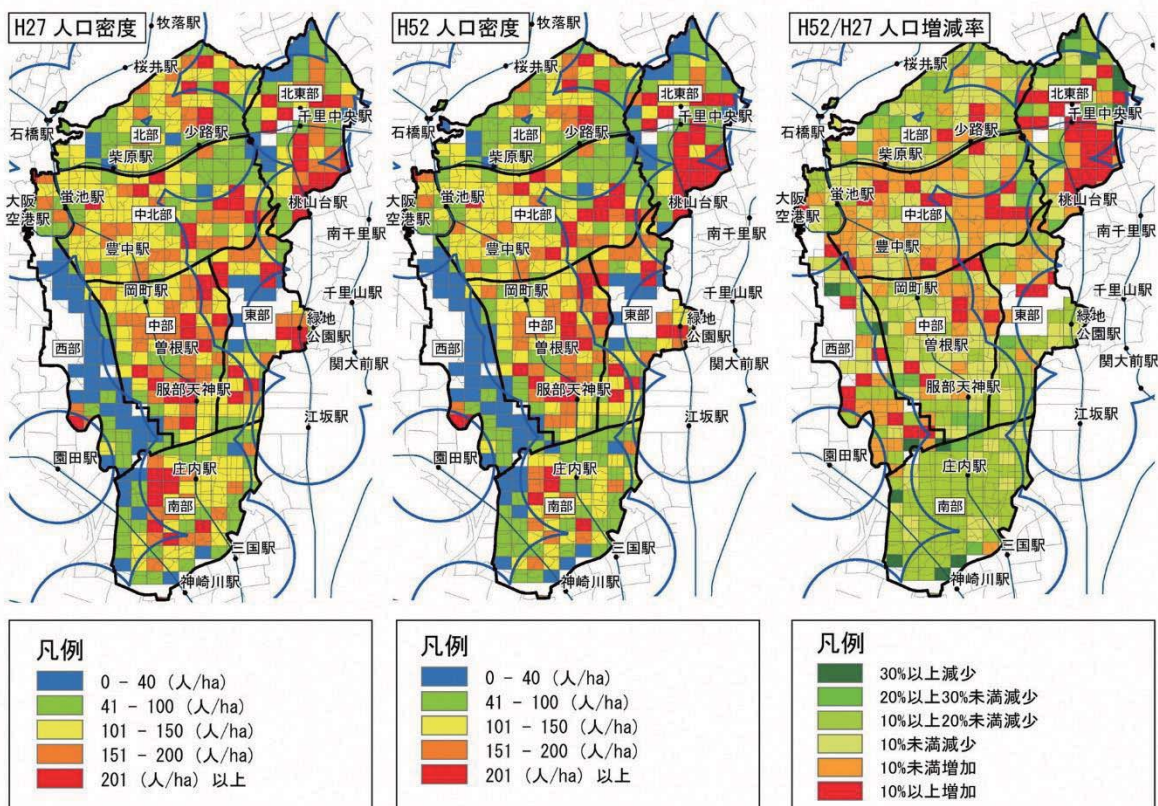
③メッシュ別将来推計

メッシュ別将来推計は、平成27年（2015年）の豊中市の人口をメッシュ状（250mメッシュ）にプロットし、各メッシュごとに人口ビジョンに則して平成52年（2040年）の人口を推計したものです。

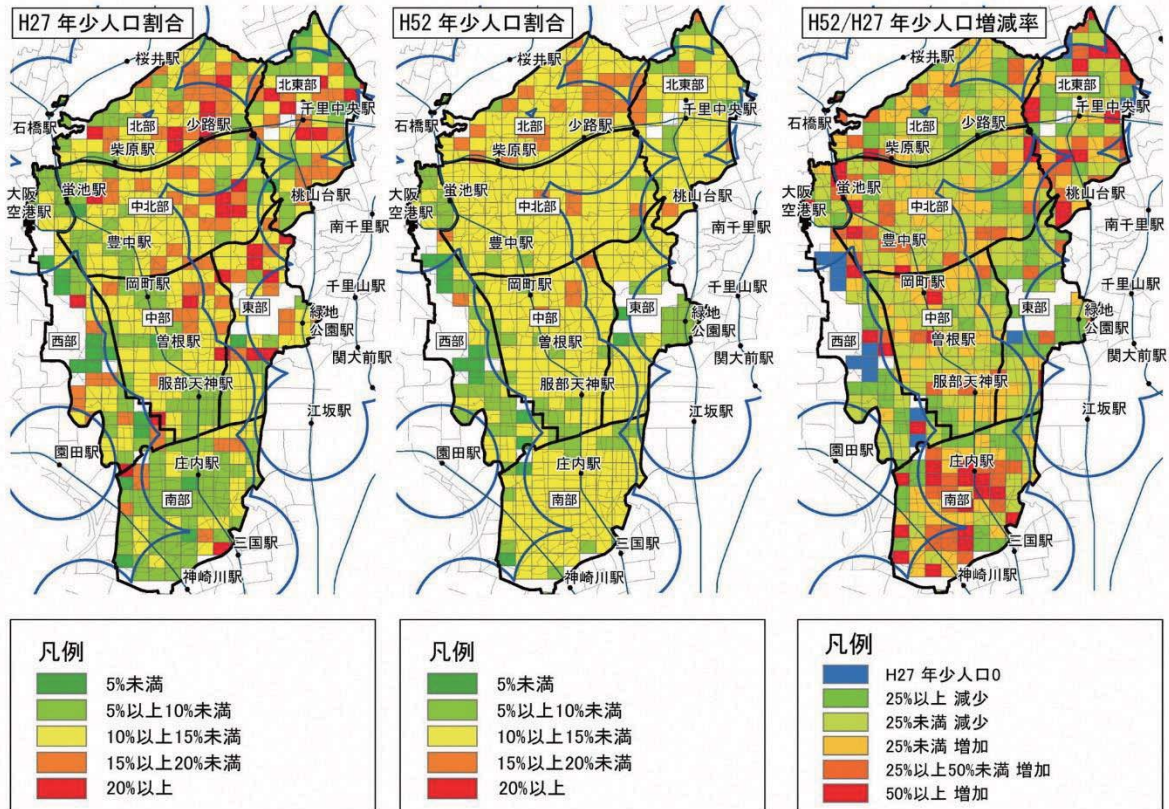
《平成52年（2040年）の人口動向》

- 人口は、北東部地域、中北部地域で増加する地区が多く、南部地域で全体的に減少しています。
- 年少人口は、全市的に減少していますが、平成27年（2015年）時点で年少人口割合が低い南部地域では増加がみられます。
- 高齢人口は、全市的に増加していますが、平成27年（2015年）時点で高齢人口割合が高い南部地域、北東部地域では減少がみられます。

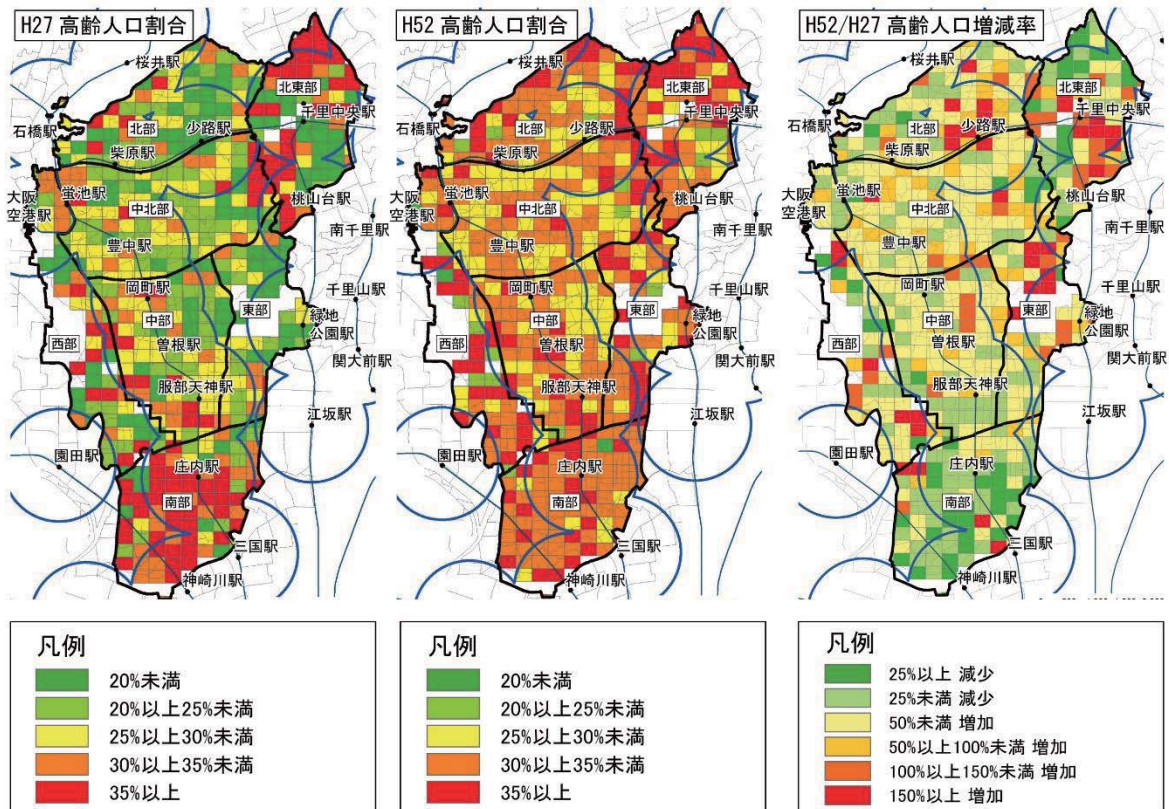
●メッシュ別将来推計【人口密度・人口増減率】



●メッシュ別将来推計【年少人口割合・年少人口増減率】



●メッシュ別将来推計【高齢人口割合・高齢人口増減率】



序章

第1章

第2章

第3章

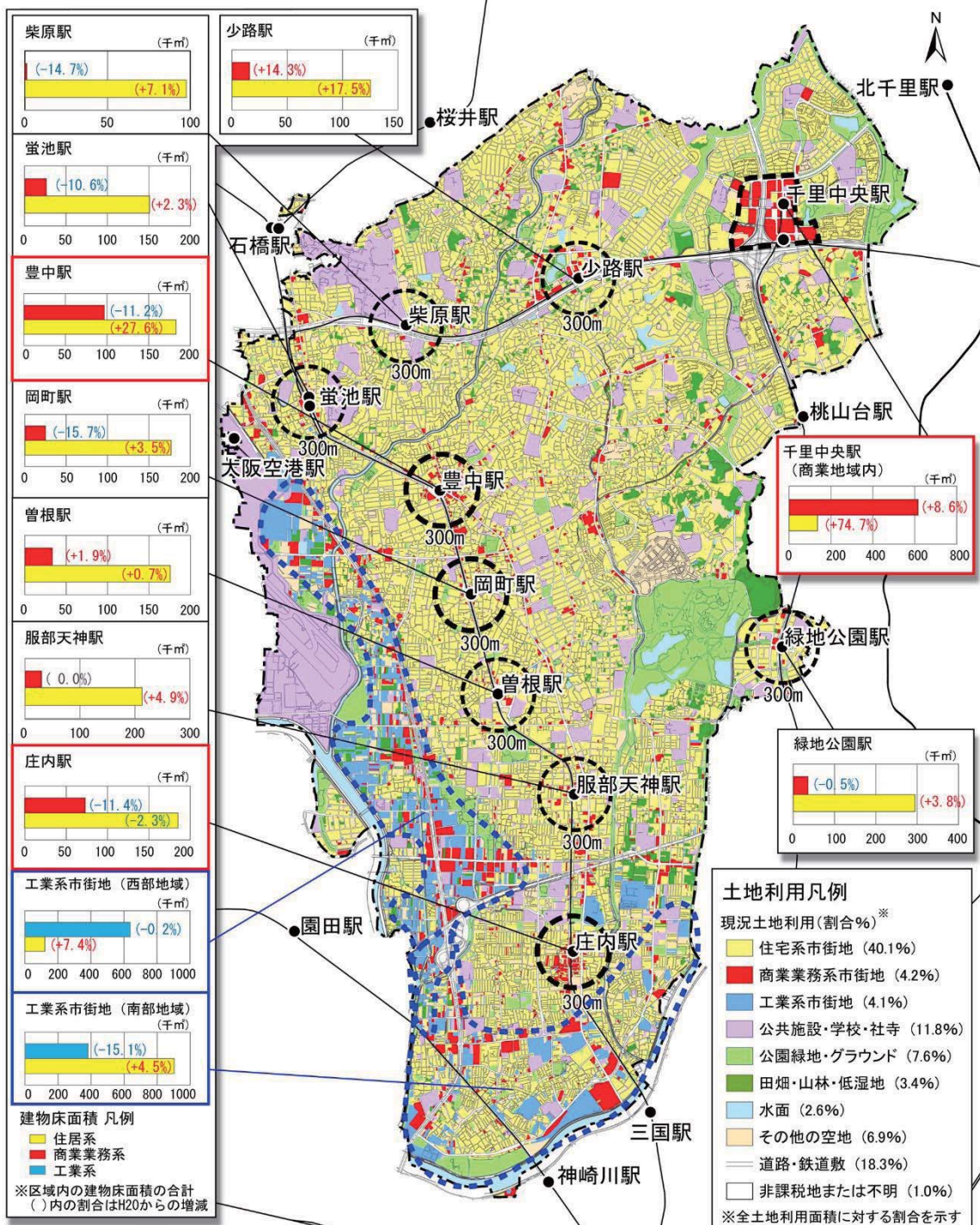
第4章

参考資料

(2) 土地利用

- ・住居系市街地は、市域の広い範囲に及んでおり、主に公共交通の利便性の高い地域にみられます。
- ・商業業務系市街地は、千里中央駅・豊中駅・庄内駅をはじめとする鉄道駅周辺などに集積しています。千里中央駅周辺では複合的な都市機能が立地し、北部大阪の広域拠点として機能充実がみられ、豊中駅・庄内駅周辺では商業・業務施設の減少がみられます。
- ・工業系市街地は、西部地域や南部地域に分布しており、西部地域では工業集積地において住宅の増加がみられ、南部地域では住宅と事業所の混在が進んでいます。

土地利用現況図 平成28年(2016年)



序章

第1章

第2章

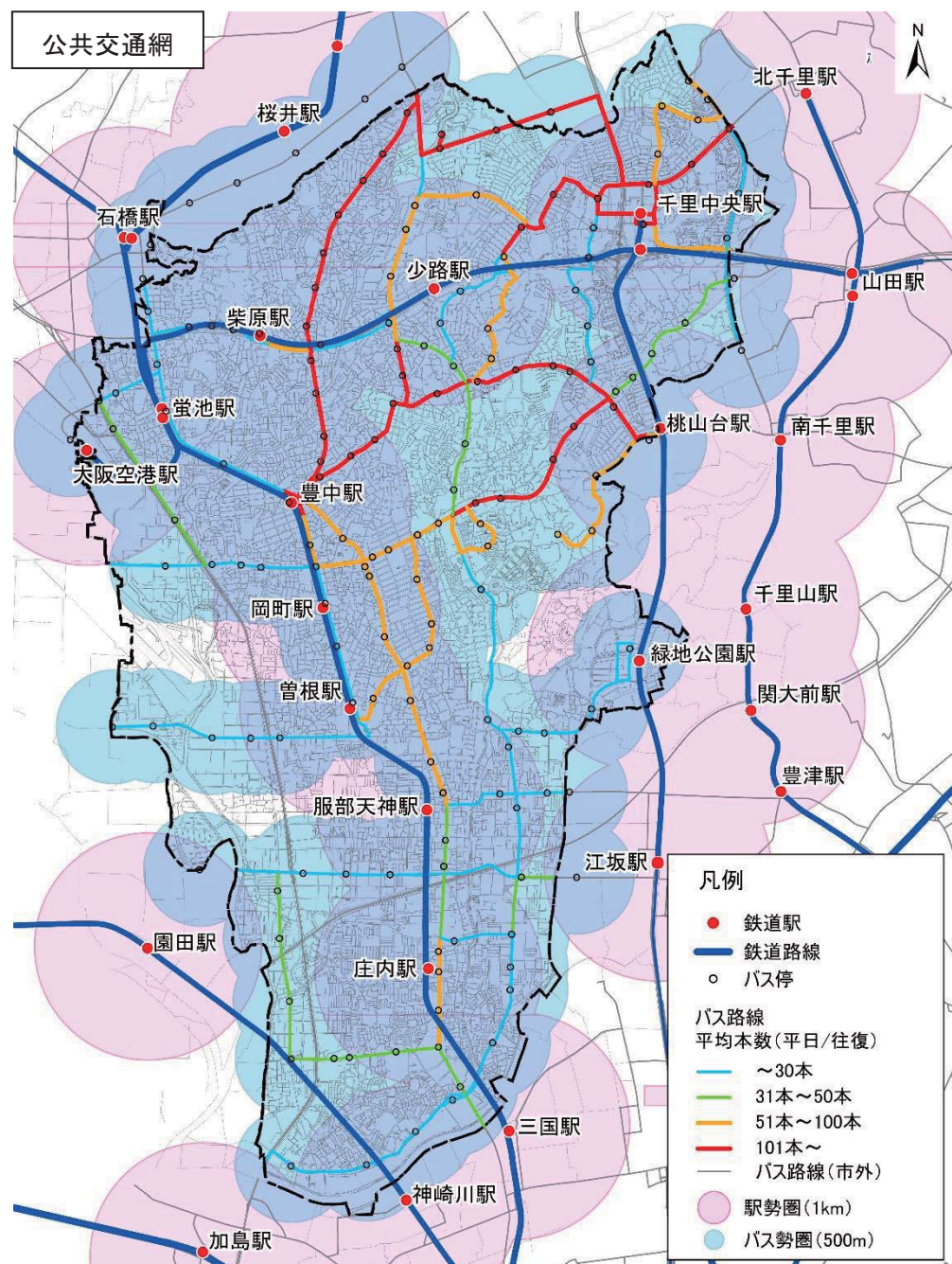
第3章

第4章

参考資料

(3) 交通

- 南北に阪急宝塚線（6 駅）と北大阪急行（2 駅）、東西に大阪モノレール（5 駅）が運行し、これらの駅と接続する形で市内に網目状にバス路線網が形成されており、市域の大部分が鉄道駅 1km、バス停 500m の圏内として、人口の約 99% が居住する公共交通を中心としたコンパクトな都市構造が形成されています。
- 市域を南北方向に概ね 2 分すると、市域南側は北側に比べてバス路線の運行本数が少なく、市内東西連携や東西隣接市との連携が弱くなっています。
- バス路線では、平成 25 年（2013 年）3 月末に曽根駅と猪名川公園前を結ぶコミュニティバスが、利用者が少なかったために廃止され、平成 26 年（2014 年）12 月末には府道大阪池田線を走行していた岡町加島線も同様の理由により廃止されました。そのほか、北大阪急行の千里中央駅から箕面市への延伸に伴い、バス路線の再編が見込まれます。

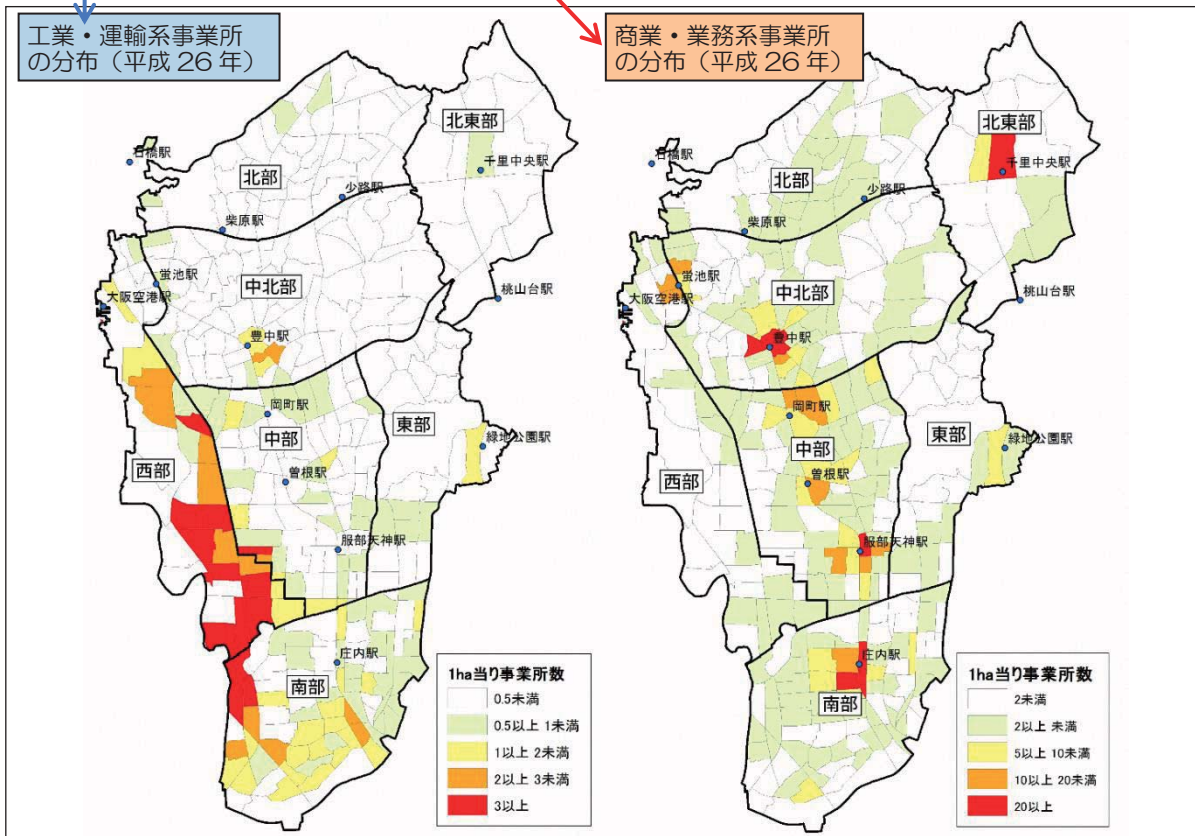


(4) 産業

- 平成 21 年（2009 年）から平成 26 年（2014 年）にかけて事業所総数では 6.5%減少していますが、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」の業種では増加しています。
- 平成 26 年（2014 年）における業種別分布をみると、工業・運輸系事業所は西部・南部に、商業・業務系事業所は千里中央駅、豊中駅、庄内駅、服部天神駅の近傍に集中して立地しています。

	事業所数			従業員数(人)		
	H21	H26	H21-H26増減率	H21	H26	H21-H26増減率
総数(A~R 全産業(S公務を除く))	14,576	13,632	-6.5%	129,028	130,814	1.4%
A~B 農林漁業	8	9	12.5%	72	57	-20.8%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0%	0	0	0.0%
D 建設業	967	829	-14.3%	7,699	6,701	-13.0%
E 製造業	1,480	1,294	-12.6%	16,548	14,935	-9.7%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9	8	-11.1%	169	513	203.6%
G 情報通信業	153	110	-28.1%	2,995	2,176	-27.3%
H 運輸業、郵便業	308	306	-0.6%	8,388	7,946	-5.3%
I 卸売業、小売業	3,280	2,932	-10.6%	26,707	26,464	-0.9%
J 金融業、保険業	214	184	-14.0%	4,212	3,719	-11.7%
K 不動産業、物品賃貸業	1,723	1,631	-5.3%	5,997	5,551	-7.4%
L 学術研究、専門・技術サービス業	471	410	-13.0%	3,209	3,082	-4.0%
M 宿泊業、飲食サービス業	1,998	1,748	-12.5%	14,393	12,854	-10.7%
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,333	1,240	-7.0%	6,223	5,769	-7.3%
O 教育、学習支援業	546	596	9.2%	6,271	9,168	46.2%
P 医療、福祉	1,268	1,561	23.1%	17,792	22,213	24.8%
Q 複合サービス事業	58	53	-8.6%	484	663	37.0%
R サービス業(他に分類されないもの)	760	721	-5.1%	7,869	9,003	14.4%

出典：平成 21 年・平成 26 年経済センサス-基礎調査

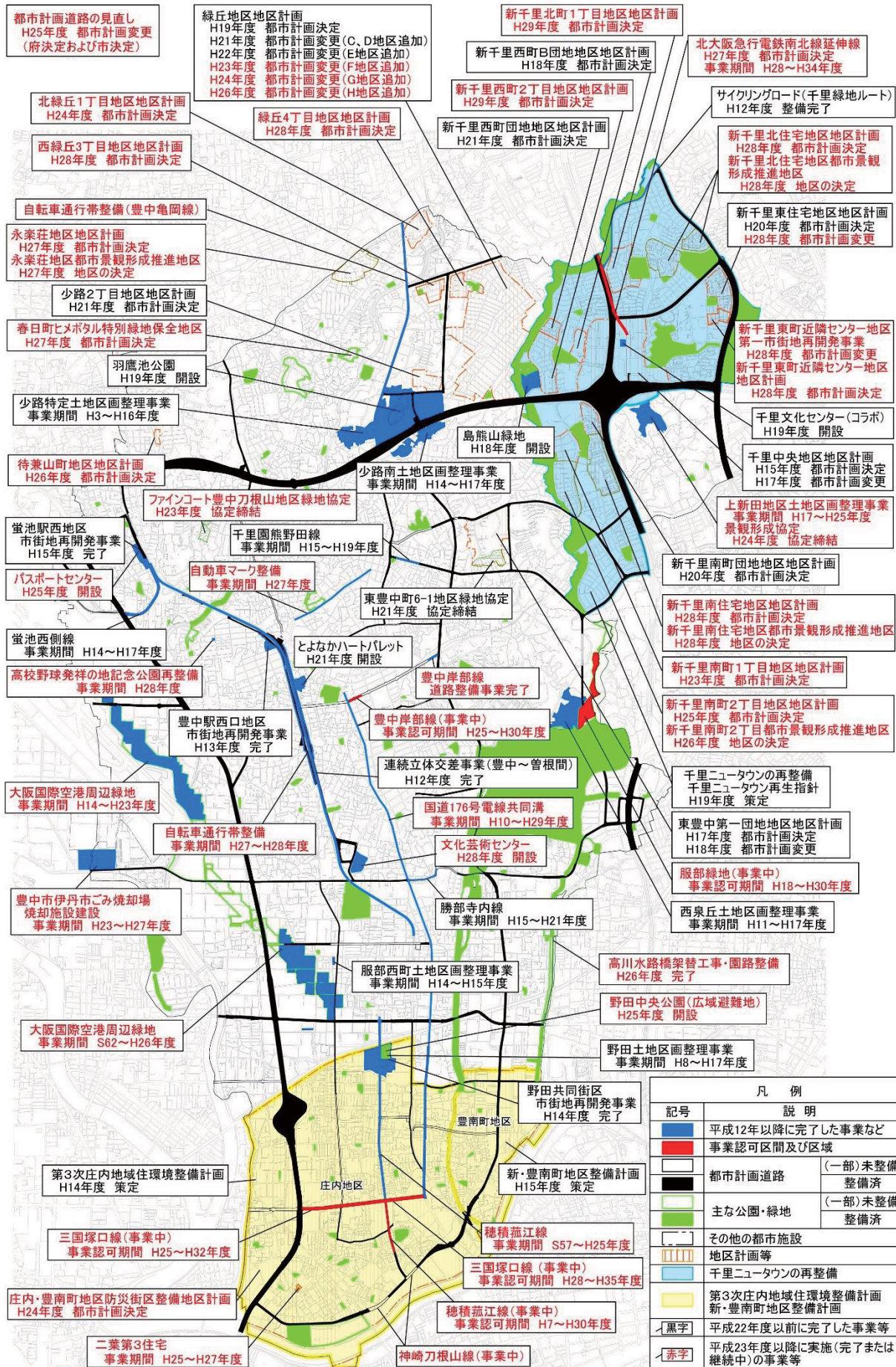


出典：平成 26 年経済センサス-基礎調査

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
参考資料

(5) 都市整備などの概況

平成29年(2017年)12月時点



凡例	
記号	説明
■	平成12年以降に完了した事業など
■	事業認可区間及び区域
	都市計画道路 (一部)未整備
	主な公園・緑地 (一部)未整備
	整備済
	その他の都市施設
	地区計画等
	千里ニュータウンの再整備
	第3次庄内地域住環境整備計画 新・豊南町地区整備計画
■	平成22年度以前に完了した事業等
■	平成23年度以降に実施(完了または継続中)の事業等

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
参考資料

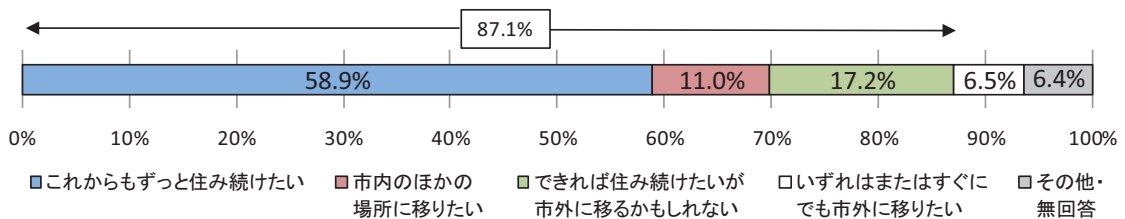
第2節 市民・事業者の意識

(1) 市民アンケート調査の概要

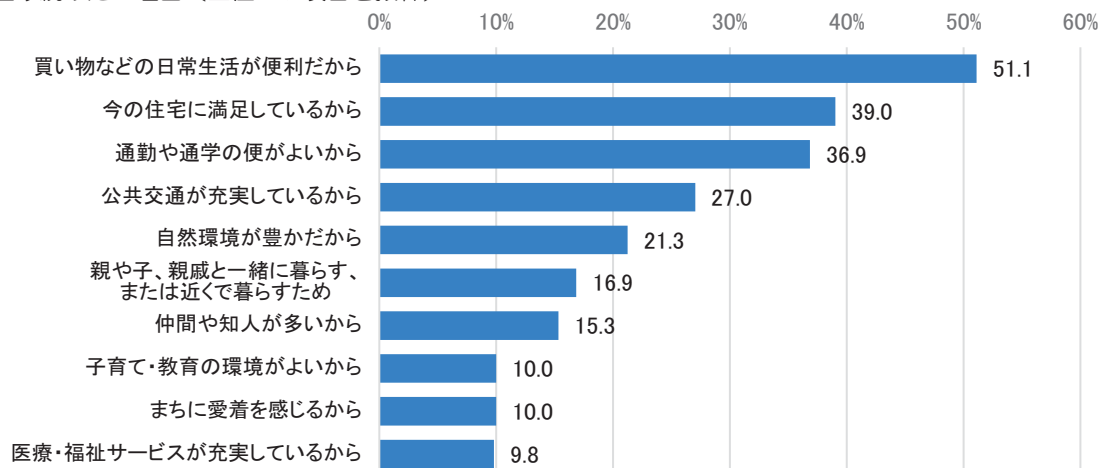
現状のまちの評価や今後重要と思うテーマなどについて市民の意見を把握するため、平成27年(2015年)8月に市民アンケート調査を18歳以上の市民8,000人を対象として実施し、2,838通の回答を得ました。

① 居住意向

・本市に住み続けたい意向を持つ市民は、全体で約87%を占めており、住み続けたい理由としては、「買い物などの日常生活に便利」、「今の住宅に満足」、「通勤や通学に便利」が多く選択されています。

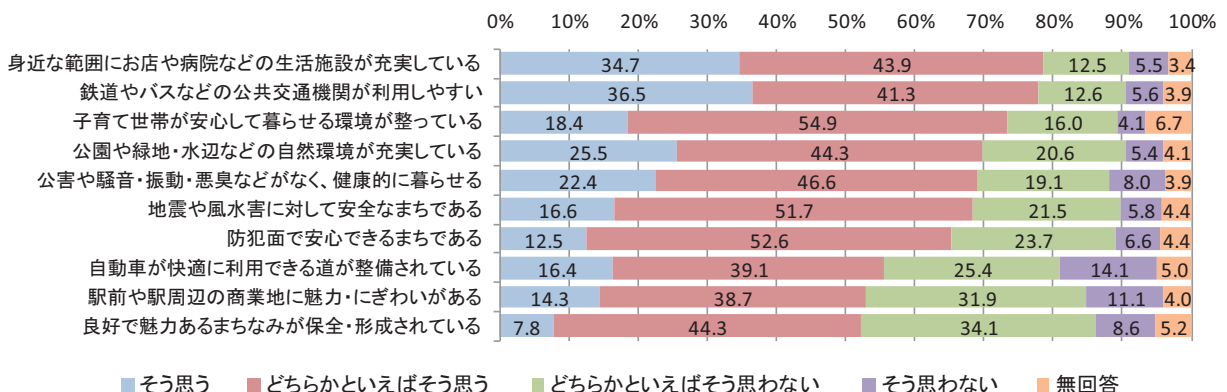


○ 住み続けたい理由(上位10項目を抜粋)



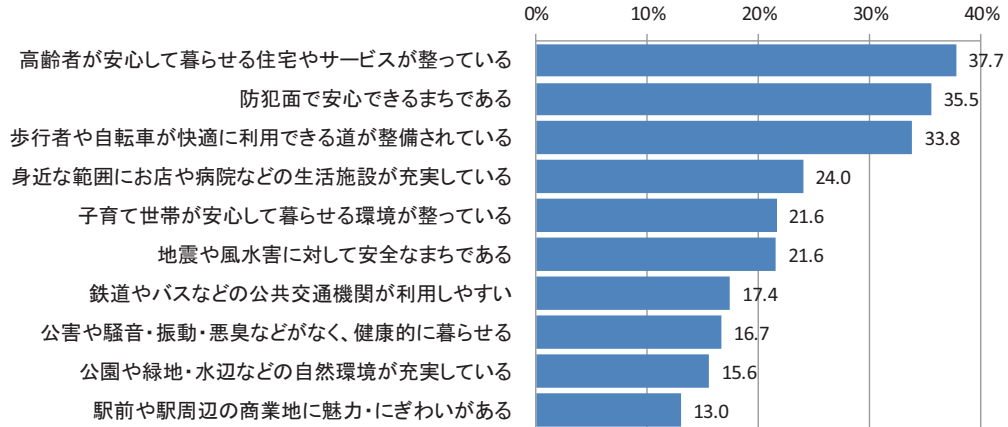
② 居住地域の現状評価(上位10項目を抜粋)

・現状評価が高い項目は、「身近な範囲にお店や病院などの生活施設が充実している」、「鉄道やバスなどの公共交通機関が利用しやすい」、「子育て世帯が安心して暮らせる環境が整っている」などとなっています。



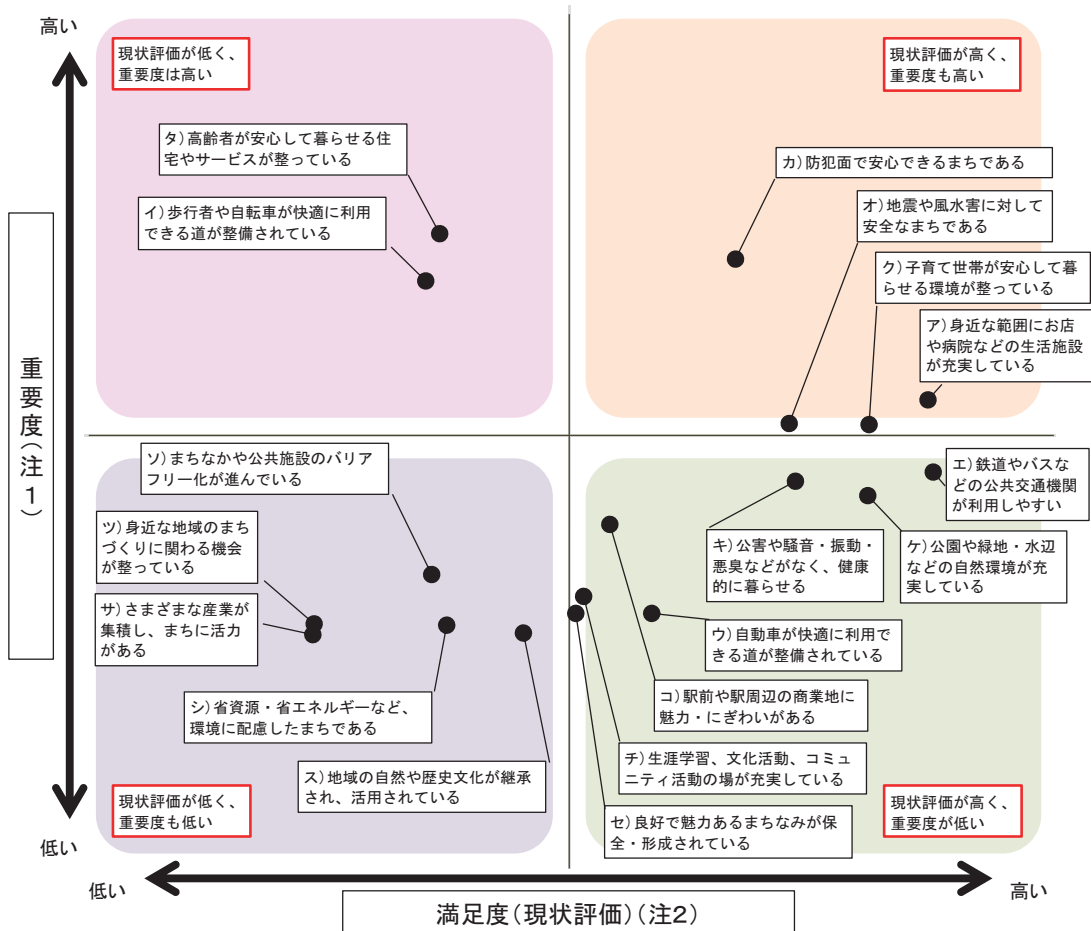
③居住地域で今後重要と思うテーマ（上位10項目を抜粋）

・今後重要と思うテーマは、「高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスが整っている」、「防犯面で安心できるまちである」、「歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている」が多く選択されています。



④今後の都市づくりで重要なテーマ

・居住地域の現状評価と、今後重要と思うテーマの結果をあわせてみると、重要度が高く満足度が低い「歩行者や自転車が快適に利用できる道の整備」、「高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスの整備」などが、今後重要となるテーマであるといえます。

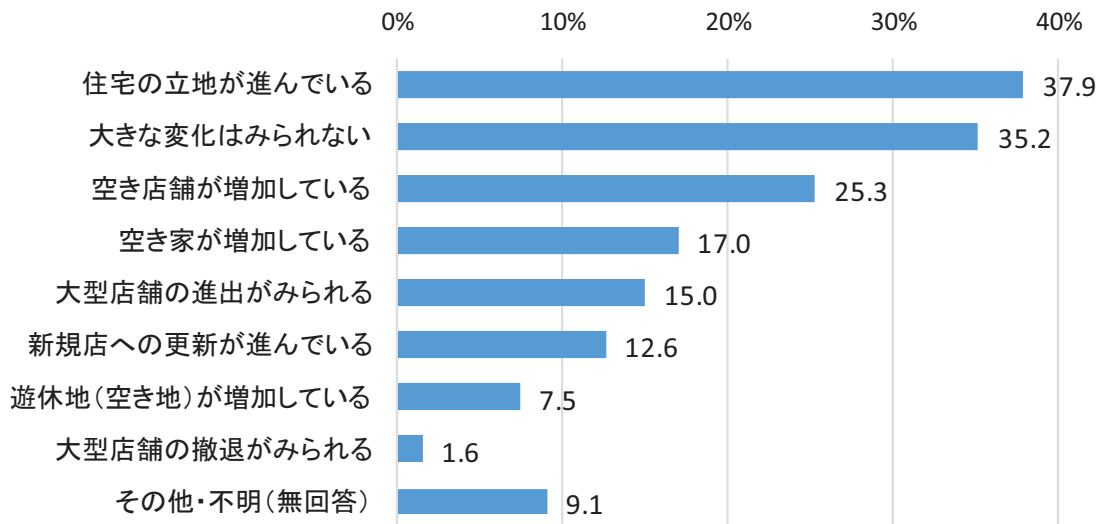


(2) 事業所アンケート調査の概要

産業立地に関する事業者の意見を把握するため、平成27年(2015年)9月に事業所アンケート調査を市内の1000事業所を対象として実施し、253通の回答を得ました。

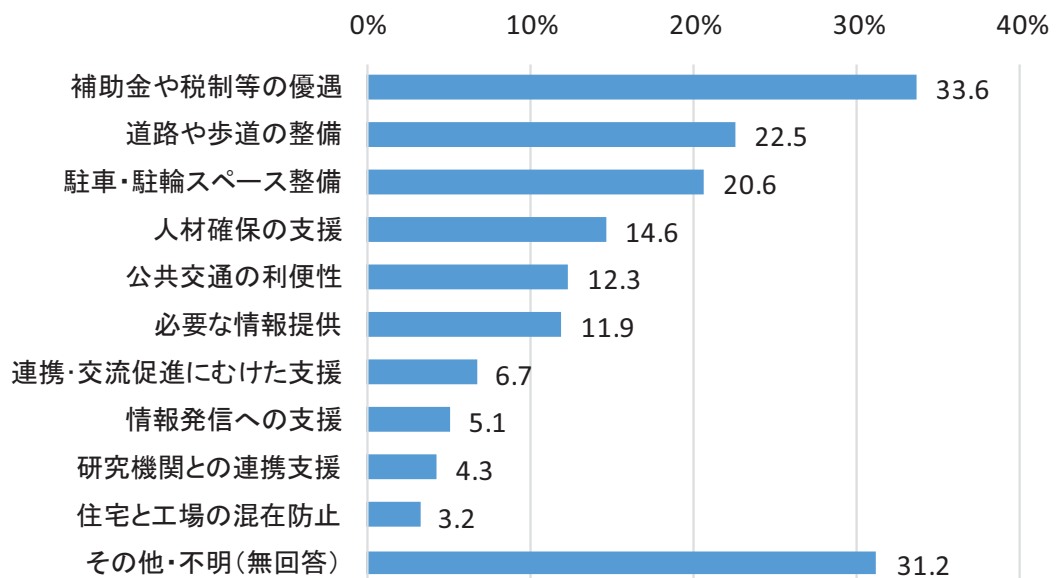
① 近隣のまちの状況変化

・「住宅の立地が進んでいる」と「大きな変化はみられない」が多く、次いで「空き店舗」「空き家」が増加していると感じている事業者が多くなっています。



② 豊中市に期待すること

・「補助金や税制等の優遇」が最も多く、次いで「道路や歩道の整備」と「駐車・駐輪スペース整備」に対する期待が高くなっています。



序章
第1章
第2章
第3章
第4章
参考資料

(3) 市民ワークショップの概要

総合計画で示す「まちの将来像」や、都市計画マスタープランに反映すべき「都市づくりで重点的に取り組む内容」の意見交換のため、平成27年(2015年)10月から平成28年(2016年)1月にかけて、公募市民・庁内若手職員・大阪大学の学生らの参加によるワークショップを計6回開催しました。

テーマ	ワークショップでの意見
都市構造	<p>駅前の利便性(商業、福祉、公共サービス)が充実したコンパクトなまち 商店街の活性化</p> <p>住んでもらいたいエリアを設定する</p> <p>住宅地、工業地の地域内での効率よい住み分けが必要</p> <p>「駅の拠点」と「地域の拠点」が必要(公民館を中心とした拠点)</p> <p>教育施設の充実とあわせて子育て地域を設定</p>
交通	<p>交通機関の利便性向上</p> <p>高齢者にも配慮した駅前のバリアフリー化</p> <p>阪急の駅に急行が停まるようにする(服部天神駅など)</p> <p>鉄道で東西をつなぐ</p> <p>路線バスの本数を増加する</p> <p>バスが遅れない運行サービスのための道路整備</p> <p>自転車道の整備(主要道では歩道を歩行者・自転車用を区分する)</p> <p>歩きやすい道路の舗装とする</p> <p>高齢者の「足」の確保(バス・タクシーに代わるコンパクトカー、小型バス、官民の連携)</p>
防災	<p>空き家、老朽化した建物をなくす</p> <p>まち全体での防災訓練</p> <p>情報発信、避難場所の周知</p> <p>防災意識を高める(小学校の防災訓練に地域住民が参加して炊き出しなどの実践的な訓練、楽しく学べる機会づくり・教育)</p>
住環境	<p>今の住環境を将来に引き継ぐためのルールづくり</p> <p>まちづくりに対する意識の向上(成功事例をもっと周知する)</p> <p>まちづくりを通じた隣近所の交流</p> <p>バリアフリーなど高齢者目線でのまちづくり</p> <p>空き家の活用(老若男女が憩える場所にする、グループホーム、コミュニティビジネスなど)</p>
景観	<p>まちとしての魅力づくり</p> <p>景観を整える</p>
自然・環境	<p>公園を増やす、バリアフリー化</p> <p>こどもが安全に遊べる公園作り(古くなった遊具、汚れた遊具を見直す)</p> <p>公園などの遊び場を充実</p> <p>民間(マンション、事業者)の敷地の20%は植樹する制度</p> <p>街路樹を植える</p> <p>みどりの適正な管理</p>

第3節 都市づくりの課題

本市を取り巻く社会環境の変化や市民・事業者などの意識などから、「第2次豊中市都市計画マスタープラン」の策定にあたっての都市づくりの課題を、以下のように整理します。

①人口減少・少子高齢化の進行を見据えたまちづくり

将来的に人口減少や少子高齢化の進行が見込まれるなか、都市活力の維持や都市インフラの適切な管理の観点から、現状のコンパクトな都市構造の維持・強化を図るため、居住の適切な誘導や、市民生活を支える拠点となる鉄道駅周辺地区の機能充実などの取組みが求められています。

②住宅と産業の立地に配慮した市街地の形成

本市の市街地特性を活かし産業の活性化を進めるため、事業所が集積する市街地では良好な住環境と安定した操業環境を形成する観点から、住宅と事業所の混在を防止するための取組みが求められています。また、住宅と事業所が混在する市街地では、住宅と事業所が共生できるまちづくりが求められています。

③低炭素都市づくりの推進

地球温暖化などの重大な環境問題の主要因である温室効果ガスの削減は、地球規模で課題となっているため、本市においても、低炭素都市づくりに向けた取組みのさらなる充実が求められています。

④公共交通の利便性を高める取組みの推進

本市の公共交通の利便性については、市民から高い評価を受けている一方で、市内各地域における交通環境の課題が存在しており、その解決が求められています。また、これからの高齢化の進行や地球温暖化対策への対応などにおいても、ますます公共交通の重要性は高まってきており、全市的に公共交通を中心として、歩いて暮らせるまちづくりを進めていくため、その利便性を向上させていくことが求められています。

⑤道路交通環境の改善に資する取組みの推進

人や物が円滑に移動できるよう、都市の骨格となる道路整備だけでなく、歩行者・自転車の安全な通行の確保のほか、高齢者や障害者などに配慮した歩道整備などの道路交通環境の改善が求められています。また、高齢化の進行に伴い、健康・快適な生活が送れるように、高齢者でも出歩きやすい環境を確保することが求められています。

⑥周辺都市と連携したまちづくりの推進

関西圏の交通の要衝となる大阪国際空港や、北部大阪の都市拠点である千里中央地区においては、本市だけでなく、周辺都市への波及効果につながる活性化が求められています。また、大阪市や兵庫県と隣接する地理的特性や、鉄道や高速自動車道路網などによる広域ネットワークを活かしながら、周辺都市での新たな拠点形成などと連携したまちづくりを進めることで、相乗効果により、一層発展していくことのできる取組みが求められています。

⑦多様な取組みによるみどりの確保

市街地における公園や緑地などの自然環境については、市民から良好な評価を受けていますが、みどり豊かなうるおいのあるまちづくりを進めるためには、公園・緑地の整備や市民・事業者などとの協働による緑化、農地の保全・活用など多様な取組みが求められています。

⑧親しみの持てる水辺環境の確保

都市に残る貴重な自然環境として、河川沿いのみどりの保全とともに、安全性を確保しつつ、市民にとって親しみやすい河川や水路などの水辺環境の確保が求められています。

⑨魅力ある都市景観の形成

市民共有の財産である都市景観をまもり・つくり・そだて・いかすためには、景観への意識を高め、景観形成に取り組む人材の育成や、地域特性を活かしたルールづくりの取組みを進めていくことが求められています。

⑩住み続けられる住宅・住環境の形成

定住意向については、市民から高い評価を受けていますが、居住選択される住宅都市としてあり続けるためには、地域コミュニティの育成や空き家の増加などの課題に対応し、安全で安心して地域に住み続けられる住宅・住環境づくりに向けた取組みが求められています。

⑪災害に対する安全性の向上

近年頻発している集中豪雨や地震などの自然災害に対して、安全で安心して暮らすことができ、災害時には被害を少しでも減らせるように、災害に強いまちづくりを進めるため、ハード面とソフト面を適切に組み合わせた対策が求められています。

⑫地域の特性を踏まえたまちづくりの推進

本市の市街地の成り立ちや態様はさまざまであるなか、愛着と誇りを育むまちづくりを進めていくためには、地域を熟知する市民・事業者などが主体となる取組みと市が協働し、まちの課題解決や発展につながる土地利用のルールづくりなどを進めていくことが求められています。

●都市づくりの課題と都市づくりの方針との対応

「都市づくりの課題」と、第3章で示す「都市づくりの方針」との対応関係を、以下の表に示します。

都市づくりの課題と都市づくりの方針との対応表

都市づくりの課題	第3章 都市づくりの方針						
	快適なまちづくり 活力あふれる便利で 交通環境づくり	誰もが移動しやすい 交通環境づくり	自然環境や都市の みどりに触れ合える環境づくり	都市景観づくり まちの魅力を高める	住んでみたい住み続けたい まちづくり	安心・安全に暮らせる まちづくり	地域の個性を活かした まちづくり
	P.34	P.40	P.45	P.50	P.54	P.59	P.63
①人口減少・少子高齢化の進行を見据えたまちづくり	●	●					●
②住宅と産業の立地に配慮した市街地の形成	●						●
③低炭素都市づくりの推進	●	●	●		●		●
④公共交通の利便性を高める取組みの推進		●					
⑤道路交通環境の改善に資する取組みの推進		●					
⑥周辺都市と連携したまちづくりの推進	●						●
⑦多様な取組みによるみどりの確保			●	●			
⑧親しみの持てる水辺環境の確保			●				
⑨魅力ある都市景観の形成				●			
⑩住み続けられる住宅・住環境の形成					●		●
⑪災害に対する安全性の向上						●	
⑫地域の特性を踏まえたまちづくりの推進	●	●	●	●	●	●	●

第2章 都市づくりの目標

第1節 都市づくりの目標と重点的な視点	P.24
1. 都市づくりの目標	P.25
2. 都市づくりの重点的な視点	P.26
第2節 都市空間の将来像	P.28
1. 都市構造	P.28
2. 土地利用	P.31





第2章 都市づくりの目標

第1節 都市づくりの目標と重点的な視点

「第4次豊中市総合計画」が掲げるまちの将来像や「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来展望人口を踏まえ、都市づくりの課題に対応するため、都市づくりの目標と目標の実現に向けた今後の都市づくりの重点的な視点を示します。また、平成26年（2014年）に改正された「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画制度の導入を視野に入れ、本計画の目標年次である平成39年（2027年）はもとより、さらに長期の平成52年（2040年）の人口減少期を見据えた都市空間の将来像を設定します。

第4次豊中市総合計画 まちの将来像

みらい創造都市 とよなか ～明日がもっと楽しみなまち～

豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン 将来展望人口

平成52年（2040年）における人口の将来展望：38万人



第2次豊中市都市計画マスタープラン

活力あふれる便利で快適なまち

みどり豊かなうるおいのあるまち

～都市づくりの目標～

安全でゆとりのあるまち

地域の個性を活かすまち

都市づくりの重点的な視点

- 周辺都市との広域連携によるまちづくり
- 住・商・工が適切に立地し、公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくり

都市空間の将来像

- 「都市構造」：拠点・道路・公園など都市の骨格を示す
- 「土地利用」：住・商・工の土地利用の適切な配置を示す

対応

[都市づくりの課題]

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ①人口減少・少子高齢化の進行を見据えたまちづくり | ⑦多様な取組みによるみどりの確保 |
| ②住宅と産業の立地に配慮した市街地の形成 | ⑧親しみの持てる水辺環境の確保 |
| ③低炭素都市づくりの推進 | ⑨魅力ある都市景観の形成 |
| ④公共交通の利便性を高める取組みの推進 | ⑩住み続けられる住宅・住環境の形成 |
| ⑤道路交通環境の改善に資する取組みの推進 | ⑪災害に対する安全性の向上 |
| ⑥周辺都市と連携したまちづくりの推進 | ⑫地域の特性を踏まえたまちづくりの推進 |

1. 都市づくりの目標

「第2次豊中市都市計画マスタープラン」の都市づくりの目標は、「豊中市土地利用の調整に関する条例」に定める土地利用の基本理念を継承しつつ、「第4次豊中市総合計画」のまちの将来像や都市づくりの課題など、都市計画をとりまく状況の変化を踏まえ、以下のとおり定めます。

【目標①】活力あふれる便利で快適なまち

○活力あふれる便利で快適なまちづくり

本市の交通利便性が高い特性を活かし、多様な都市機能の集積による鉄道駅周辺の拠点の充実や、住宅と産業の適切な土地利用の誘導などの取組みにより、市全体のにぎわいや活力のさらなる向上を図り、公共交通を中心とした便利で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりをめざします。

○誰もが移動しやすい交通環境づくり

都市の骨格となる道路整備を進めるとともに、公共交通の利便性の向上や歩行者・自転車の安全な通行の確保、高齢者や障害者などに配慮した歩道整備など、高齢者をはじめ誰もが移動しやすく、歩いて暮らせる交通環境の整備をめざします。

【目標②】みどり豊かなうるおいのあるまち

○自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり

さまざまな機能を持つ服部緑地などのまとまりある緑地と、これらに連なる河川などの自然環境の保全に努め、次世代に継承するとともに、みどり豊かなまちとするため、公園の魅力向上や公共施設の緑化、市民をはじめ多様な主体との協働による取組みにより、みどりに身近に触れ合える環境づくりをめざします。

○まちの魅力高める都市景観づくり

快適で住み良い都市空間の実現に向けて、市民・事業者・市民公益活動団体・行政がそれぞれの役割のもと、地域の特性や魅力を活かしながら、相互に協働して良好な景観をまもり・つくり・そだて・いかすことで、まちへの愛着と誇りを育む都市景観づくりをめざします。

【目標③】安全でゆとりのあるまち

○住んでみたい住み続けたいまちづくり

地域の特性を踏まえて、多様な世代や立場の人が快適に暮らせるよう、良好な住宅・住環境の保全・形成や、住みよいまちづくりなどの取組みにより、“住んでみたい”“住み続けたい”と思われるまちづくりをめざします。

○安心・安全に暮らせるまちづくり

さまざまな災害に対して、被害を最小限に食い止められるように、道路などの都市基盤の整備や更新、建物の耐震化・不燃化、防災に関する情報発信などの市街地の防災性向上に向けた取組みを進めるとともに、市民や事業者などとの協働により地域における防災力の強化を図ることで、安心・安全に暮らせるまちづくりをめざします。

【目標④】地域の個性を活かすまち

○地域の個性を活かしたまちづくり

本市に“住みたい”“訪れたい”と思われる魅力あるまちづくりを進めるため、市民や事業者などの地域に関わる多様な主体の参画と協働による取組みのもと、地域によって異なる都市基盤の状況や土地利用、まちの形態や機能、さらに社会環境の変化などを踏まえ、それぞれの地域の個性を活かしたまちづくりをめざします。

2. 都市づくりの重点的な視点

都市づくりの目標の実現に向けて、人口減少期において都市の活力を維持しながら、持続可能な都市を形成するための都市づくりの重点的な視点を示します。

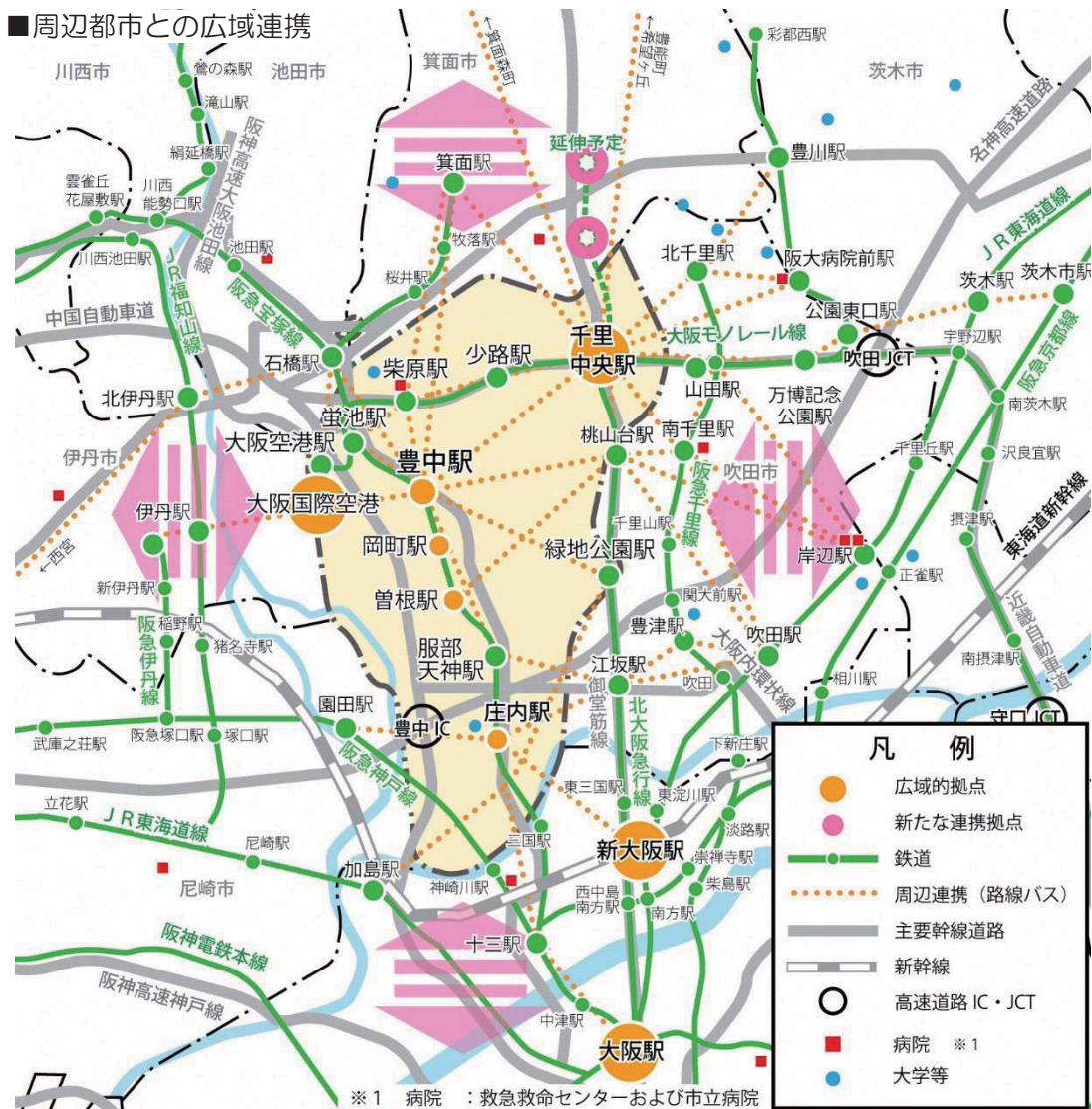
【視点①】

周辺都市との広域連携によるまちづくり

本市は、全国各地への玄関口である大阪国際空港や、北部大阪の都市拠点である千里中央地区が位置しており、それら要衝地を中心に形成されている広域的なネットワークの強みを活かし、相互の都市で相乗効果の得られるまちづくりを進めることで、北部大阪全体の活性化をめざします。

また、市域の南部においては、大阪市や兵庫県と隣接する地理的特性を活かし、人や物の交流などによる結び付きを高めるまちづくりを進めます。

そして、将来的に見込まれる人口減少社会において、持続可能な都市を形成するため、これまでのインフラや公共施設などのストックを有効に活用するとともに、交通ネットワークで結ばれた周辺都市との連携による機能分担や相互利用などの取組みにより、各市の地域資源を有効に活かしたまちづくりを進めます。



序章

第1章

第2章

第3章

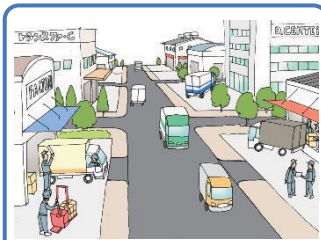
第4章

参考資料

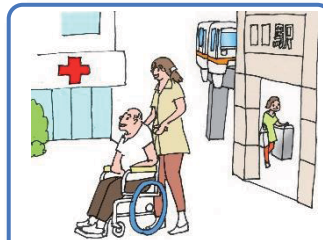
【視点②】

住・商・工が適切に立地し、公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくり

本市は、全域が市街化区域であり、市内の各地域や各拠点が公共交通網で結ばれ、市域の大部分が公共交通の沿線地域となるコンパクトな都市構造が形成されているものの、将来的には人口減少や全市的な高齢化の進行が見込まれるなか、誰もが暮らしやすく、活力あるまちをめざすため、住・商・工の適切な土地利用の誘導とともに、公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりを進めます。



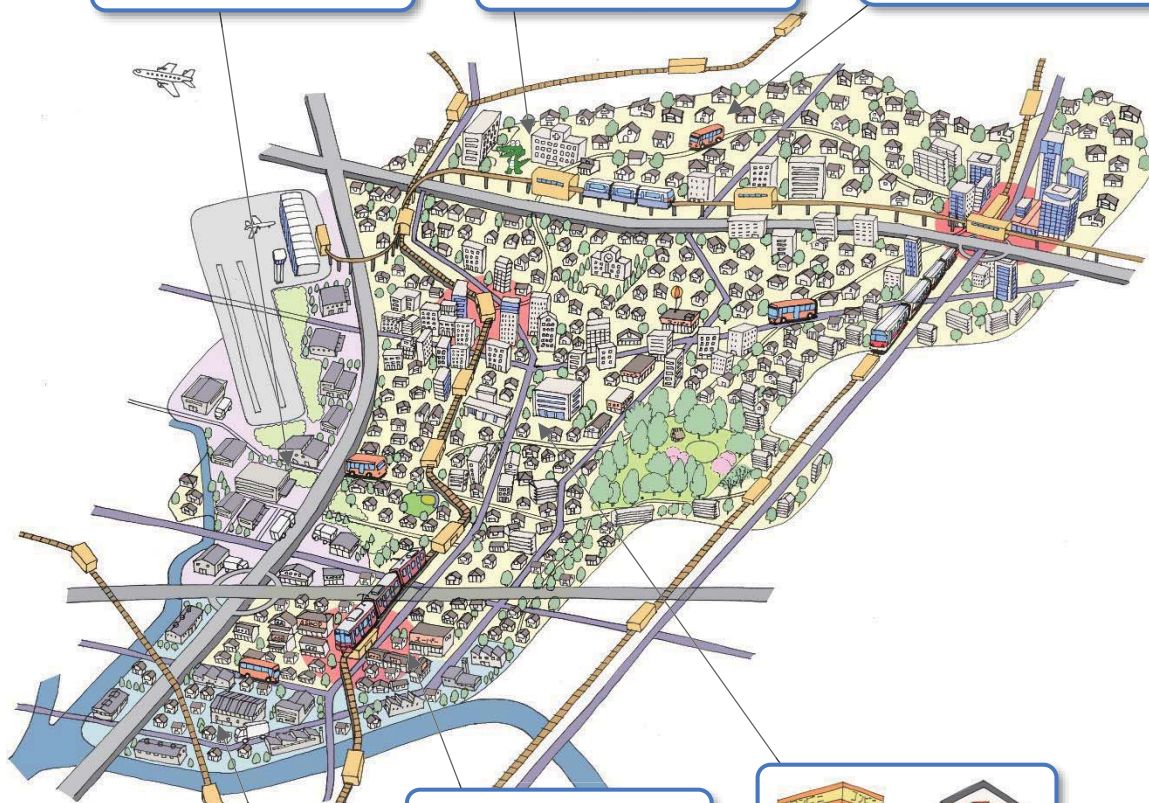
事業所の操業環境が確保された活力あふれるまち



公共交通を利用して駅前
の病院などの施設利用が
便利なまち



バスによる拠点や鉄道駅
へのアクセスが便利なま
ち



住宅と工場が共生し、働き
やすく住みやすいまち



駅前の商業施設などが
充実し、便利でにぎわい
があるまち



公共施設や生活利便施設
が便利で、充実している
まち

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

第2節 都市空間の将来像

都市空間の将来像は、都市づくりの目標を実現するための道路・公園などによって作られる都市空間や土地利用としての将来あるべき姿を示すもので、拠点や道路・公園などの都市の骨格を示す「都市構造」と、土地利用の適切な配置の考え方を示す「土地利用」に分けて示します。

1. 都市構造

交通ネットワークと連携したコンパクトで利便性の高い都市空間の形成を図るため、都市構造を構成する要素として、さまざまな都市機能が集積する「拠点」、土地利用の基本的な枠組みを示す「ゾーン」、都市活動を支える交通体系や保全すべき自然環境の連なりを示す「都市軸」を設定し、その基本的な考え方を示します。

(1) 拠点

地域毎の特性に応じた都市機能の集積や活性化を図り、拠点にふさわしい市街地を形成するため、各鉄道駅と大阪国際空港の周辺を都市活動や地域の生活を支える拠点として設定します。

北部大阪都市拠点	北部大阪都市拠点として千里中央駅周辺を位置付け、商業・業務機能の充実や高次都市機能の集積などにより、北部大阪の中心的な拠点にふさわしい魅力と活力にあふれ、市内外からも多くの人を訪れる都市空間の形成を図ります。
都市拠点	都市拠点として豊中駅、岡町駅、曾根駅、庄内駅の各駅周辺を位置付け、豊中駅および庄内駅周辺は商業・業務の中心として、岡町駅周辺は公共サービスの中心として、曾根駅周辺は文化・スポーツの中心として、それぞれの特性に応じた都市機能の集積を促進し、都市全体に活力を与える魅力ある都市空間の形成を図ります。
地域拠点	地域拠点として蛸池駅、服部天神駅、緑地公園駅、柴原駅、少路駅の各駅周辺を位置付け、市民の日常生活を支える都市空間の形成を図ります。
広域連携都市拠点	広域連携都市拠点として大阪国際空港と大阪空港駅の周辺を位置付け、人・物・情報が活発に行き交う交流の拠点として、北部大阪の発展にもつなげる都市空間の形成を図ります。

(2) ゾーン

本市の市街地特性を最大限に活かし、適切な土地利用の誘導を図るため、居住・都市機能・産業の立地を誘導するゾーンについて示します。

居住誘導ゾーン	公共交通の沿線地域を居住誘導ゾーンとして位置付け、居住の誘導により人口密度を維持することで、公共交通や生活サービスなどが継続的に確保される市街地の形成を図ります。
都市機能誘導ゾーン	鉄道駅を中心とした徒歩圏を都市機能誘導ゾーンとして位置付け、市民生活や都市活動に必要な都市機能が立地する市街地の形成を図ります。
産業誘導ゾーン	大阪国際空港周辺や神崎川沿いの地域を産業誘導ゾーンとして位置付け、本市の広域交通に恵まれた立地特性を活かして、流通業務施設や製造業などの事業所が集積する市街地の形成を図ります。

(3) 都市軸

各拠点や周辺都市との交通ネットワークの構築により、都市の活性化を図るとともに、うるおいある都市空間の形成を進めるため、各軸を設定します。

豊中中心軸	本市の発展を支えてきた国道 176 号および阪急宝塚線に沿った区域を豊中中心軸と位置付け、さまざまな都市機能の集積により、市全体に活力を与える軸の形成を図ります。
広域連携軸	自動車専用道路および主要幹線道路（御堂筋線、大阪中央環状線、大阪南池田線、豊中吹田線）を広域連携軸と位置付け、周辺都市との広域的なネットワークにより、近畿圏さらには全国との交流を促進します。
都市連携軸	都市幹線道路（国道 176 号、少路箕面線～神崎刀根山線、府道伊丹豊中線～府道（旧）大阪中央環状線、三国塚口線）を都市連携軸と位置付け、市内および隣接都市との連携を促進します。
公共交通軸 地域連携網	阪急宝塚線、北大阪急行、大阪モノレールを公共交通軸と位置付けるとともに、市域内から拠点へのアクセスや拠点間の接続、さらには周辺都市を連絡するバス路線を地域連携網と位置付け、公共交通軸と地域連携網のネットワークにより、公共交通を中心とした歩いて暮らせる都市構造の形成を図ります。
水とみどりの軸	服部緑地、千里緑地、大阪国際空港周辺緑地、豊島公園などの公園・緑地と、各河川や中央幹線景観水路で形成されるうるおいを創出するネットワークを、水とみどりの軸と位置付け、市街地内の自然的空間の骨格として、人と自然の共生空間の形成を図ります。

都市構造図

序章

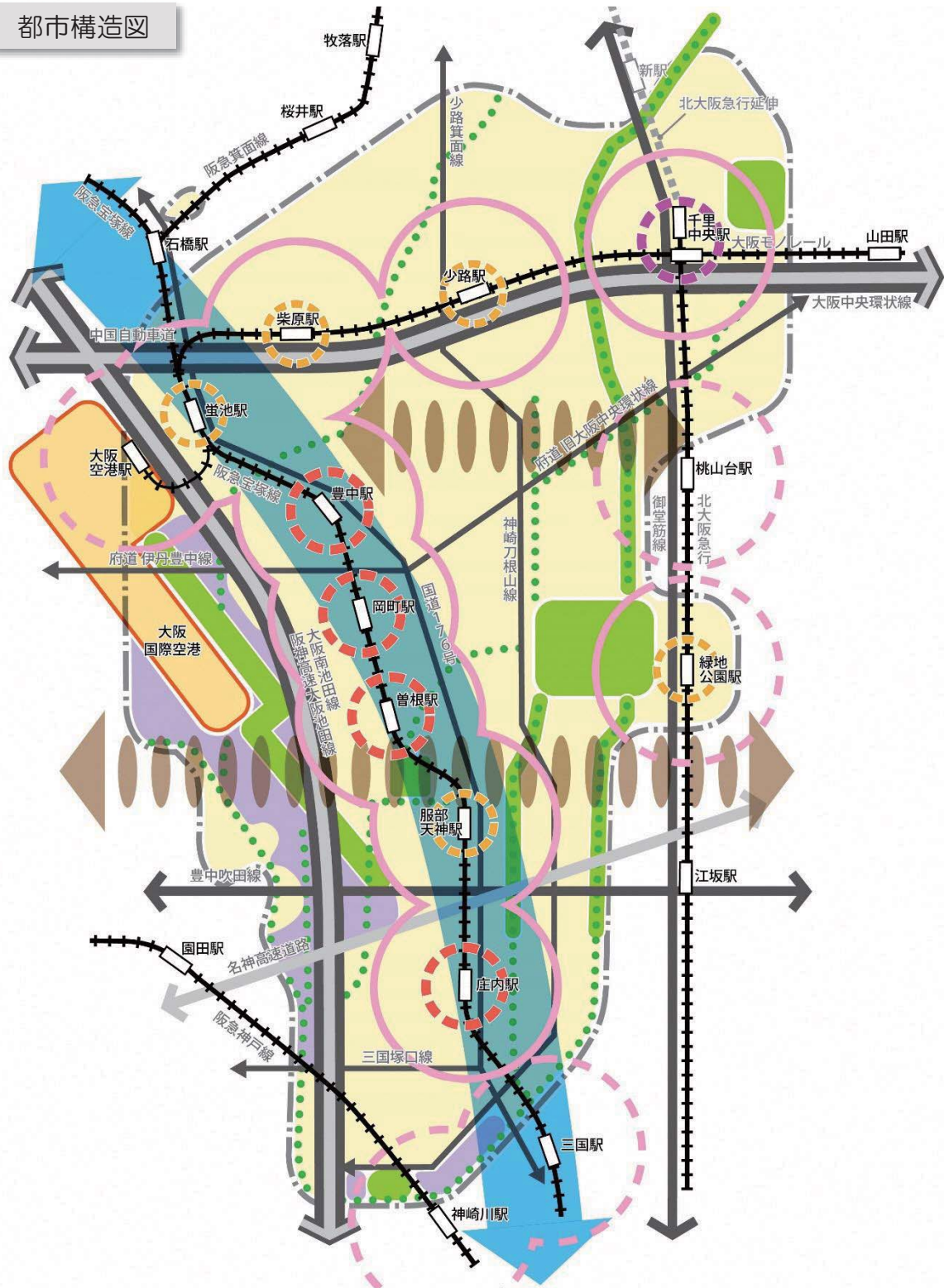
第1章

第2章




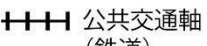


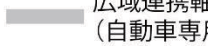



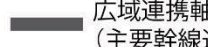


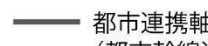
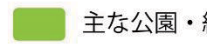
第3章

第4章

参考資料



凡 例

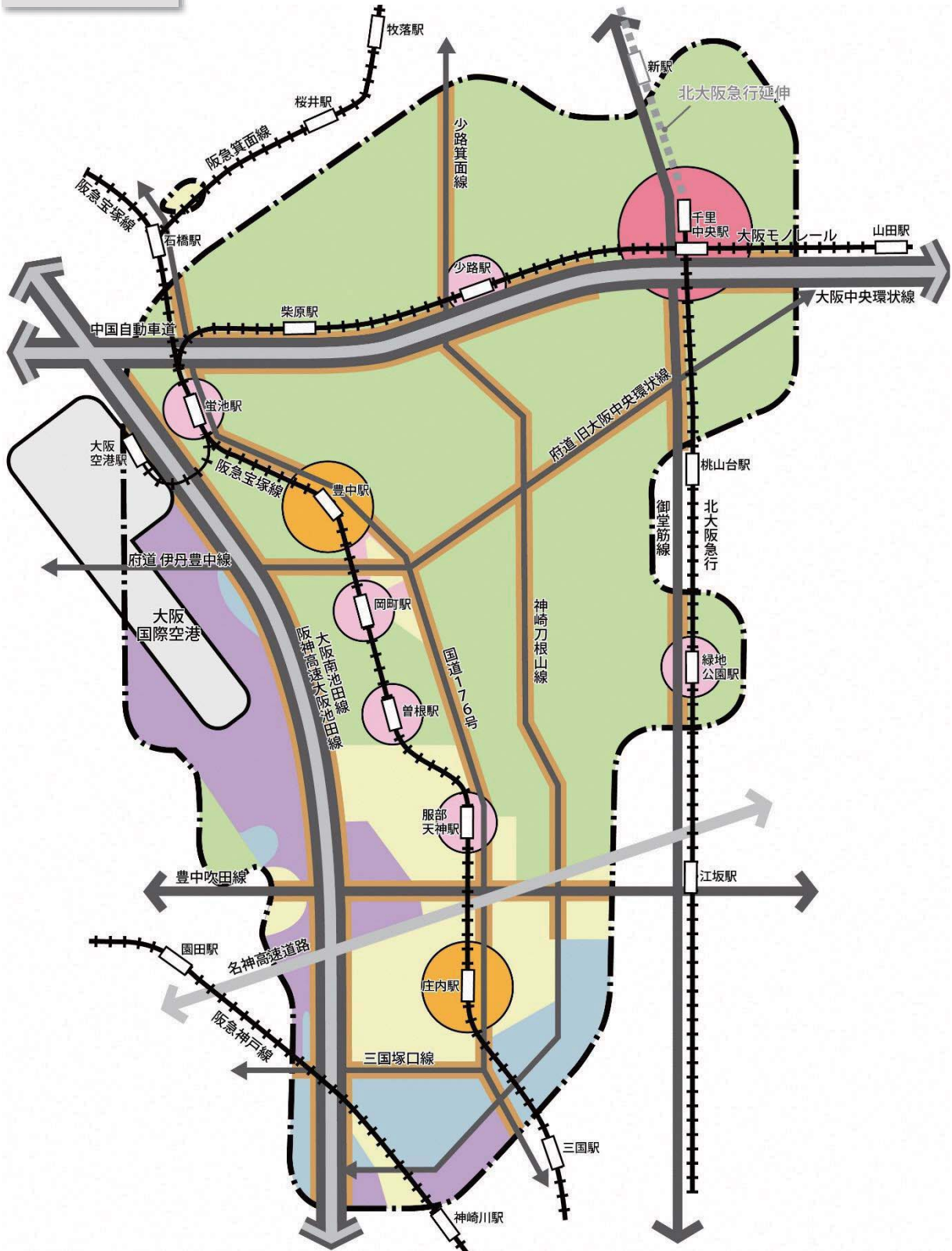
- | | | | |
|--|---|--|--|
|  北部大阪都市拠点 |  居住誘導ゾーン |  豊中中心軸 |  公共交通軸 (鉄道) |
|  都市拠点 |  都市機能誘導ゾーン |  広域連携軸 (自動車専用道路) |  地域連携網 |
|  地域拠点 |  産業誘導ゾーン |  広域連携軸 (主要幹線道路) |  水とみどりの軸 |
|  広域連携都市拠点 | |  都市連携軸 (都市幹線道路) |  主な公園・緑地 |

2. 土地利用

うるおいのある住みよい住宅都市であるとともに、府内有数の事業所が集積する都市として、良好な住環境の形成や拠点における都市機能の集積、事業所の立地を促進するため、住宅系・商業系・工業系の土地利用の適切な配置についての基本的な考え方を示します。

住宅系市街地	専用住宅市街地	市域の中央から北部にかけての丘陵部や台地の住宅市街地については、住宅を中心とした市街地の形成を図るとともに、千里ニュータウンや東豊中地区などでは、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
	一般住宅市街地	庄内駅および服部天神駅の周辺や、豊中駅から岡町駅にかけての住宅市街地などについては、住宅を主体としながらも、商業施設なども立地する日常生活の利便性に富んだ市街地の形成を図ります。
商業系市街地	高次都市機能集積市街地	北部大阪都市拠点に位置付ける千里中央駅周辺の商業業務市街地については、土地の高度利用を進め、北部大阪の都市拠点にふさわしい高次都市機能の導入や、商業・業務機能の充実と新たな商業核の形成などにより、広域を対象とした多様な都市機能が集積する市街地の形成を図ります。
	商業業務市街地	都市拠点に位置付ける豊中駅周辺、庄内駅周辺の商業業務市街地については、土地の高度利用を進め、商業・業務施設の集積と都市機能の充実により、活気ある市街地の形成を図ります。
	住商共生市街地	地域拠点に位置付ける各鉄道駅周辺や、豊中駅から岡町駅にかけての市街地については、生活利便施設などが立地し、周辺地域の利便性向上に資する市街地の形成を図ります。
工業系市街地	住工共生市街地	南部地域や西部地域の住宅と事業所の混在が進んだ市街地については、住民と事業者のお互いの理解と尊重のもと、住工混在という地域特性をまちづくりに活かすことで、住宅と事業所が共生する市街地の形成を図ります。
	産業集積市街地	大阪国際空港周辺や神崎川沿いの事業所が集積する市街地については、住民と事業者のお互いの理解と尊重のもと、住環境に配慮しながら、流通業務施設や製造業などの事業所の安定した操業環境を確保する市街地の形成を図ります。
沿道市街地		都市の骨格を構成する幹線道路沿道の市街地については、背後の住宅地の住環境との調和に配慮しながら、商業・業務施設、沿道サービス施設、生活利便施設、流通業務施設などが、各路線の特性に応じて立地する市街地の形成を図ります。

土地利用図



凡例

- | | | |
|---------|-------------|---------|
| 自動車専用道路 | 専用住宅市街地 | 住商共生市街地 |
| 主要幹線道路 | 一般住宅市街地 | 住工共生市街地 |
| 都市幹線道路 | 高次都市機能集積市街地 | 産業集積市街地 |
| 鉄道 | 商業業務市街地 | 沿道市街地 |

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

第3章 都市づくりの方針

第1節 活力あふれる便利で快適なまち	P.34
1. 活力あふれる便利で快適なまちづくり	P.34
2. 誰もが移動しやすい交通環境づくり	P.40
第2節 みどり豊かなうるおいのあるまち	P.45
1. 自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり	P.45
2. まちの魅力を高める都市景観づくり	P.50
第3節 安全でゆとりのあるまち	P.54
1. 住んでみたい住み続けたいまちづくり	P.54
2. 安心・安全に暮らせるまちづくり	P.59
第4節 地域の個性を活かすまち	P.63
1. 地域の個性を活かしたまちづくり	P.63
第5節 地域別索引図	P.69





第3章 都市づくりの方針

第1節 活力あふれる便利で快適なまち

1. 活力あふれる便利で快適なまちづくり

(1) 現況と課題

○現況

本市は、ほぼ全域が市街化し、住居系施設の占める割合が多く、駅・バス勢圏内の居住割合は人口の約99%となっています。北部地域や北東部地域、東部地域では戸建住宅と共同住宅の分布が比較的明確に分かれているところがあり、中北部地域や中部地域では両者が混在した市街地が多くを占めています。西部地域では空港関連の施設や倉庫・製造業などの工業系施設が多く立地するほか、南部地域では住居系施設と工業系施設の混在がみられるなど、それぞれの地域によって市街地に特性がみられます。また、昭和30年代中頃から昭和40年代中頃にかけて、大規模な公的住宅などが開発されたことから、建物の更新時期を迎え、建替えの進んでいる地区があります。

各鉄道駅周辺については、千里中央駅周辺では複合的な都市機能が集積し、豊中駅、岡町駅、曾根駅、庄内駅周辺では、商業・業務機能や公共サービス機能の集積がみられ、広域的な拠点を形成しています。また、その他の鉄道駅についても、駅を中心として生活に必要な機能が集積しています。

このように、本市はコンパクトで利便性の高い市街地が形成されており、平成27年度（2015年度）に実施した市民アンケート調査では、市民の約87%が住み続けたいと答えるなど、高い定住意向が示されています。

○施策進捗の状況

千里中央駅周辺では、建物の建替え更新にあわせて、医療・福祉・住宅などの機能の導入や千里コラボセンターの開設など、複合的な都市機能の集積により、北部大阪の都市拠点としての機能の充実が進んでおり、平成26年（2014年）には「千里中央地区活性化ビジョン」を策定し、さらなる活性化に向けた取組みを進めています。

豊中駅、岡町駅、曾根駅周辺では、連続立体交差事業の完了に伴い整備された駅舎や高架下空間の有効活用による市民活動情報サロンや環境交流センターの開設、旧市立豊中病院跡地での公的施設のすこやかプラザと商業施設などが併設したとよなかハートパレットの開設、また、平成29年（2017年）には旧市民会館建替えによる文化芸術センターが開設するなど、市の活力向上につながる機能の充実が進んでいます。

庄内駅周辺では、庄内駅前庁舎の整備など、駅周辺の利便性の向上に向けた取組みを進めています。

産業活性化の取組みとしては、平成26年（2014年）に「豊中市企業立地促進計画（全体編）」を策定し、安定した操業環境の形成に向けた取組みを進めています。

○都市づくりの課題

第1章 第3節 都市づくりの課題のうち、関連するものを示します。

- 人口減少・少子高齢化の進行を見据えたまちづくり
- 住宅と産業の立地に配慮した市街地の形成
- 低炭素都市づくりの推進
- 周辺都市と連携したまちづくりの推進
- 地域の特性を踏まえたまちづくりの推進

(2) 基本方針

本市は、市民の定住意向の高さにも表れているように、都市基盤の整備状況や生活利便施設の充実など、市域全体で高い水準の都市機能を有していますが、既に超高齢社会を迎え、将来的には人口減少が見込まれるなかにおいても、活力を維持し続け、多世代の人々や多くの事業者に選ばれるまちづくりをめざします。

そして、成熟した本市がより魅力ある都市として発展していくためには、都市間での機能連携とともに、現在の地域特性をさらに伸ばすための取組みを進めていくことが重要であり、誰もが暮らしやすく、活力あるまちをめざし、住・商・工のそれぞれを適正に配置、誘導することで産み出される集積効果とあわせて、既存ストックの活用と地域特性を一層高めるための都市機能の充実を進めます。



千里中央地区に立地する千里コロボ



市街地再開発事業により整備された豊中駅前



市立豊中病院などが立地する柴原駅前



広域連携都市拠点に位置付ける大阪国際空港

(3) 都市づくりの方針

○地域特性を踏まえた土地利用の誘導

①居住誘導ゾーン

居住誘導ゾーンは、将来的に見込まれる人口減少や少子高齢化の進行に対応して、一定の人口密度を維持し、良好な住環境やコミュニティ、公共交通や生活サービスなど必要な機能を継続的に確保していくため、居住の誘導を図る区域とします。本市では公共交通の沿線地域で、主に住宅地を中心とした市街地が形成されており、このうち、将来においても一定の人口密度が見込まれる区域を居住誘導ゾーンとします。

居住の誘導方策の考え方として、道路・公園などの都市基盤整備の推進や、地区計画などにより良好な住環境を保全・形成しつつ、医療・福祉施設、教育・子育て施設、生活サービス施設、公共交通などが充実した誰もが暮らしやすく、“住んでみたい”“住み続けたい”と思える市街地の形成を図ります。

②都市機能誘導ゾーン

都市機能誘導ゾーンは、医療・福祉・子育て・商業施設などの都市機能を交通利便性の高い駅周辺へ誘導し、各種サービスの効率的な提供を図るとともに、一定の機能を集約することにより、都市の活力の維持・充実を図る区域とします。本市は、鉄道駅がバランスよく配置されており、駅を拠点としてバス路線網が概ね市内全域をカバーしていることから、交通結節点となる各駅周辺の徒歩圏域で、必要とされる都市機能を誘導していく区域を都市機能誘導ゾーンとします。

都市機能の誘導方策の考え方として、施設の利用者確保につながる居住誘導ゾーンへの居住の誘導とともに、道路ネットワークの形成や公共交通の利便性の向上などによる鉄道駅周辺へのアクセス性の確保などにより、都市機能が適正に維持・存続できるようなまちづくりを進めます。また、鉄道駅周辺の公有地の有効活用や公共施設の新設および建替え時の多機能化や複合化などにより、都市機能の集積・誘導を図ります。

③産業誘導ゾーン

産業誘導ゾーンは、広域交通に恵まれた立地特性を活かして、流通業務施設や製造業などの事業所の集積を図る区域とします。府内有数の事業所が集積する都市として市内産業の振興を図るため、大阪国際空港周辺と神崎川沿いの事業所などが集積している区域を産業誘導ゾーンとします。

産業立地の誘導方策の考え方として、事業所が集積している地域において、住工混在の防止など、住民と事業者の相互の理解と尊重のもとで安定した操業環境の形成を図るとともに、事業所の立地に対する支援などにより、産業振興の取組みを進めます。

○都市拠点の機能の充実

①北部大阪都市拠点

千里中央駅周辺では、北大阪急行の延伸に伴う沿線でのまちづくりの進展を見据え、市内外から多様な人々が集まる、魅力あふれる北部大阪の中心的な拠点形成を図ります。

そのため、駅前広場の再整備などによる公共交通の利便性の向上など、交通結節点としての機能強化を図るとともに、老朽化が進む商業施設などの更新や、商業・業務機能の充実と新たな商業核の形成、広域を対象とした高次都市機能の集積などの取り組みを進めます。

②都市拠点

豊中駅周辺は、駅西口の市街地再開発事業やとよなかハートパレットの開設など、商業や情報交流施設、業務施設が集積する商業・業務機能の中心的な拠点を形成しており、これらの便利で快適な生活サービス施設を活かしながら、都市機能の充実を図るなど、にぎわいと魅力ある拠点の形成を図ります。

岡町駅周辺は、市役所をはじめとするさまざまな公共施設が集積する公共サービスの中心的な拠点を形成しており、豊中駅周辺とも連携しながら、公共サービス機能の充実と利便性の向上を図ります。

曽根駅周辺は、新たに整備された文化芸術センターや、中央公民館、豊島体育館、武道館ひびきなどの施設、服部緑地や豊島公園とそれらに連なるふれあい緑地のほか、周辺に点在する歴史的建造物や街道などの地域資源と服部天神駅とを歩行者動線で結び、回遊性を高めることで、服部天神駅周辺から連なる文化・スポーツの中心的な拠点として、多様な活動の発信や、市民や来訪者との交流が生まれる、魅力ある拠点の形成を図ります。

庄内駅周辺は、商店街や市場など活力ある商業施設や事業所が集積する商業・業務機能の中心的な拠点を形成しており、駅前広場やアクセス道路、庄内駅前庁舎の整備などにより、都市拠点としての機能の充実を図ります。

③地域拠点

蛍池駅周辺は、駅西地区の市街地再開発事業による商業施設の集積と、大阪国際空港にモノレールで直結する交通結節点にあたる立地特性を有効に活かし、にぎわいのある地域拠点の形成を図ります。

服部天神駅周辺は、安全で便利な駅利用につながる整備に取り組むなど、商業活性化にもつながるまちの魅力向上を進めながら、日常生活の利便性が高い地域拠点の形成を図ります。

緑地公園駅周辺は、服部緑地に近接し、中高層住宅や商業施設などが立地しており、日常生活の利便性が高い地域拠点の形成を図ります。

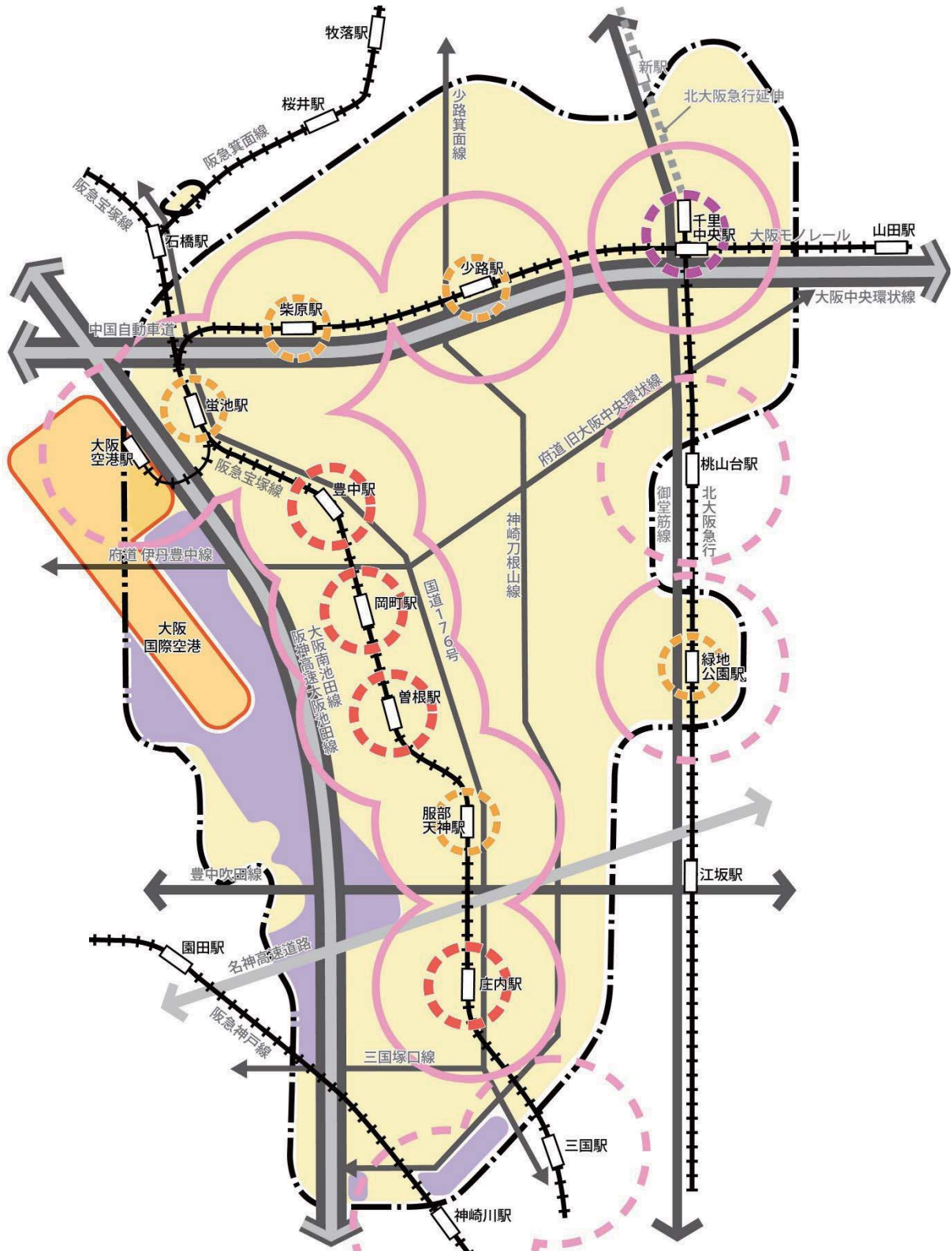
柴原駅周辺は、大阪大学豊中キャンパスの最寄駅であるとともに、市立豊中病院や介護予防センター、介護老人保健施設などが立地する特性を活かした、地域拠点の形成を図ります。

少路駅周辺は、土地区画整理事業により都市基盤が整備され、住宅・商業・医療施設などが立地する複合的な市街地が形成されており、日常生活の利便性が高い地域拠点の形成を図ります。

④広域連携都市拠点

大阪国際空港は、広域的な交通・交流の拠点であり、地域経済における重要な社会資源となっています。空港が所在する強みを活かし、本市への経済波及効果を促すことが重要であることから、大阪国際空港と大阪空港駅の周辺においては、空港運営者などとの連携のもと、広域連携の都市拠点として機能の充実を図ります。

■活力あふれる便利で快適なまちづくり



凡 例					
	自動車専用道路		北部大阪都市拠点		居住誘導ゾーン
	主要幹線道路		都市拠点		都市機能誘導ゾーン
	都市幹線道路		地域拠点		産業誘導ゾーン
	鉄道		広域連携都市拠点		

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

2. 誰もが移動しやすい交通環境づくり

(1) 現況と課題

○現況

本市は、市の発展を支えてきた国道 176 号が市中心部を南北に通っており、広域幹線道路として大阪南池田線、御堂筋線、大阪中央環状線、豊中吹田線が整備されています。また、自動車専用道路として北に中国自動車道、南に名神高速道路、西に阪神高速道路が通っており、広域的な高速自動車道路網が整備されています。

公共交通については、鉄道では、南北方向は阪急宝塚線や北大阪急行により、大阪市都心部と直結しており、東西方向は大阪モノレールにより、大阪国際空港や大阪都市圏の周辺都市と結ばれています。また、バス交通では、市域の北側では、千里中央駅、豊中駅などの各駅をターミナルとして、充実した路線網が整備されている一方で、南側ではバス路線網が弱く、運行本数も少ないなど、地域により交通環境が異なります。

○施策進捗の状況

道路ネットワークについては、都市の骨格を形成し、災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能の確保をめざし、都市幹線道路の神崎刀根山線や豊中岸部線、南部地域の防災ラインとなる穂積菰江線や三国塚口線などの都市計画道路の整備に取り組んでいます。また、人口や将来交通量の減少などの社会環境の変化に伴い、長期末整備の都市計画道路については、必要性および実現性を検討した上で、平成 18 年（2006 年）および平成 26 年（2014 年）に一部区間の廃止を行い、平成 28 年（2016 年）時点で都市計画道路の計画延長は 94km、完成延長は 84km、整備率は 89%になっています。

安全で快適な道路空間の形成については、「豊中市交通バリアフリー化の基本方針」に基づき、鉄道駅周辺の重点整備地区のバリアフリー化事業を平成 22 年度（2010 年度）までに概ね完了し、平成 23 年度（2011 年度）以降は住居地区のバリアフリー化事業や、「歩道改良実施計画（改訂版）」に基づく主要道路のバリアフリー化事業を順次実施しています。また、通学路の安全対策では、「豊中市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関などが連携して、交通安全の確保に取り組んでいます。そして、安全で快適な自転車利用環境を創出するため、「豊中市自転車通行空間整備の考え方」に基づき、自転車通行空間の整備を進めるとともに、各駅周辺において利便性の高い駐輪場の整備に取り組んでいます。さらに、持続可能な道路整備に向けて、橋梁や舗装の維持管理計画などを策定し、計画的な維持管理を行っています。

公共交通については、鉄道では、利便性の向上や利用促進を図るため、鉄道駅施設のバリアフリー化やホーム柵の設置を進めているほか、北大阪急行の箕面市への延伸に向けて都市高速鉄道の都市計画を決定しました。また、バス交通では、バスロケーションシステムやノンステップバスの導入、停留所のベンチ設置を進めています。そして、服部天神駅では、「服部天神駅周辺地区整備に向けた基本プラン」に基づき、交通結節点としての機能強化に向けた取組みを進めています。

○都市づくりの課題

第1章 第3節 都市づくりの課題のうち、関連するものを示します。

- 人口減少・少子高齢化の進行を見据えたまちづくり
- 低炭素都市づくりの推進
- 公共交通の利便性を高める取組みの推進
- 道路交通環境の改善に資する取組みの推進
- 地域の特性を踏まえたまちづくりの推進

(2) 基本方針

本市は、国土軸に位置し、ハイモビリティ都市として広域的な道路ネットワークが形成されているとともに、鉄道などによる公共交通網も充実していますが、超高齢社会や将来的に見込まれる人口減少へ対応していくため、円滑な自動車利用や災害時の避難路などとして機能する既存道路の活用、都市計画道路などの整備促進はもちろんのこと、公共交通を中心として、歩いて暮らせる交通体系づくりをめざします。

そこで、公共交通による市域内外への移動の利便性や快適性の向上とあわせて、南北軸に比べて弱い東西軸の強化を進めるとともに、徒歩や自転車利用における安全で楽しめる道路空間の確保など、障害者やこども、外国人に至るまで、さまざまな市民・事業者・来訪者が、地域特性に応じて、自動車・公共交通・自転車・徒歩のいずれかを自由に選択しながら利用できる、便利で快適な交通機能の充実を進めます。



南部地域の防災ラインとして整備された都市計画道路穂積菰江線



北大阪急行、大阪モノレールおよび阪急バスが乗り入れる交通結節点の千里中央駅

(3) 都市づくりの方針

○都市活動を支える道路ネットワークの形成

本市の都市活動を支える道路ネットワークは、名神高速道路、中国自動車道、阪神間の都市圏を結ぶ阪神高速大阪池田線といった自動車専用道路と、大阪南池田線、御堂筋線、大阪中央環状線、豊中吹田線といった都市間を結ぶ主要幹線道路とともに、災害時には避難路や延焼遮断帯となる都市幹線道路などにより形成されています。

そこで、周辺都市との広域連携を強化し、市内交通の円滑化を図るとともに、災害に強い都市基盤を形成するため、都市計画道路の整備を進め、既存道路を含めた道路ネットワークの形成を図ります。

このため、都市計画道路については、都市幹線道路の豊中岸部線や神崎刀根山線、南部地域の防災ラインとなる穂積菰江線や三国塚口線の整備を進めます。その他の未整備の都市計画道路については、「第3次豊中市道路整備計画」に基づき計画的に整備を進めるとともに、社会環境の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しの検討を行います。既存道路については、交通の円滑化を図るため、交差点改良や橋梁の架替えなどを進めます。

また、阪急宝塚線の服部天神駅以南の区間については、鉄道と交差する東西方向の道路交通の円滑化や駅へのアクセス性の向上だけでなく、駅周辺のまちづくりとの連携を視野に入れながら、安全で快適な交通環境を実現するため、連続立体交差化事業をはじめ、さまざまな検討を進めます。

○人にやさしい道路空間の形成

①安全で快適な道路空間の形成

●誰もが安全に利用できる道路空間の形成

歩いて暮らせるまちづくりに向けて、「豊中市交通バリアフリー化の基本方針」に基づき、市内全域の交通バリアフリー化を図るため、主要な道路については「歩道改良実施計画（改訂版）」に基づくバリアフリー化を進めるとともに、生活道路については「住居地区バリアフリー事業計画」に基づく整備を進めるなど、誰もが安全に利用できる道路空間の形成を図ります。

●通学路における交通安全対策の推進

こどもが安全に安心して通学できる道路空間を形成するため、「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係者と連携して小学校の通学路の定期点検を実施し、その結果に基づき、効果的な交通安全対策を進めます。

また、警察など関係機関と連携した交通安全啓発に取り組みます。

●安全で快適な自転車利用環境の創出

近年、健康志向や環境への配慮意識の高まりなどにより、自転車の利用ニーズが高まっていることから、「豊中市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車通行空間の整備を進めます。

また、各鉄道駅周辺においては、利便性の高い駐輪場の整備と放置自転車対策を進めるほか、自転車利用のルール周知とマナー向上の啓発に努め、安全で快適な自転車利用環境の創出を図ります。

●道路施設の適切な維持管理

将来的な既存道路の維持管理費の増大に対応するため、「豊中市道路橋の長寿命化修繕計画」や「豊中市幹線道路舗装修繕計画」に基づき、早期的な点検および計画的な修繕の実施により、道路施設のライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、道路施設の更新時には、ヒートアイランド対策に有効な舗装材として透水性舗装や保水性舗装などの採用や、省エネルギー化を進めるためのLED照明の導入など、環境への配慮に取り組みます。

②魅力あふれる道路空間の形成

鉄道駅などの交通結節点を拠点とし、河川や緑地、史跡などの市内の景観資源を連続的に散策できるように、景観に配慮した歩行空間の整備を進めます。

また、大阪音楽大学周辺では、「音楽あふれるまち豊中」を感じられるまちづくりの一環として、庄内駅から大学に至る道路の景観整備を進めます。

そして、道路の街路樹や植栽については、アドプト・アダプト制度の活用などにより、市民・事業者などとの協働の維持管理により、みどり豊かで魅力ある道路空間の形成に努めます。

○公共交通の利用促進

①公共交通網の充実

公共交通網の充実に向けては、利用者のニーズを踏まえた検討を進めるとともに、市域南側における東西方向の鉄道駅間のネットワークについて検討を進めます。

また、北大阪急行の延伸に伴い見込まれるバス路線網の再編について、関係機関との協議のもと進めます。

②交通結節機能の強化

各鉄道駅周辺の交通結節機能については、連続立体交差化事業や土地区画整理事業などによる駅前広場やアクセス道路の整備などにより強化されてきています。

そして、千里中央地区では、北大阪急行の延伸を見据え、北部大阪のにぎわいと活力の中心地としての拠点機能をさらに高めていくため、交通結節機能の向上に向けた駅前広場の再整備を進めます。

また、庄内駅、服部天神駅周辺では、歩行者の安全性の確保と利便性の向上を図るため、駅周辺のまちづくりの取組みにあわせて、駅前広場やアクセス道路などの整備に向けた検討を進めるなど、各駅周辺において交通結節機能の強化を図ります。

③公共交通の利便性向上

バス交通の維持・充実に向けては、より多くの市民に利用されることが重要であり、市民の利用促進を図るための利便性向上の取組みとして、バスロケーションシステムによる分かりやすい運行情報の提供やノンステップバスの導入、バス停でのベンチ設置に対する支援などの取組みを進めます。

■誰もが移動しやすい交通環境づくり

序章

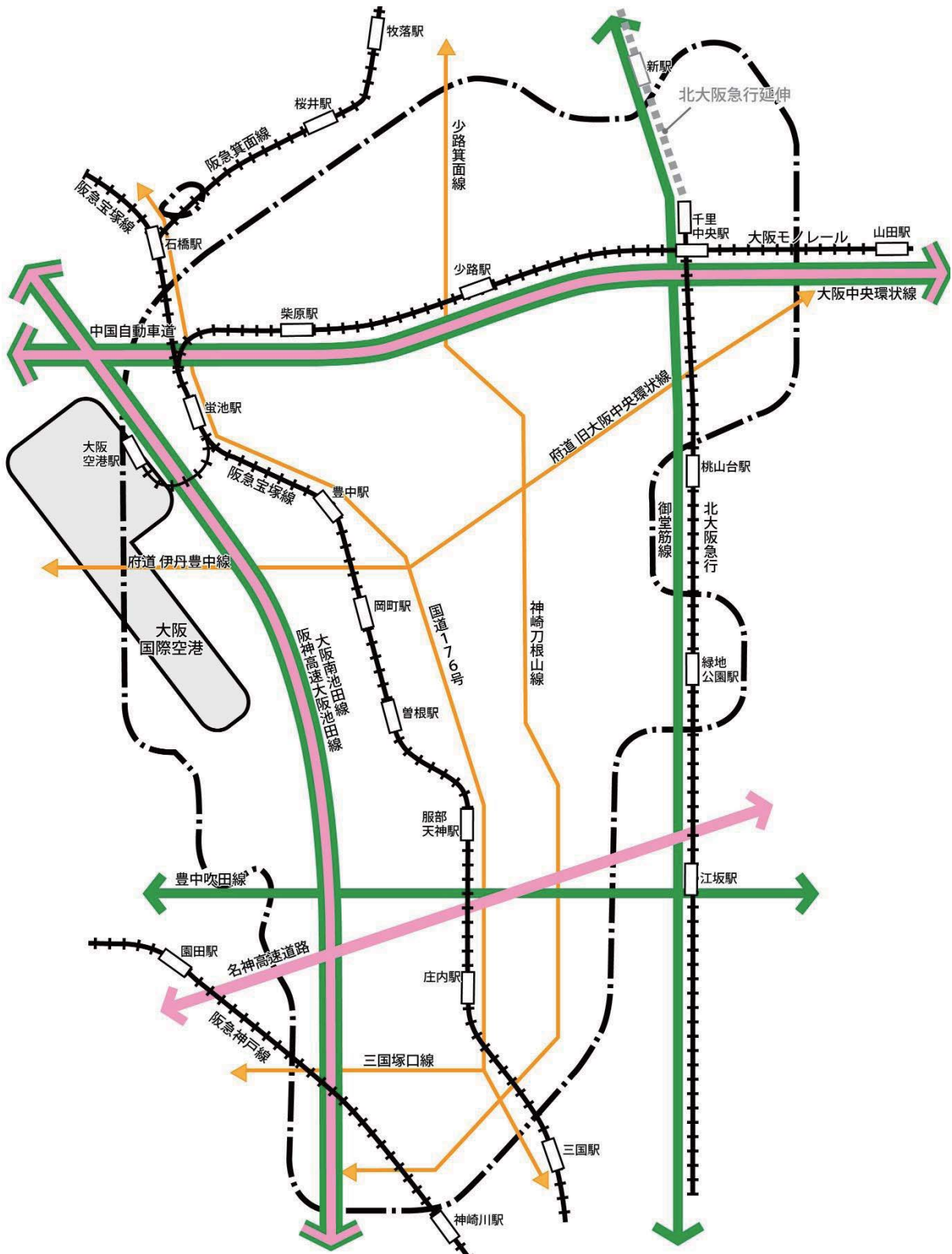
第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料



凡例

- 自動車専用道路
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- +++++ 鉄道

第2節 みどり豊かなうるおいのあるまち

1. 自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり

(1) 現況と課題

○現況

本市は、ほぼ全域が市街化していますが、北部地域や北東部地域、東部地域などには希少な樹林がみられ、神崎川や猪名川、千里川、高川、天竺川、兎川などの河川に加え、北部地域や中北部地域を中心にため池もみられます。

公園や緑地については、服部緑地や千里緑地、大阪国際空港周辺緑地などがまとまったみどりを形成しており、緑被率は平成17年(2005年)時点で13.1%、平成27年(2015年)時点で14.4%になっています。また、みどり率は平成17年(2005年)時点で23.2%、平成27年(2015年)時点で25.7%になっており、いずれもこの10年間で増加しています。そして、緑被率・みどり率を地域別にみると、主に北東部地域や東部地域では高く、南部地域や中部地域では低くなっており、南部地域ではみどり率が17.4%と市内で2番目に低く、緑被率は6.2%と市内で最も低くなっています。

北部地域の千里川周辺や東部地域の服部緑地周辺、西部地域などでは、比較的まとまった単位での農地がみられ、面積の推移を見ると、市内の農地全体としては、平成12年(2000年)の約135haから平成28年(2016年)には約70haまで減少しています。農地のうち生産緑地に指定されている面積は、平成28年(2016年)で約41haとなっており、一般農地に比べて減少の傾向は緩やかになっています。

また、都市化の進行により、ヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、日中最高気温が38度を超える日もあります。

○施策進捗の状況

都市計画公園・緑地や都市計画公園以外の都市公園、児童遊園を合計した公園開設面積は、平成22年(2010年)時点で約268ha、平成28年(2016年)時点で約278haと増加しています。一方、市の人口も近年では微増が続いていることから、市民1人あたりの公園開設面積はほぼ横ばいとなっており、平成28年(2016年)時点で約7.05㎡/人となっています。また、都市計画公園・緑地は、平成28年(2016年)時点で計画面積が約300ha、整備済面積が約251ha、整備率が84%になっています。

大阪国際空港周辺緑地は、緩衝緑地と利用緑地を含め、全体で約27haが整備されており、このうち利用緑地(ふれあい緑地)については、平成26年(2014年)までに整備が概ね完了し、スポーツ施設・レクリエーション広場などの機能が整備されています。また、服部緑地についても整備が進められているほか、高校野球発祥の地記念公園の整備や、南部地域では平成25年(2013年)に防災機能を備えた野田中央公園の供用を開始しています。

既存の公園施設については、園路の段差解消や施設の更新・改修などによるバリアフリー化を平成22年度(2010年度)から順次実施しています。また、公園施設のうち、遊具の老朽化に対し、安全性の機能を確保しつつ、ライフサイクルコストの縮減を図ることを目的とし、平成26年(2014年)に「豊中市公園施設長寿命化計画」を策定し、

計画的な維持管理を行っています。

自然環境の保全については、平成28年（2016年）に春日町ヒメボタル特別緑地保全地区の都市計画決定を行ったほか、企業などとの連携によるビオトープを活用した生物多様性の保全活動に取り組んでいます。また、身近なみどりを創出するため、緑化リーダーの養成や花いっぱい運動の実施など、市民との協働による緑化を推進しています。そして、公共施設の緑化については、公立小学校の芝生化事業、新たに整備された公共施設の屋上緑化、壁面緑化などに取り組むとともに、大阪中央環状線、国道176号沿線では、「みどりの風促進区域」として沿道緑化が進められています。

○都市づくりの課題

第1章 第3節 都市づくりの課題のうち、関連するものを示します。

- 低炭素都市づくりの推進
- 多様な取組みによるみどりの確保
- 親しみの持てる水辺環境の確保
- 地域の特性を踏まえたまちづくりの推進

（2）基本方針

本市では、市民・事業者などとともに、市街地を彩る既存のみどりを大切に守り育てるとともに、快適な生活環境形成につながるみどりの創出を進め、公園・緑地やまとまりのある自然のみどり、河川・水路沿いに連続するみどりなどによる、水とみどりの軸の形成に努めています。これからも人口変動や地球規模での環境変化の影響などの社会環境の変化を十分に踏まえ、成熟都市としてふさわしい、水とみどりの軸の保全・育成・創出をめざします。

そこで、水とみどりの軸を活かしながら、うるおいや安らぎ、ヒートアイランド現象や地球温暖化などの環境問題の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の保全、こどもたちの情操教育など、みどりが持つ多面的な機能の向上とともに、適正な維持管理・更新などを進めます。



拠点となるみどり（服部緑地）



市民による緑化活動（豊島公園）

(3) 都市づくりの方針

○自然環境との共生

①自然環境の保全と活用

服部緑地、千里緑地などのまとまりある緑地や、春日神社風致保安林、春日町ヒメポタル特別緑地保全地区、大阪大学・刀根山病院・東豊中第一団地（どんぐり山）の敷地内などには、都市に残る貴重な自然環境があり、豊かな資源を次世代に継承していくため、これらの自然環境の保全と活用を図ります。

また、神崎川や猪名川、千里川、高川、天竺川、兎川などの河川沿いに連続するみどりやオープンスペースは、緑地とあわせて自然環境の骨格を形成しており、今後も、市民が親しめる空間として、水辺環境の保全と活用に努めます。

そして、良好な環境の形成に寄与している樹木や、社寺史跡の樹林については、地域の貴重な財産として、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づく保護樹・樹林に指定するなど、保全に努めます。

②農地の保全と活用

市街地内に残る農地は、良好な都市環境の形成や災害時の延焼防止、避難場所や雨水流抑制などの役割を担うほか、身近な自然との触れ合いの場であるとともに、地産地消による農作物の市民への供給や、食育につながる学校給食への提供など、さまざまな機能を有しています。このため、農地については、「都市農業振興基本法」や生産緑地地区制度の動向も踏まえながら、農業振興施策との連携による計画的な保全と活用に努めます。

○公園・緑地の充実

①公園・緑地の整備

高齢者の健康増進や子どもの育成、地域の活性化などにもつながる拠点となるみどりの充実を図るため、服部緑地の整備を引き続き進めるとともに、長期末整備の都市計画公園・緑地については、さまざまな観点から整備のあり方について検討を進めます。

また、開設済みの公園については、こどもから高齢者まで誰もが安全で安心して利用できるように、利用者のニーズも踏まえた施設の更新やバリアフリー化を進めます。また、将来にわたって公園を安全快適に利用できるように「豊中市公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全的な維持修繕を行うなど、計画的な公園施設の維持管理・更新を図ります。

そして、本市の魅力を高めるため、高校野球発祥の地記念公園やふれあい緑地などを活かすとともに、庄内温水プールの跡地や二ノ切温水プールの整備を進めるほか、豊島公園野球場の整備に向けた検討を進めるなど、公園施設の充実を図ります。

②みどりのネットワークの形成

みどりのネットワークは、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全、災害時の避難路などの重要な役割を担うものです。このため、大規模な公園・緑地や河川

沿いに連続するみどりなど、水とみどりの軸を維持、保全するとともに、それらを相互につなぐ道路沿道のみどりを育てることで、みどりのネットワークの形成に努めます。

○都市緑化の推進

①公共施設の緑化

新たに整備する公共施設、道路や学校における緑化を先導的に進めることで、目に見えるみどりの量を増やし、市民がうるおいや安らぎを感じられるみどり豊かな都市空間の形成を図るとともに、公共施設の駐車場や壁面など、緑化が可能な空間を活用したみどりの創出に努めます。

②市民による緑化

市民や事業者などの緑化活動により、身近なみどりを大切に守り育て、充実させるため、緑化意識の普及啓発に努めるとともに、緑化リーダーの養成や緑化活動を行う市民公益活動団体への支援などに取り組みます。また、住宅や事業所における沿道緑化への助成、緑化樹の配付事業など、みどりを増やす取組みを進めるとともに、自主管理協定制度やアダプト・アダプト制度の活用による公園・道路の市民などとの協働による維持管理や、緑地協定制度などに基づく地域のみどりづくりの取組みを支援します。

また、風致地区内での自然的景観の維持や、環境配慮指針などに基づく民有地での緑化を推進し、みどりの充実に努めます。

さらに、市内で最も緑被率が低い南部地域では、市民や事業者などによるみどりの保全や緑化活動を重点的に推進することで、みどりの確保に努めます。

■自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり



凡 例			
	自動車専用道路		河川
	主要幹線道路		主な緑地
	都市幹線道路		主な都市公園
	鉄道		水とみどりの軸
	風致地区		風致保安林
	保全配慮地区		緑化重点地区
	特別緑地保全地区		緑地協定

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

2. まちの魅力を高める都市景観づくり

(1) 現況と課題

○現況

本市は、市域北側の丘陵地、中央部の台地、南側の平野からなり、千里緑地や服部緑地にはまとまったみどりがありますが、台地や平野にいくにしたがい、みどりが少なくなっています。また、千里川や天竺川などの河川や多くのため池は、豊かな自然の景観に親しめる貴重な資源となっています。

歴史・文化の面では、本市は「西国街道」と「大坂」の中間に位置し、また「能勢」と「大坂」の連絡上にあつたため早くから開け、能勢街道などの主要街道のなごりがあります。旧街道の沿道や古くからの集落がある地域では、まちの人たちの取り組みによる歴史的な景観や伝統行事なども残っています。また、桜塚の桜塚古墳群や浜の今西氏屋敷などをはじめ、数多くの史跡が現存しています。

明治43年(1910年)に箕面有馬電気軌道(現阪急電鉄宝塚線)が開通し、鉄道駅を中心に住宅地として発達し、東豊中・上野・玉井町などを中心に良好な住宅地が形成されています。また、千里ニュータウンは計画的な住宅市街地として、自然環境と調和した低層・中高層住宅地が形成されています。そのようななか、近年では更新時期を迎えた大規模な公的住宅の建替えや、マンションの建設などに伴い、まちなみが変わりつつあります。

○施策進捗の状況

昭和63年(1988年)に「豊中市都市景観形成基本計画」を策定し、平成12年(2000年)には「豊中市都市景観条例」を施行しており、また、平成16年(2004年)の「景観法」の制定を背景に景観行政団体としての権限を得て、平成20年(2008年)には豊中市全域を景観計画区域とする「豊中市景観計画」を策定しました。その後、より一層、景観まちづくりの推進を図るため、これらの計画を統合し、平成26年(2014年)に「豊中市都市景観形成マスタープラン」を策定しました。

景観形成の取り組みのなかでは、住民発意などで地区の特性に応じた景観形成に関するルールづくりが進んでおり、平成29年(2017年)3月末時点で都市景観形成推進地区の指定は4件、景観形成協定の件数は2件となっています。

市民や事業者への景観に関する啓発活動としては、都市デザイン賞・豊中まちなみ市民賞による顕彰や、景観に関するセミナーの開催、小学生を対象とした景観学習、景観スポットのスケッチ展、NPOとの協働事業による景観調査事業などのほか、市民の自主的な美化活動や景観まちづくり活動に対する支援に取り組んでいます。

○都市づくりの課題

第1章 第3節 都市づくりの課題のうち、関連するものを示します。

- 多様な取り組みによるみどりの確保
- 魅力ある都市景観の形成
- 地域の特性を踏まえたまちづくりの推進

（2）基本方針

本市では、個々のまちなみが有する特性や課題に応じて、行政だけでなく、市民・事業者・市民公益活動団体などの多様な主体による取組みのもと、景観面から“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できる都市景観づくりをめざします。

そこで、長期的な都市景観形成の方向性を示す「豊中市都市景観形成マスタープラン」に基づき、良好な都市景観の形成に向けて、各主体による自主的・自発的な取組みや、互いが力を出し合い、協力しあえる取組みを進めるとともに、地域単位でのまちへの愛着や都市ブランド力の向上につながるルールづくりの支援など、地域特性に応じた景観形成を進めます。



永楽荘都市景観形成推進地区のまちなみ



市民の緑化活動による景観の形成（ふれあい緑地）

（3）都市づくりの方針

○まちの魅力を高める景観資源の活用

本市の骨格となる景観として、市域を代表する景観資源や自然・公園・史跡・公共施設などの景観の核となる「拠点景観」、線的な特徴のある景観を形成する河川・緑地・道路などの連なりのある特徴的景観の「軸景観」、市街地など面的に広がる特徴ある地区の景観の「地区景観」を位置付け、それぞれの景観資源を有効に活用することで、良好な都市景観の形成に向けた取組みを進めます。

○良好な都市景観の形成

①身近な景観

生活空間における身近な景観を良好なものとするためには、建築物の周囲や道路の植栽帯など、一人ひとりの景観に対する意識や日常的な取組みが重要です。そのため、本市の良好な都市景観や、その形成につながる活動の発信・PRに努めます。また、良好な都市景観の形成に寄与する物件や活動を顕彰するとともに、景観セミナーなどの学習の機会やまちあるきイベントなど、景観に触れ楽しむ機会を増やします。

また、学校などとも連携しながら、景観に関する教育・学習を進め、大人から子どもまで、良好な都市景観の形成に向けた意識啓発に努めます。

②地域・地区の景観形成

地域・地区にふさわしい景観形成や、建物などにより形づくられる景観をよりよいものにしていくためには、そこで生活や事業を営み、地域・地区の個性を最も良く知っている市民や事業者などが主体となって取り組む必要があります。

そこで、市民や事業者などが主体となった景観まちづくり活動に際して、専門家の派遣や助成などの支援を行うとともに、アドプト・アダプト活動や花いっぱい運動などの美化・緑化活動による、良好な景観形成に向けた取組みを支援します。

また、市民・事業者・市民公益活動団体・行政などの多様な主体がともに景観形成について考え、相互理解を図るための場づくりに努めます。

③全市を対象とする景観形成

道路、河川、公園・緑地、公共建築物などの公共施設は、まちのイメージを形成する上で、重要な役割を担うことから、公共事業の実施にあたっては、景観形成を先導することのできる取組みを進めるとともに、維持管理においても、質の高い景観形成に努めます。

また、都市景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物や、都市景観を構成する重要な要素である屋外広告物に対しては、必要に応じて都市景観デザイン相談を活用しながら周辺と調和した景観となるよう、「景観法」や「豊中市都市景観条例」、「豊中市屋外広告物条例」に基づく助言・指導や規制誘導を行います。

そして、歴史的あるいは景観上特徴のある資源や、市民に永く親しまれている景観資源については、「景観法」や「豊中市都市景観条例」に基づく制度などの活用により、保全に努めることで、良好な景観形成に活かしていきます。

○重点的な地区の景観形成

市域全体で良好な都市景観が形成されるためには、地域特性に応じてルールを定め、景観形成に重点的に取り組む地区を増やすことが効果的となります。景観形成のルールは、景観計画（都市景観形成推進地区）や景観形成協定の他、地区計画、緑地協定などさまざまな手法があり、地域の特性や課題に応じて適切に組みあわせて活用していくことで、良好な景観形成を進めます。

また、公的住宅の建替えなどの大規模な事業地区では、将来のまちづくりの方向性を見据えた良好な景観形成を誘導するため、市が先導して景観形成のルールを定める取組みを進めます。

■まちの魅力を高める都市景観づくり



凡 例			
	緑地軸		北部大阪都市拠点のまちなみ
	親水軸		都市拠点のまちなみ
	眺望軸		地域拠点のまちなみ
	街路軸		住宅のまちなみ
	旧街道		複合機能のまちなみ
	鉄道		自然のまちなみ
			工場倉庫のまちなみ
			都市景観形成推進地区
			景観形成協定

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

第3節 安全でゆとりのあるまち

1. 住んでみたい住み続けたいまちづくり

(1) 現況と課題

○現況

本市は、大阪市に隣接しており、早くから阪急宝塚線沿線や千里ニュータウンなどにおいて、都心通勤者の住宅地として開発が進みました。平成27年（2015年）に実施した市民アンケート調査では、市民の約87%が本市に住み続けたい意向を持っているなど、大阪市都心へのアクセス性と良好な住環境を兼ね備えた住宅都市として高い評価を得ています。

本市の人口は、出生・死亡の自然増減については年間100人から500人程度の増加となっており、転入・転出の社会増減についても近年は転入増加が続き、世帯数も増加の傾向が続いています。

一方で空き家率は、平成25年（2013年）は約14.3%ですが、高齢化の進行によって、今後、空き家の増加が懸念されます。

公的住宅では、建替えが進んでおり、都市再生機構の東豊中第一団地や旭ヶ丘団地、大阪府住宅供給公社の新千里西町B団地などでは建替え事業が完了しました。

上下水道事業では、いつでも安心して水が利用され、汚水が適正に処理されるよう、上下水道施設の充実を図り、現在ではほぼ100%の普及率に達しています。

○施策進捗の状況

公的住宅のうち市営住宅については、平成23年（2011年）に「豊中市市営住宅長寿命化計画」を策定し、計画的な維持管理に努めており、平成27年（2015年）には市営二葉第3住宅が竣工しました。また、その他の公的住宅については、地域のニーズに対応した都市機能の導入を図るなど、事業者と協議・調整しながら地域の住環境の向上を図っており、府営新千里北住宅および府営新千里南住宅では、大阪府と市が連携して策定した基本構想のもと、建替え事業を進めています。

民間住宅については、平成27年（2015年）に「豊中市総合的な空き家対策方針」を策定し、住宅の適切な維持管理や、管理不全空き家への対応、中古住宅の流通促進に向けた取組みを進めています。

良好な住環境の保全・形成については、庄内・豊南町地区では、住環境の改善と防災性の向上を図るため、防災街区整備地区計画を都市計画決定するとともに、住宅市街地総合整備事業により、地区内の主要生活道路などの整備や、木造建築物の除却などを支援し、土地利用の更新に取り組んでいます。また、千里ニュータウン地区などの低層住宅地や公的住宅の建替え事業地区においては、地区計画などを活用した土地利用のルールづくりを進めています。そして、上新田地区では、平成25年度（2013年度）に土地区画整理事業が完了し、新たに都市基盤の整った市街地が形成されています。

上下水道事業については、「とよなか水未来構想」に基づき、上下水道施設の計画的な維持管理や施設更新などを進めています。

○都市づくりの課題

第1章 第3節 都市づくりの課題のうち、関連するものを示します。

- 低炭素都市づくりの推進
- 住み続けられる住宅・住環境の形成
- 地域の特性を踏まえたまちづくりの推進

(2) 基本方針

本市は、生活の利便性が高く、教育・文化などの環境にも恵まれた質の高い住宅都市として発展し、市民の定住意向も高く示されています。将来的に見込まれる人口減少や少子高齢化の進行、居住ニーズの多様化などの社会環境の変化を踏まえ、今後も、誰もが地域に愛着を持って快適に暮らし続けることができ、“住んでみたい”“住み続けたい”と思われるまちづくりをめざします。

そこで、良質な住宅の確保や、良好な住環境の保全・形成、住みよいまちづくりなどについて、市民・事業者・市民公益活動団体・行政などの多様な主体が連携・協働しながら進めることで、地域活力の維持・向上を図り、多世代が集う、質の高い住宅都市にふさわしい住宅・住環境の形成を進めます。



土地区画整理事業が完了した
上新田地区



府営住宅の建替え事業が進む
新千里東住宅地区

(3) 都市づくりの方針

○良質な住宅の確保

①公的住宅の適切な管理運営

市営住宅については、「豊中市営住宅長寿命化計画」に基づき、適切な改善・修繕による長寿命化と適切な管理運営を行います。

また、公的住宅の建替え事業にあたっては、事業者と協議・調整を行い、市のまちづくり施策と連携を図りながら、必要な都市機能の導入を検討するなど、地域の住環境の向上に努めます。

②良質な住宅ストックの形成

永く地域に住み続け、住み継いでいくことのできる良質な住宅ストックを形成するため、住宅の耐震化に向けた支援、低炭素住宅などの住宅の省エネルギー化や長寿命化、バリアフリーに対応した住宅への誘導を図ります。分譲マンションについては、適切な維持管理や建替えなどに向けた情報提供などを行います。

また、さまざまなライフステージに応じて住み続けられるように、高齢者や若年・子育て世帯などの多様な居住ニーズに対応した住宅の確保や、多様な住まい方についての情報提供などに努めます。

そして、今後増加が見込まれる空き家については、所有者への啓発や情報提供により、空き家の適切な管理や多様な利活用の促進、周辺環境へ悪影響を及ぼす空き家への対応などを進めます。

○良好な住環境の保全と形成

①地域特性に応じた住環境の保全・形成

地域の特性に応じて地区計画や景観計画（都市景観形成推進地区）などを活用した土地利用のルールづくりを進めることで、誰もが快適に暮らし続けることのできる良好な住環境の保全・形成に向けた取組みを進めます。このため、こうした活動に取り組む市民などの組織に対し、専門家の派遣や助成を行うなどの支援により、市民などが主体となる土地利用のルールづくりを進めます。

②秩序ある土地利用の誘導

開発行為や建築行為などの土地利用にあたっては、「豊中市土地利用の調整に関する条例」や「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」、「豊中市中高層建築物等の建築等にかかる紛争の予防及び調整に関する条例」などに基づく、良好な市街地環境の保全・形成や周辺への配慮など、秩序ある土地利用を誘導します。

③既成市街地の再整備

庄内・豊南町地区などの木造住宅が密集する地区では、主要生活道路などの基盤整備や、老朽化した木造建築物などの建替えを促進することで、安全で快適な住環境整備に取り組めます。また、住宅と事業所などが混在する地域では、住民と事業者がお互いの理解と尊重のもとに共生することができる取組みなどにより、さまざまな事業

所が立地する、職住近接の地域特性を活かした住工共生のまちづくりを進めます。

千里ニュータウン地区では、まちの活力などを継承・発展させていくため、近隣センターの活性化や、公的住宅の建替えにあわせた地域に必要な都市機能の導入、良好な住環境の保全・形成のための取組みなどを進めます。

○住みよいまちづくり

①地域共生の社会につながるまちづくり

高齢者や障害者など誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して住み続けられるように、住民が支え合うことができる地域コミュニティの育成や、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みと連携しながら、住宅はもとより、道路や公共公益施設のバリアフリーに配慮した整備などにより、住みよいまちづくりを進めます。

②犯罪が起こりにくいまちづくり

安心して暮らせる住環境をめざし、道路などの公共空間については、LED照明灯の設置による明るい空間づくりや、暮らし安心・安全見守りカメラなどの防犯カメラ設置の取組みなどにより、犯罪が起こりにくいまちづくりを進めます。

また、わんわんパトロール隊や子どもの安全見まもり隊など、地域住民との協働による防犯対策に努めます。

③ライフラインの整備の推進

上下水道事業については、「とよなか水未来構想」に基づき、上下水道施設の計画的な維持管理や施設更新などの取組みを進めます。

■住んでみたい住み続けたいまちづくり

序章

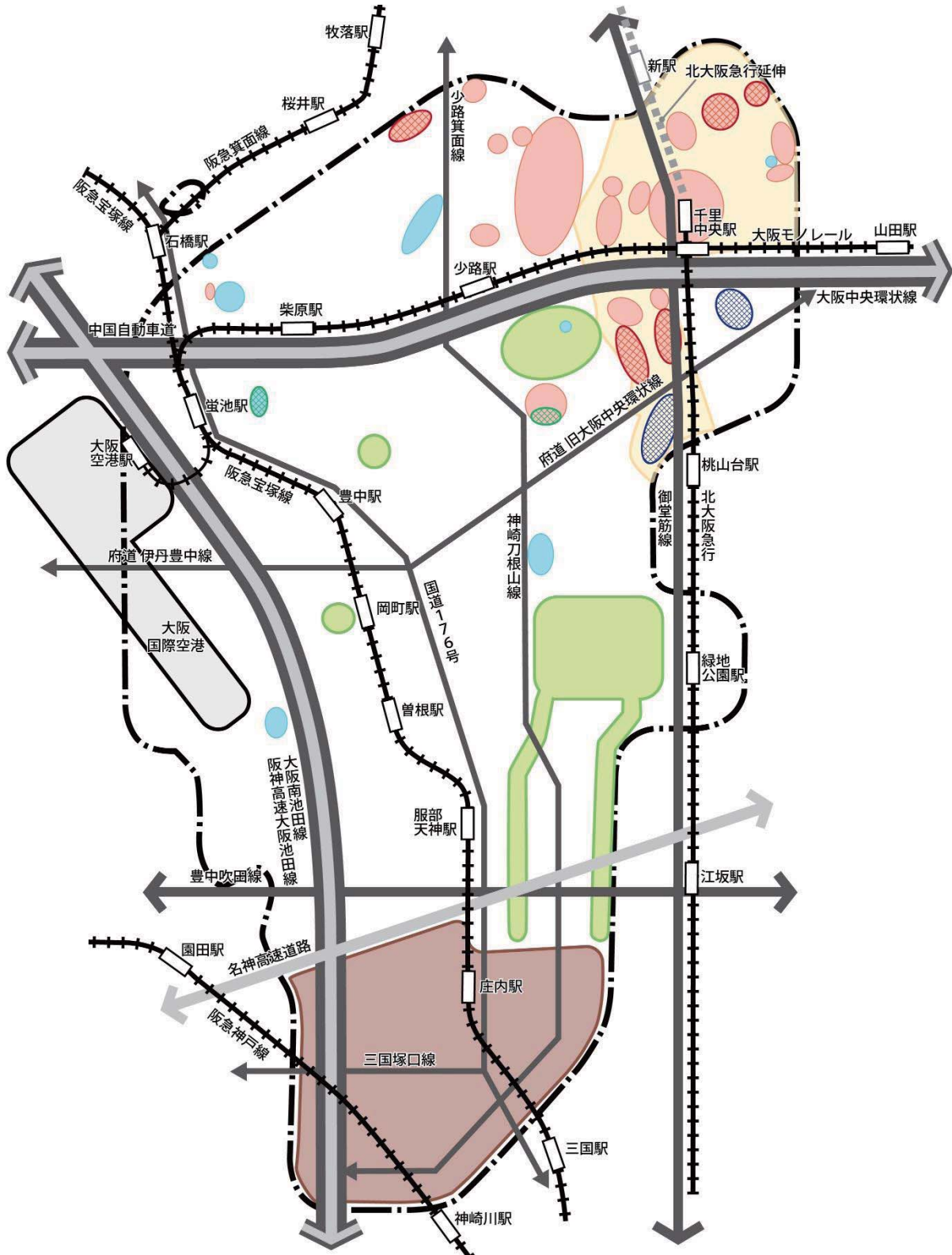
第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料



凡例

- | | | |
|---------|------------|------------|
| 自動車専用道路 | 地区計画 | 景観形成協定 |
| 主要幹線道路 | 庄内・豊南町地区 | 緑地協定 |
| 都市幹線道路 | 建築協定 | 風致地区 |
| 鉄道 | 都市景観形成推進地区 | 千里ニュータウン地区 |

2. 安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) 現況と課題

○現況

本市は、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災において、大阪府内で最も大きな被害を受けました。特に庄内・豊南町地区での被害が大きかったことから、防災性の向上に向けた重点的な取組みを進めていますが、大規模な地震の発生時に延焼の危険性が高い地区や、建物の倒壊などにより避難が困難となる地区があります。そのようななか、近い将来に高い確率で発生するとされている南海トラフ地震などによる震災が危惧されています。

また、近年では異常気象による集中豪雨などが頻発しており、本市には水害や土砂災害に対して備えが必要な地域もあります。

○施策進捗の状況

安心で安全なまちづくりに向けて、「豊中市地域防災計画」に基づき、ハード面、ソフト面の取組みを進めています。

ハード面の防災対策としては、安全な市街地の形成に向けて、庄内・豊南町地区では、「第3次庄内地域住環境整備計画」および「新・豊南町地区整備計画」に基づき、道路、公園などの整備を進め、平成25年(2013年)には、防災機能を有する野田中央公園を開設し、周辺を含めた区域を新たに広域避難地として指定したほか、防災街区整備地区計画の都市計画決定とあわせて、木造住宅等除却費補助制度を実施するなど、市街地の不燃化を進めています。また、国道176号では、無電柱化の促進のため、電線共同溝の整備を進めています。

地震に対する建築物の安全性を確保するため、「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化に取り組んでおり、平成28年度(2016年度)末時点で、市有施設の耐震化率は93.8%、学校・園施設の耐震化率は97.9%になっています。また、民間住宅の耐震化については、特に耐震化率の低い木造住宅に対する取組みを強化し、耐震診断・耐震設計・耐震改修補助制度、除却補助制度などの充実を図っています。

上下水道施設については、「とよなか水未来構想」に基づき、施設の維持管理と改築更新、さらに耐震化や集中豪雨に備えた浸水対策に取り組んでいます。

ソフト面での防災対策としては、防災マップ、浸水ハザードマップの作成、非常用物資の備蓄などを進めるとともに、避難所運営ガイドラインの策定など小学校区単位での自主防災活動の支援に取り組んでいます。

○都市づくりの課題

第1章 第3節 都市づくりの課題のうち、関連するものを示します。

- 災害に対する安全性の向上
- 地域の特性を踏まえたまちづくりの推進

(2) 基本方針

本市では、急速な都市化などによる都市基盤が脆弱な市街地において、地震や浸水、土砂崩れなどの災害対策に取り組んでおり、将来にわたって市民が安心して日々の生活が送れるようにするため、「豊中市地域防災計画」に基づき、災害に強く、安心・安全に暮らせるまちづくりをめざします。

そこで、さまざまな災害に対して、被害を未然に防止するための取組みや、被害を最小限に食い止めるための取組みを進め、大規模な災害が起きた場合に速やかな復興に取り組めるように備えるとともに、市民や事業者の自主的な活動によって地域における防災力を強化するなど、ハード・ソフト両面からの多様な備えにより、防災と減災に向けた取組みを進めます。



学校施設の耐震化



自主防災組織による防災訓練

(3) 都市づくりの方針

○都市防災の推進

①延焼の拡大を防ぐ市街地の形成

火災時に延焼が拡大しにくい市街地の形成を図るため、延焼遮断帯となる道路や公園などの整備を進めるとともに、防火地域・準防火地域などの地域地区制度や防災街区整備地区計画などにより、建築物の不燃化を促進します。

特に庄内・豊南町地区では、防災街区整備地区計画による建築物の不燃化とあわせて、木造住宅等除却費補助制度による建替えを促進し、市街地の防災性の向上に努めます。

②建築物などの耐震化

地震に対する建築物の安全性を確保し、倒壊による避難路の閉塞を防ぐため、「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化を促進します。

そこで、市有施設については、施設の果たす機能や耐震性能などを踏まえた計画的な耐震化を図るとともに、耐震改修を実施しても、老朽化や機能面から長期的に活用することが難しい建築物については、建替えなどにより安全性の確保を図ります。

また、民間建築物については、不特定多数の人が利用する特定既存耐震不適合建築物などの倒壊による人的被害の軽減や、災害時の避難路や緊急交通路の閉塞を防ぐため、耐震化の促進に努めるとともに、市民・事業者への普及啓発活動や、耐震診断補

助制度、木造住宅に対する耐震設計・耐震改修補助制度、除却補助制度など、建物所有者への支援に努めます。

そして、上下水道施設については、「とよなか水未来構想」に基づき、地震の被災後に速やかな復旧と迅速な応急給水や消火活動が行えるよう、水道施設の耐震化を進めていくとともに、下水道施設についても計画的に耐震性の向上を図ります。

③防災ネットワークの形成

災害に強い都市構造を構築するため、災害時の避難路や物資の輸送路、火災の延焼遮断帯となる道路については、防災拠点との連携による道路ネットワークの形成に向けて、未整備の都市計画道路の整備を進めます。

また、後方支援活動拠点及び広域避難地である服部緑地では、安全な避難路の整備などにより防災機能の充実を図ります。

そして、災害時には市民が明確な情報を迅速に得られるよう、同報通信システムや防災行政無線、ホームページやメールなどを用いた伝達手段の多重化・多様化に継続的に取り組み、情報伝達ネットワークの充実を図ります。

④防災性向上のための道路空間の確保

災害時における円滑な避難活動などのため、開発行為や建築行為などの土地利用にあわせて、道路空間の確保に努めます。

また、大規模災害などが起きた際に、電柱などが倒壊することによる道路の寸断を防止するため、緊急交通路などでの電線共同溝の整備を進め、無電柱化に努めます。

○治水対策の推進

都市型集中豪雨などの浸水被害に対応するため、下水道能力のレベルアップや、雨水バイパス管の整備などを進めるとともに、雨水貯留施設を設置するなど、雨水の流出抑制に努めます。また、河川改修については、継続的に取り組みを進めます。

○減災に向けた取り組みの推進

①地域の防災力の強化

市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、災害に関する知識や災害への備え、災害時の行動に関して、防災教育の実施や防災ガイド、ハザードマップなどの幅広いツールを活用することで、防災知識の普及や意識啓発に努めます。

また、災害時には、市民や事業者などによる初期活動が、被害の軽減を図る上で重要な役割を果たすことから、自主防災組織や消防防災協力事業所の育成、活動への支援を行うことにより、自主防災体制の充実・強化を図り、市民が相互に支え合うまちをめざします。

②災害復興への備え

大規模な災害が発生した場合には、被災により通常の行政機能が低下することが想定されるため、そのような状況にあっても適切かつ迅速に、復興に向けた取り組みが進められるよう、大阪府などの関係機関と連携しながら、大規模災害発生時の対応や取り組み手順、推進体制の明確化など、災害復興に備えた取り組みを進めます。

■安心・安全に暮らせるまちづくり

序章

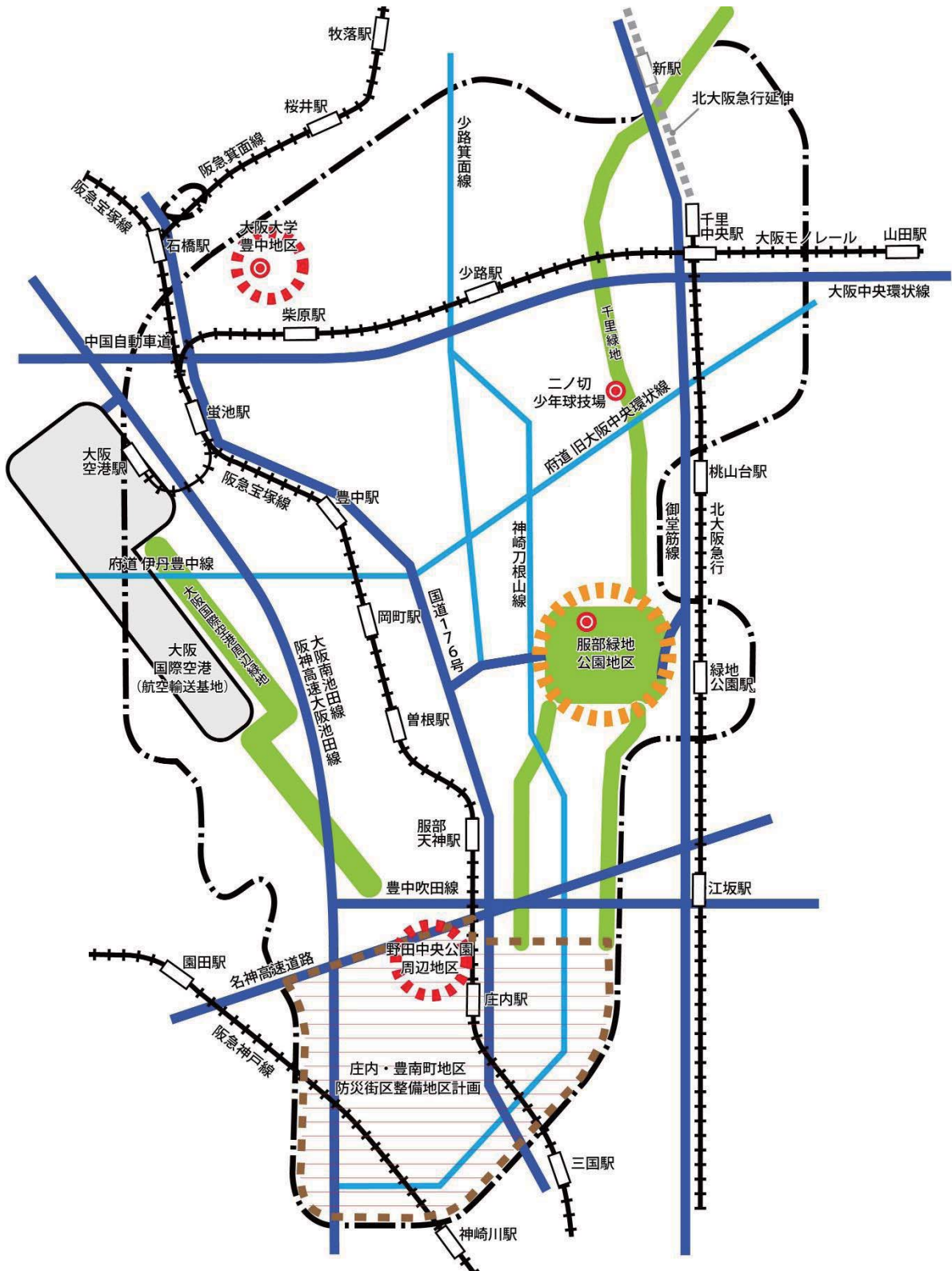
第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料



凡 例		
++++ 鉄道	大阪府指定広域緊急交通路	広域避難地
● 主な緑地	豊中市指定地域緊急交通路	広域避難地・後方活動支援拠点(大阪府)
◎ 災害時用臨時ヘリポート		防災街区整備地区計画

第4節 地域の個性を活かすまち

1. 地域の個性を活かしたまちづくり

(1) 現況と課題

○現況

本市は、昭和2年(1927年)に豊中町として町制を施行し、昭和11年(1936年)に麻田村・桜井谷村・熊野田村との合併により市制を施行しました。その後、3度の市域拡張を行い、東西6km、南北10.3km、面積36.6k㎡の現在の市域となっています。

また、古くから能勢街道沿いの集落を中心とする近郊農村として発展し、明治以降の鉄道の開通に伴って早くから開発が進みました。高度経済成長期には大阪市近郊の住宅地として都市化が進み、現在の成熟期を迎えています。

本市の地域特性として、市域北側の千里丘陵から、南側の平野部へ続く緩やかな起伏のなかに、千里緑地や服部緑地、河川沿いのみどりなどの豊かなみどりが広がるとともに、国道176号などの幹線道路や、阪急宝塚線、北大阪急行、大阪モノレールといった鉄道が市域を縦横断しており、これらの都市軸や各鉄道駅を中心とした市街地の発展により、地域の豊かな個性が形成されています。

○施策進捗の状況

千里中央地区では、平成26年(2014年)に「千里中央地区活性化ビジョン」を策定し、市民や事業者などとの連携により、ビジョン実現に向けた取組みを進めています。

蛍池駅周辺では、パスポートセンターを設置するなど、大阪国際空港に近接した地域拠点としての機能充実が図られています。

豊中駅、岡町駅、曽根駅の周辺では、阪急宝塚線の連続立体交差事業が完了し、駅前広場や道路整備が進んでいます。また、「豊中市地区まちづくり条例」に基づき、市民・事業者・行政による協働のまちづくりに取り組んでいます。

服部天神駅周辺では、踏切の安全性や駅周辺の利便性向上を図るため、既存地下道への階段新設、ふれあい緑地にいたる歩道整備などを行うとともに、駅前広場などの整備に向けた検討を進めています。

南部地域では、平成26年(2014年)に「(仮称)南部コラボセンター基本構想」を策定し、既存施設の有効活用と再編により、地域の交流や市民サービスの拠点となる施設の検討を進めるとともに、教育上の諸課題に直面している庄内地区では、学校再編による小中一貫校の整備など、教育環境の充実を図る魅力ある学校づくりの検討を進めています。また、南部地域におけるまちづくりの方向性を市民や事業者と共有し、南部地域の活性化に向けたまちづくりを進めるため、平成30年(2018年)に「南部地域活性化構想」を策定しました。

西部地域では、平成26年(2014年)に策定した「豊中市企業立地促進計画(全体編)」に基づき、安定した操業環境の形成に向けた取組みを進めています。

大阪国際空港を活かしたまちづくりでは、移転補償跡地への企業立地の促進や、平成24年(2012年)に就航都市サミットを市内で開催するなど、就航都市間の交流やPRに取り組んでいます。

○都市づくりの課題

第1章 第3節 都市づくりの課題のうち、関連するものを示します。

- 人口減少・少子高齢化の進行を見据えたまちづくり
- 住宅と産業の立地に配慮した市街地の形成
- 低炭素都市づくりの推進
- 周辺都市と連携したまちづくりの推進
- 住み続けられる住宅・住環境の形成
- 地域の特性を踏まえたまちづくりの推進

(2) 基本方針

本市は、まちの成り立ちや土地の利用状況の違いなどにより、地域ごとにさまざまな個性を有しており、その個性を活かし伸ばすことで、本市に“住みたい”“訪れたい”と思われる魅力あるまちづくりや、働く場をつくるまちづくりをめざします。

そこで、市民・事業者・市民公益活動団体などの地域に関わる多様な主体と行政との協働の取組みにより、地域の特性や資源を踏まえた拠点整備や土地利用など、地域の個性を活かしたまちづくりを進めます。

(3) 都市づくりの方針

○魅力あふれるまちづくり

①千里中央地区の拠点性を活かしたまちづくり

千里中央地区では、「千里中央地区活性化ビジョン」に基づき、北部大阪の都市拠点として、北大阪急行と大阪モノレールの交通結節点としてのポテンシャルを活かし、機能の充実に向けた取組みを進めます。

そこで、都市機能の充実に向けては、千里中央地区周辺に立地する大学・医療・研究機関・企業などの豊富な資源を活かした業務機能の充実や、広域的な拠点性を活かした宿泊機能などの高次都市機能の集積を図るとともに、老朽化した商業施設の更新を

進め、各施設が連携した商業戦略を展開するなど、商業機能の充実による新たな商業核の形成に努めます。また、千里ニュータウンの地区センターとして、生活機能の充実を図るため、地域の高齢化に対応した医療福祉機能や、子育て世帯のニーズに対応した機能の充実を図ります。

さらに、交通環境の改善では、駅前広場の再整備により、バスやタクシーなどの輻輳を解消し、各公共交通機関への乗継利便性の向上を図るとともに、地区内の回遊性を高めるため、歩行者デッキなどの再整備やバリアフリー化を図ることで、各施設を



再整備が進む千里中央東地区



千里中央地区のにぎわい創出の取組み

②豊中中心軸を活かしたまちづくり

蛍池、豊中、岡町、曽根、服部天神の各駅周辺は、古くは能勢街道沿いに形成された街道集落で、明治以降の阪急電鉄沿線の開発により発展し、長年にわたり培われてきた歴史・文化芸術、緑や広場、市民生活を支える商業・業務、市民サービス機能など個性豊かな地域特性を有しています。

蛍池駅周辺では、市街地再開発事業による商業地が形成され、大阪モノレールと阪急宝塚線との交通結節点としての拠点形成が進んでいます。大阪国際空港に近接した地域特性を活かして、就航都市との交流事業などにより地域の活性化を図ります。

豊中駅周辺では、阪急宝塚線の連続立体交差事業の完了に伴い、駅前広場などの都市基盤が整備されるとともに、豊中駅西口地区市街地再開発事業やとよなかハートパレットの開設などにより、公共施設や商業・業務施設などの都市機能の集積が進んでいます。これらの施設の有効活用や高架下利用などにより、にぎわいと魅力のある都市拠点の形成を図ります。



文化芸術の創造・発信拠点となる文化芸術センター

相互につながり歩行者ネットワークを形成するなど、北大阪急行の延伸による交通環境の変化を見据え、交通結節点としての機能強化を図ります。

そして、地区全体のブランド力の強化を図るため、質の高い公共空間の維持管理や利活用の仕組みづくりのほか、にぎわい創出に向けたイベントの開催などの取組みに向けて、千里中央地区に関わる商業事業者・民間企業・行政・市民・市民公益活動団体などによるエリアマネジメント組織づくりを進めます。

さまざまな都市機能が集積する豊中中心軸
(国道176号 豊中駅周辺)

岡町駅周辺では、商店街を中心とした生活利便施設や歴史・文化資源、市役所をはじめとする公共施設が集積しています。老朽化による機能低下がみられる福祉会館などの公共施設について、施設の再整備を進め、公共サービス機能の充実と利便性の向上を図ります。

曽根駅、服部天神駅周辺では、文化芸術センターの開設やふれあい緑地にいたる歩道整備など、拠点整備が進んで

います。さらに、豊島公園野球場や服部天神駅の駅前広場などの整備に向けた検討を進め、地域に点在する文化芸術施設、公園・緑地、歴史的資源などを活かした文化・スポーツの中心的な拠点として、機能の充実を図ります。

また、豊中駅、岡町駅、曽根駅周辺では、市民や事業者などが主体となって取り組むまちづくりの推進に努めます。

③南部地域の魅力を高めるまちづくり

南部地域では、これまで道路や公園などの公共施設整備、土地区画整理事業、共同・協調建替えなどのさまざまな事業を実施することで、住環境の改善と防災性の向上を図る取組みを進めてきました。しかし、高度経済成長期の急激な人口増加や、庄内駅前への商業集積のほか、ものづくり企業の集積により、にぎわいと活気にあふれていたまちは、年々の人口減少や少子高齢化の進行により、活力の低下が懸念されています。そこで、地域の活性化を図るため、「南部地域活性化構想」を策定しました。

そして、都市基盤整備などの取組みを引き続き進めるとともに、「(仮称)南部コーポセンター基本構想」に基づき、交流や市民サービスの拠点施設を整備し、地域に点在する公共・公益施設と連携して、子育て・福祉・教育・生活・健康づくりなどを支援することにより、地域力の向上を図ります。



商業施設が集積してにぎわう庄内駅周辺



広域避難地の野田中央公園

また、庄内地域では、学校再編により新たな小中一貫校を整備するなど、魅力ある学校づくりを進めるとともに、学校敷地などの有効活用により地域の活性化を図るなど、さまざまな取組みを通じて、人口減少に歯止めをかけ、子育て世代を呼び込めるまちづくりに取り組みます。

④大阪国際空港を活かしたまちづくり

大阪国際空港は、広域的な交通・交流の拠点として、市の発展に大きく寄与する重要な社会資源であり、空港運営の民営化により、空港の利便性・快適性を向上させるための新たな取組みが期待されます。安全と環境対策に万全を期すことを基本として、空港を活かしたまちづくりを進めることで、市全体の活力向上を図ります。

そこで、空港運営者と連携し、空港周辺地域の移転補償跡地を活用した企業立地を進めるとともに、空港が所在するまちの特性を活かし、就航都市との文化・スポーツ・産業・観光などを通じた相互交流による連携強化や、空港で開催されるイベントへの参画などによりにぎわいの創出を図ります。



広域的な交通・交流拠点の大阪国際空港



空港でのイベント（見学ツアー）

○働く場をつくるまちづくり



事業所などが集積する神崎川沿いの地域



工場や倉庫などが多く立地する大阪国際空港周辺のまちなみ

産業誘導ゾーンとして設定する大阪国際空港周辺と神崎川沿いの事業所などが集積している区域では、安定した操業環境の形成を図ることによって、地域産業の活性化に向けた取組みを総合的に進めます。

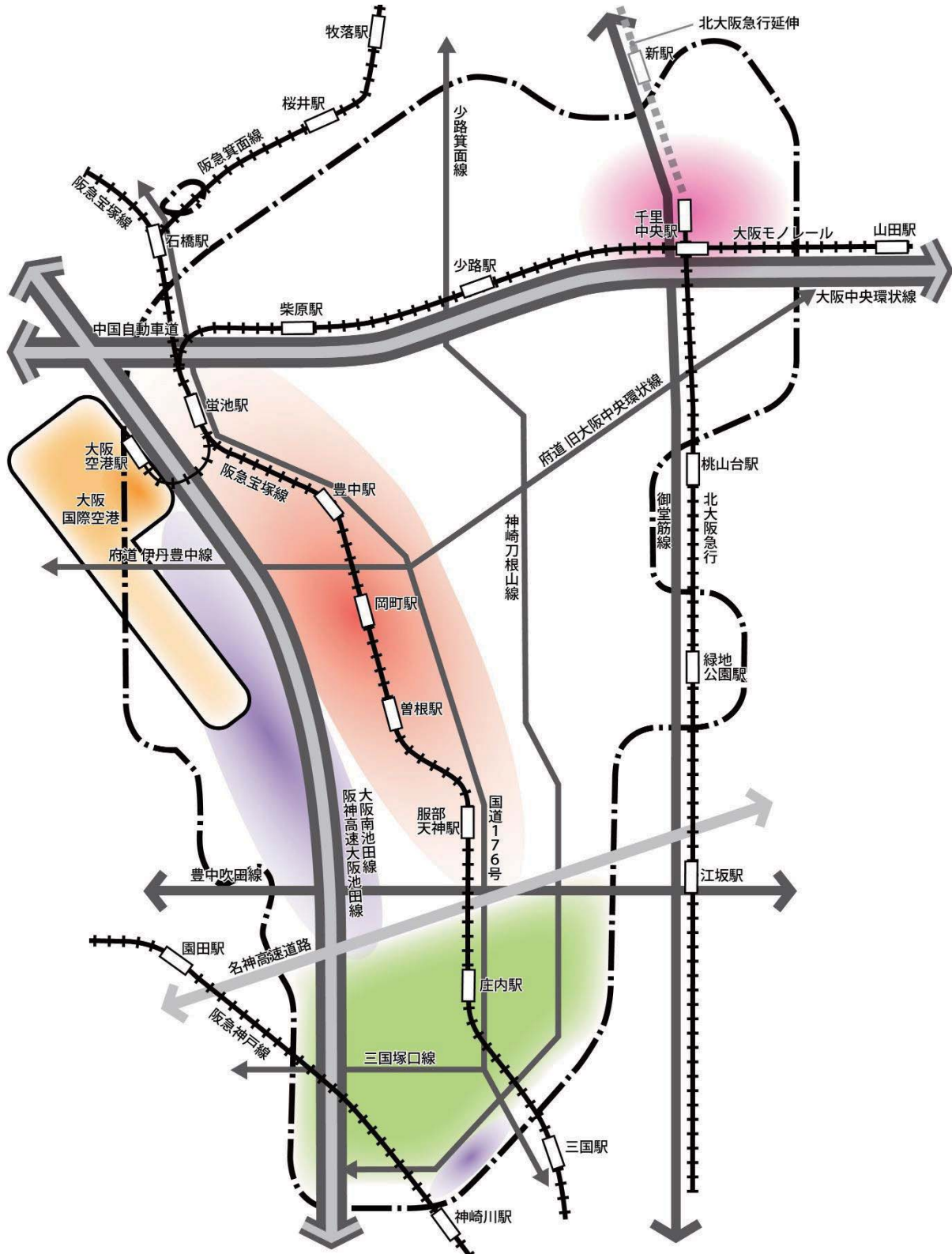
そこで、都市計画手法や建築協定を活用した土地利用のルールづくりなどにより、住工混在を未然に防止し、操業環境を保全する取組みを進めるとともに、事業所の騒音や振動対策への支援や、新たな住宅が立地する際の事前説明制度などの検討を進めます。

また、事業所の立地を検討する企業に対しては、円滑な手続きに向けた庁内連携や、事業所の立地に向けた奨励金制度などによる支援に取り組みます。










そして、特に産業の利便性を促進する地区を定めた上で、産業活動を円滑にするための道路の拡幅整備に対する支援など、都市基盤施設の整備について検討を進めます。

さらに、移転補償跡地については、空港運営者との連携により、企業立地を進めます。

■地域の個性を活かしたまちづくり



凡 例

- | | | |
|---|--|--|
|  自動車専用道路 |  千里中央地区の拠点性を活かしたまちづくり |  大阪国際空港を活かしたまちづくり |
|  主要幹線道路 |  豊中中心軸を活かしたまちづくり |  働く場をつくるまちづくり |
|  都市幹線道路 |  南部地域の魅力を高めるまちづくり | |
|  鉄道 | | |

序章

第1章

第2章

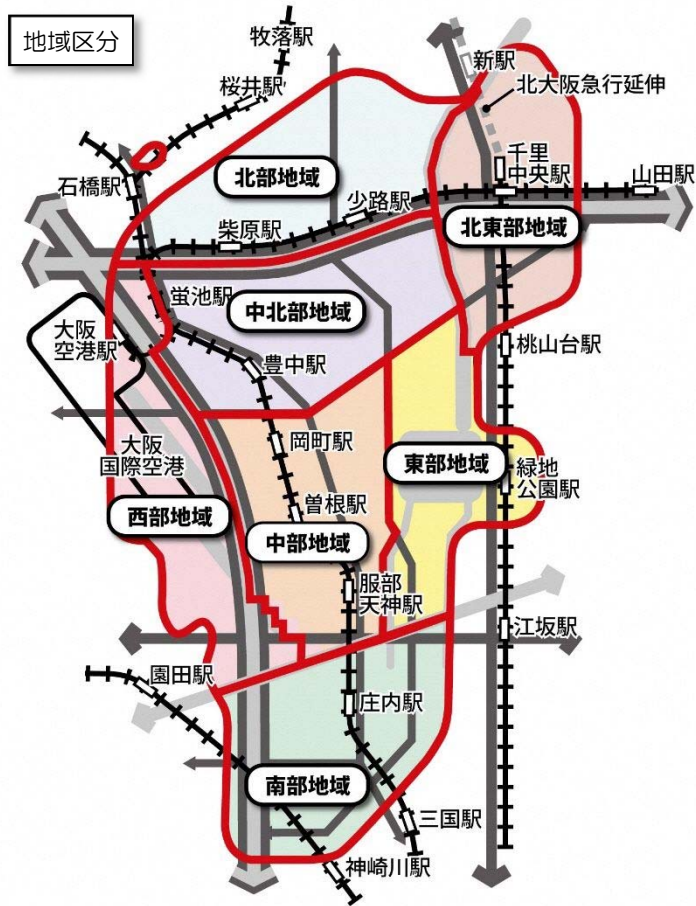
第3章

第4章

参考資料

第5節 地域別索引図

本節では、第3章第1節～第4節に示す「都市づくりの方針」の内容を7つの地域区分ごとに索引図として示し、それぞれの地域の特色を活かす方針や取組みなどを記載しています。



○地域別索引図の見方

- ・地域別索引図の地図上には、主要な道路・公園や、土地利用の方針、地域のルールなどの位置や名称を記載しています。
- ・「第3章 都市づくりの方針」に示している項目については、箇所を特定できる内容は引出し線により示し、地域全体にかかる内容などは項目のみを記載しています。

【例】

[自然環境の保全と活用 (P47)]
春日神社風致保安林の保全と活用

枠の色: 「第3章都市づくりの方針」対応箇所の色分け
(各ページの凡例を参照)

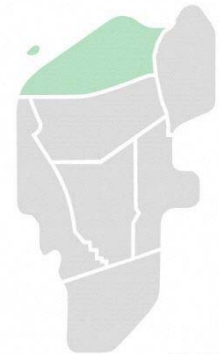
1 行目: 項目名 (ページ番号)

2 行目: この地域に該当する主な方針

(1) 北部地域

●地域特性

北部地域は、中央部に千里川が縦断する丘陵地に形成された市街地であり、緑丘・宮山町・永楽荘周辺は低層戸建住宅を中心とした良好な住宅地が形成されています。千里川沿いには既存集落や農地が点在するほか、土地区画整理事業などによる計画的な市街地が整備されています。少路箕面線沿道や土地区画整理事業による新たな市街地が形成された少路駅周辺では、商業施設や生活利便施設の集積が進むとともに、柴原駅周辺は市立豊中病院や大阪大学が立地しています。また、ヒメボタルの生息地や春日神社風致保安林などの良好な自然環境が残された地域です。



位置図



良好な低層戸建住宅が建ち並ぶ緑丘地区



良好な自然環境が残る春日神社風致保安林

主要な道路・鉄道・公園など	土地利用の方針	凡 例	「第3章 都市づくりの方針」の対応
<ul style="list-style-type: none"> 自動車専用道路 都市計画道路 (整備済) 都市計画道路 (未整備) 主な道路 (都市計画道路以外) +++ 鉄道 公園・緑地 (整備済) 公園・緑地 (未整備) 河川・水路・池沼 地域区分境界 	<ul style="list-style-type: none"> 専用住宅市街地 (低層) 専用住宅市街地 (中高層) 一般住宅市街地 高次都市機能集積市街地 商業業務市街地 住商共生市街地 住工共生市街地 産業集積市街地 沿道市街地 	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点 地域拠点 北部大阪都市拠点 広域連携都市拠点 地区計画 建築協定 都市景観形成推進地区 景観形成協定 緑地協定 風致地区 風致保安林 特別緑地保全地区 	<ul style="list-style-type: none"> 【第1節1】活力あふれる便利で快適なまちづくり 【第1節2】誰もが移動しやすい交通環境づくり 【第2節1】自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり 【第2節2】まちの魅力を高める都市景観づくり 【第3節1】住んでみたい住み続けたいまちづくり 【第3節2】安心・安全に暮らせるまちづくり 【第4節1】地域の個性を活かしたまちづくり

序章

第1章

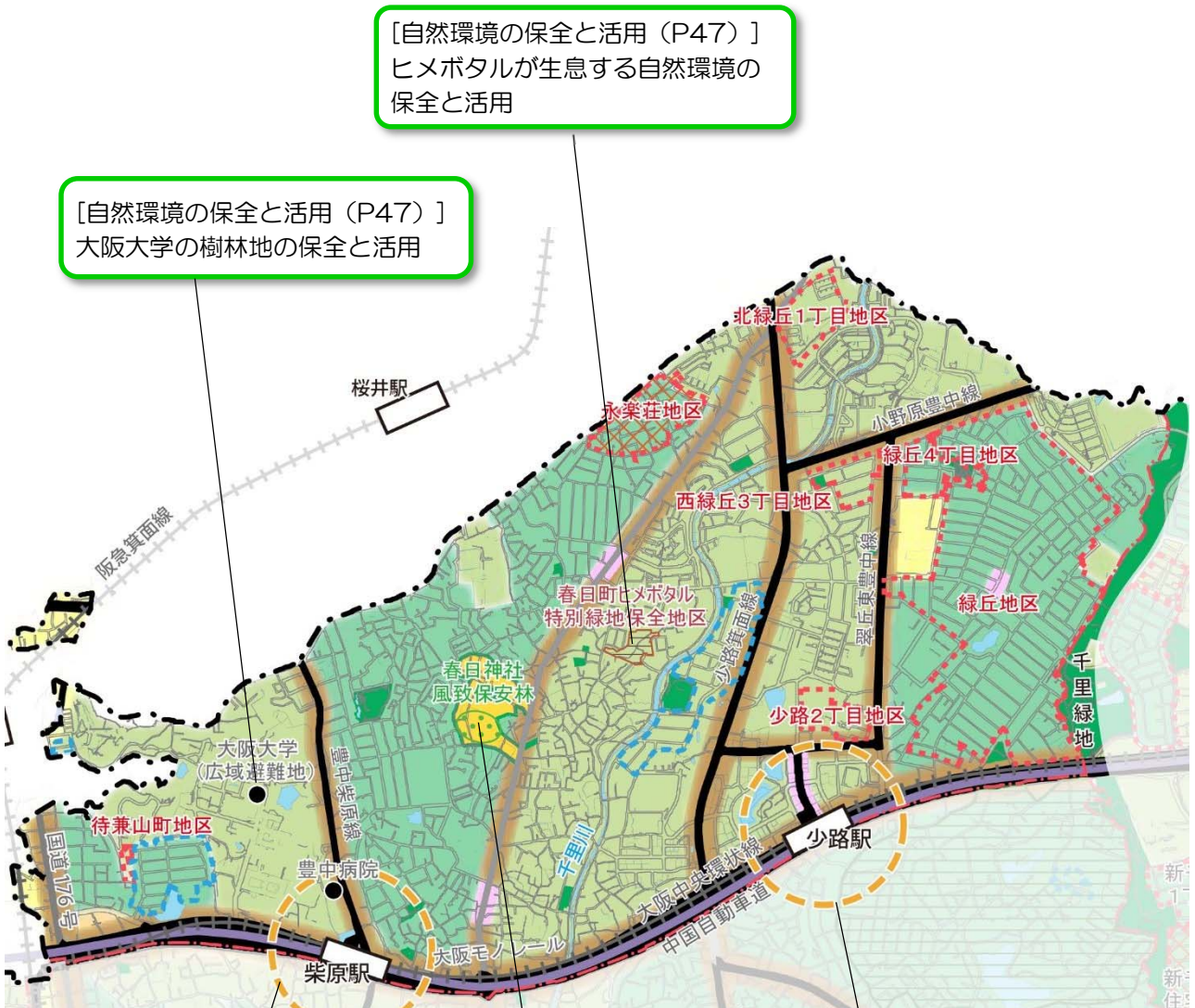
第2章

第3章

第4章

参考資料

地域別索引図【北部地域】



[自然環境の保全と活用 (P47)]
ヒメボタルが生息する自然環境の
保全と活用

[自然環境の保全と活用 (P47)]
大阪大学の樹林地の保全と活用

[自然環境の保全と活用 (P47)]
春日神社風致保安林の保全と活用

[地域拠点 (P37)]
大学・医療・福祉施設が立地する特性を
活かした地域拠点の形成

[地域拠点 (P37)]
日常生活の利便性が高い地域拠点の形成

序章

第1章

第2章

第3章

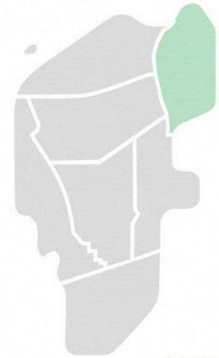
第4章

参考資料

(2) 北東部地域

●地域特性

北東部地域は、千里ニュータウンと上新田地区で構成されています。千里ニュータウンはわが国初の本格的なニュータウンとして整備され、戸建住宅や共同住宅、商業施設が計画的に配置されたまちなみが形成されており、その中心に位置する千里中央地区は北部大阪の都市拠点として多様な都市機能が集積しています。上新田地区は既存集落が残るほか、土地区画整理事業による計画的な市街地の整備が進んでいます。また、周辺の千里緑地をはじめ、公園内の樹林、竹林、池など豊かな自然環境に恵まれた地域です。



位置図



千里緑地や公園などみどり豊かな
千里ニュータウン



千里ニュータウンの良好な低層戸建住宅地

主要な道路・鉄道・公園など		土地利用の方針		拠点・地域のルールなど		「第3章 都市づくりの方針」の対応	
自動車専用道路	専用住宅市街地 (低層)	都市拠点	【第1節1】 活力あふれる便利で快適なまちづくり				
都市計画道路 (整備済)	専用住宅市街地 (中高層)	地域拠点	【第1節2】 誰もが移動しやすい交通環境づくり				
都市計画道路 (未整備)	一般住宅市街地	北部大阪都市拠点	【第2節1】 自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり				
主な道路 (都市計画道路以外)	高次都市機能集積市街地	広域連携都市拠点	【第2節2】 まちの魅力を高める都市景観づくり				
鉄道	商業業務市街地	地区計画	【第3節1】 住んでみたい住み続けたいまちづくり				
公園・緑地 (整備済)	住商共生市街地	建築協定	【第3節2】 安心・安全に暮らせるまちづくり				
公園・緑地 (未整備)	住工共生市街地	都市景観形成推進地区	【第4節1】 地域の個性を活かしたまちづくり				
河川・水路・池沼	産業集積市街地	景観形成協定					
地域区分境界	沿道市街地	緑地協定					
		風致地区					
		風致保安林					
		特別緑地保全地区					

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

地域別索引図【北東部地域】

[既成市街地の再整備 (P56)]
近隣センターの活性化、公的住宅建替えにあわせた地域に必要な機能の導入

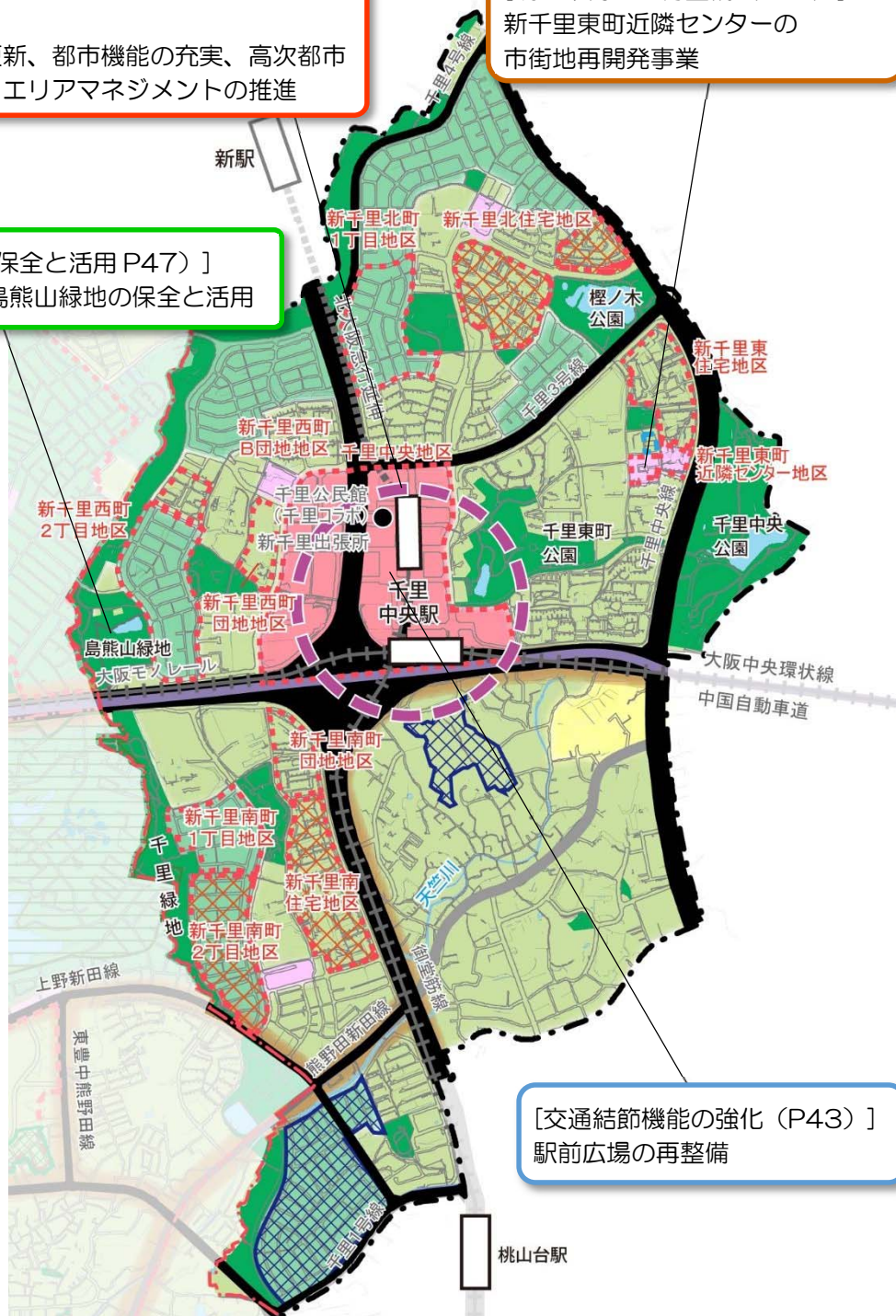
[公共交通網の充実 (P43)]
北大阪急行延伸に伴うバス路線網の再編

[北部大阪都市拠点 (P37)]
北部大阪の中心的な都市拠点の形成

[千里中央地区の拠点性を活かしたまちづくり (P64)]
商業施設の更新、都市機能の充実、高次都市機能の集積、エリアマネジメントの推進

[既成市街地の再整備 (P56)]
新千里東町近隣センターの市街地再開発事業

[自然環境の保全と活用 (P47)]
千里緑地・島熊山緑地の保全と活用



[交通結節機能の強化 (P43)]
駅前広場の再整備

序章

第1章

第2章

第3章

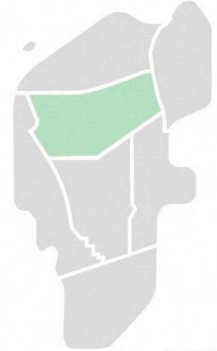
第4章

参考資料

(3) 中北部地域

●地域特性

中北部地域は、千里緑地の西の台地および丘陵地の上に形成された市街地で、郊外住宅地として開発され、風致地区に指定されている東豊中地区、屋敷町の玉井町・末広町などの整然とした住宅地、東豊中第一団地地区などの大規模な公的住宅があり、豊中駅周辺は商業・業務施設が集積しています。また、千里川、兔川が流れ、三ツ池をはじめとする多くのため池や、水辺のみどりなどの自然環境がみられます。



位置図



商業・業務施設が集積している豊中駅周辺



高校野球の発展を祈念して再整備した
高校野球発祥の地記念公園

主要な道路・鉄道・公園など	土地利用の方針	凡 例	「第3章 都市づくりの方針」の対応
<ul style="list-style-type: none"> 自動車専用道路 都市計画道路 (整備済) 都市計画道路 (未整備) 主な道路 (都市計画道路以外) 鉄道 公園・緑地 (整備済) 公園・緑地 (未整備) 河川・水路・池沼 地域区分境界 	<ul style="list-style-type: none"> 専用住宅市街地 (低層) 専用住宅市街地 (中高層) 一般住宅市街地 高次都市機能集積市街地 商業業務市街地 住商共生市街地 住工共生市街地 産業集積市街地 沿道市街地 	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点 地域拠点 北部大阪都市拠点 広域連携都市拠点 地区計画 建築協定 都市景観形成推進地区 景観形成協定 緑地協定 風致地区 風致保安林 特別緑地保全地区 	<ul style="list-style-type: none"> 【第1節1】 活力あふれる便利で快適なまちづくり 【第1節2】 誰もが移動しやすい交通環境づくり 【第2節1】 自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり 【第2節2】 まちの魅力を高める都市景観づくり 【第3節1】 住んでみたい住み続けたいまちづくり 【第3節2】 安心・安全に暮らせるまちづくり 【第4節1】 地域の個性を活かしたまちづくり

序章

第1章

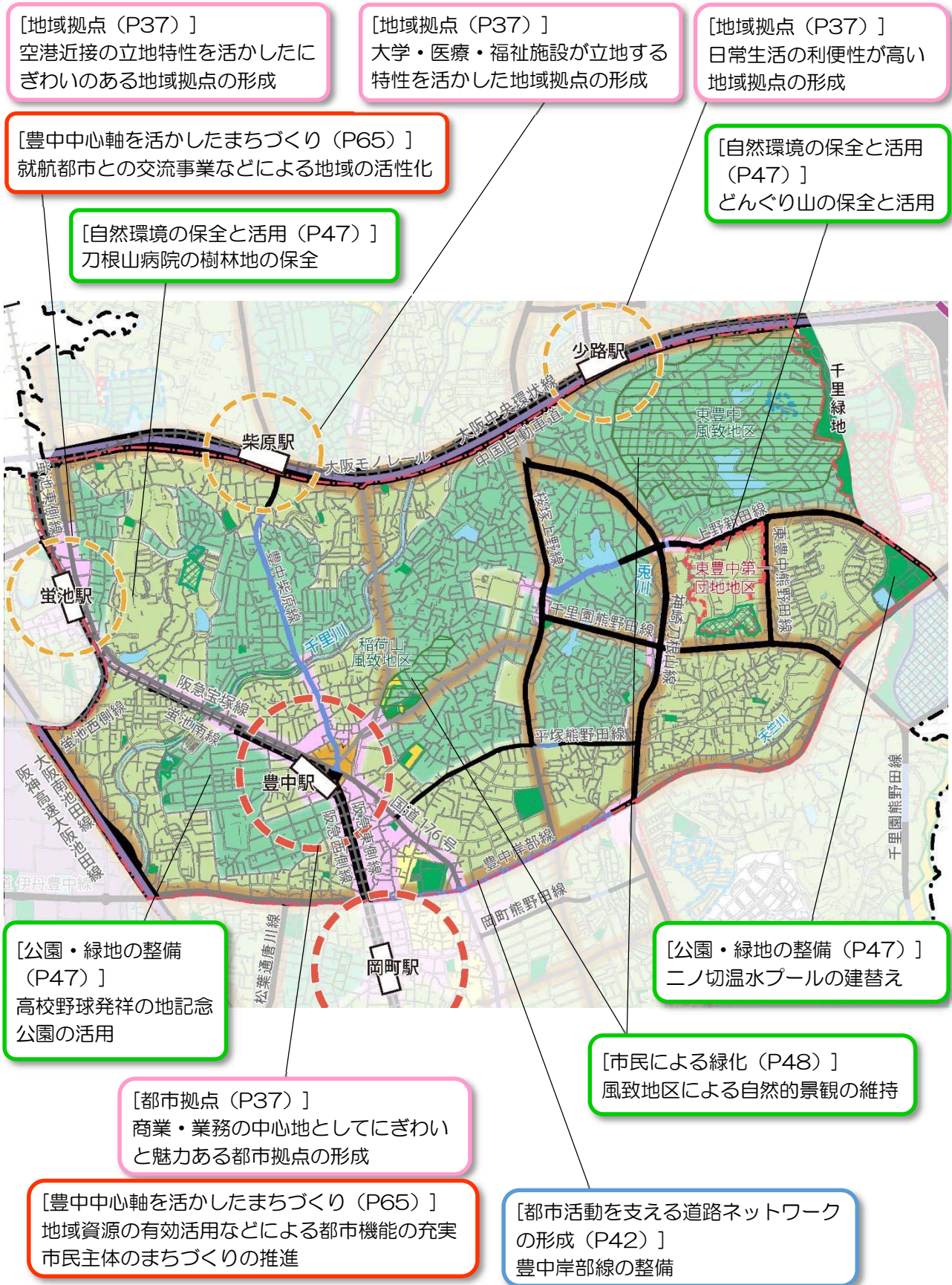
第2章

第3章

第4章

参考資料

地域別索引図【中北部地域】



序章

第1章

第2章

第3章

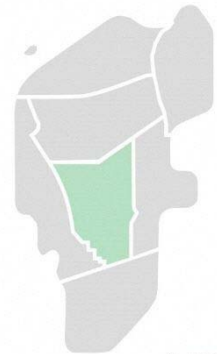
第4章

参考資料

(4) 中部地域

●地域特性

中部地域は、ほぼ平坦な台地に早くから開けた地域であり、阪急宝塚線沿いには、郊外住宅地として開発された桜塚、岡町北・南地区などの良好な住宅地があります。岡町駅周辺は市役所などのさまざまな公共施設が集積しており、曾根駅周辺や服部天神駅周辺は文化芸術センターや豊島公園のほか、多くの文化・スポーツ施設が集積しています。また、国指定史跡の桜塚古墳群や原田城跡建物、能勢街道、原田神社、萩の寺、服部天神宮などの歴史資源が多く残されている地域です。



位置図



曾根駅・服部天神駅周辺に集積する文化・スポーツ施設（豊島公園）



岡町駅周辺に集積する公共施設（市役所）

主要な道路・鉄道・公園など	土地利用の方針	凡 例	「第3章 都市づくりの方針」の対応
自動車専用道路	専用住宅市街地（低層）	都市拠点	【第1節1】 活力あふれる便利で 快適なまちづくり
都市計画道路（整備済）	専用住宅市街地（中高層）	地域拠点	【第1節2】 誰もが移動しやすい 交通環境づくり
都市計画道路（未整備）	一般住宅市街地	北部大阪都市拠点	【第2節1】 自然環境や都市の みどりに触れ合える環境づくり
主な道路（都市計画道路以外）	高次都市機能集積市街地	広域連携都市拠点	【第2節2】 まちの魅力を高める 都市景観づくり
鉄道	商業業務市街地	地区計画	【第3節1】 住んでみたい住み続けたい まちづくり
公園・緑地（整備済）	住商共生市街地	建築協定	【第3節2】 安心・安全に暮らせる まちづくり
公園・緑地（未整備）	住工共生市街地	都市景観形成推進地区	【第4節1】 地域の個性を活かした まちづくり
河川・水路・池沼	産業集積市街地	景観形成協定	
地域区分境界	沿道市街地	緑地協定	
		風致地区	
		風致保安林	
		特別緑地保全地区	

序章

第1章

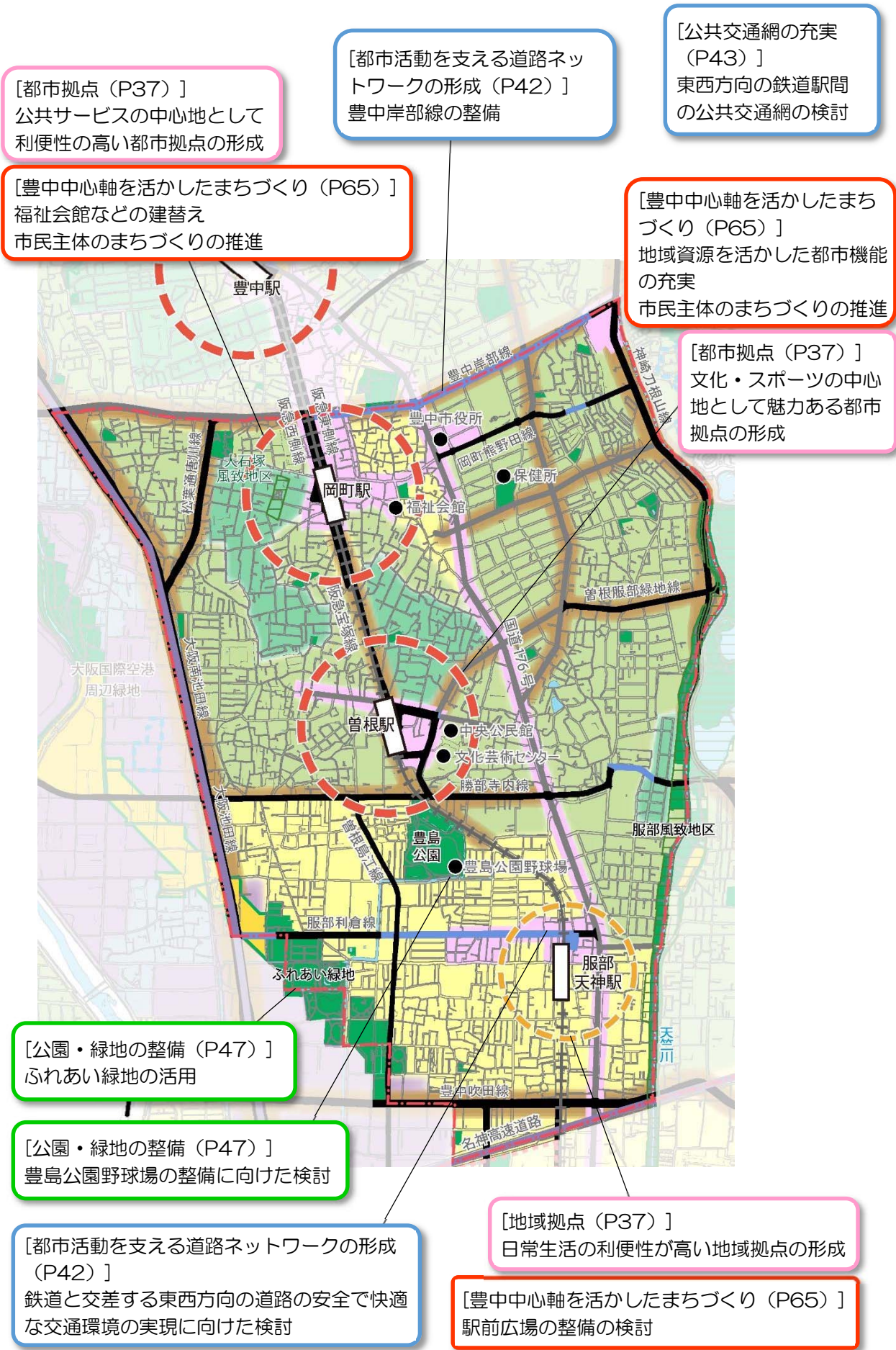
第2章

第3章

第4章

参考資料

地域別索引図【中部地域】



序章

第1章

第2章

第3章

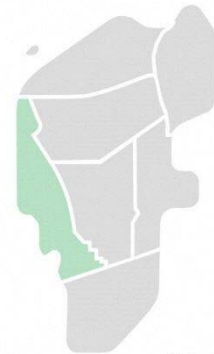
第4章

参考資料

(5) 西部地域

●地域特性

西部地域は、大阪国際空港や名神高速道路、阪神高速大阪池田線、大阪南池田線などの広域幹線道路が通り、広域的な交通条件に恵まれた地域となっており、既存集落が点在するなか、流通業務施設や製造業などの事業所が集積した市街地が形成されています。蛍池駅周辺は大阪モノレールと阪急宝塚線との交通結節点として、商業地が形成されています。また、点在する農地や大阪国際空港周辺緑地などが地域の憩いやうるおいの場となっています。



位置図



流通業務施設や製造業などの事業所が多く立地する大阪国際空港周辺



地域の憩いやうるおいの場となっているふれあい緑地

凡 例	
主要な道路・鉄道・公園など	土地利用の方針
自動車専用道路	専用住宅市街地 (低層)
都市計画道路 (整備済)	専用住宅市街地 (中高層)
都市計画道路 (未整備)	一般住宅市街地
主な道路 (都市計画道路以外)	高次都市機能集積市街地
鉄道	商業業務市街地
公園・緑地 (整備済)	住商共生市街地
公園・緑地 (未整備)	住工共生市街地
河川・水路・池沼	産業集積市街地
地域区分境界	沿道市街地
	拠点・地域のルールなど
	都市拠点
	地域拠点
	北部大阪都市拠点
	広域連携都市拠点
	地区計画
	建築協定
	都市景観形成推進地区
	景観形成協定
	緑地協定
	風致地区
	風致保安林
	特別緑地保全地区
	「第3章 都市づくりの方針」の対応
	【第1節1】 活力あふれる便利で快適なまちづくり
	【第1節2】 誰もが移動しやすい交通環境づくり
	【第2節1】 自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり
	【第2節2】 まちの魅力を高める都市景観づくり
	【第3節1】 住んでみたい住み続けたいまちづくり
	【第3節2】 安心・安全に暮らせるまちづくり
	【第4節1】 地域の個性を活かしたまちづくり

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

地域別索引図【西部地域】

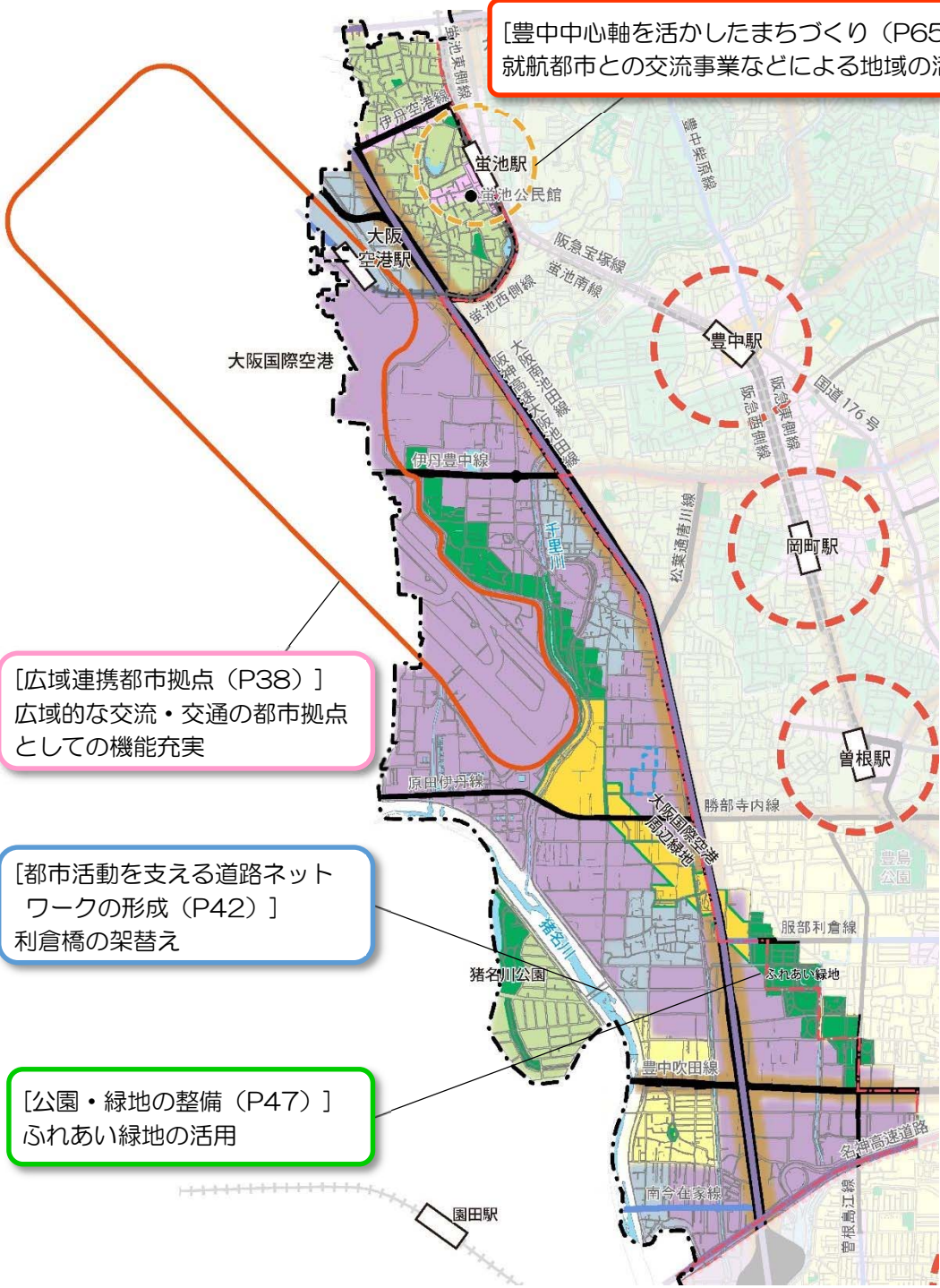
[大阪国際空港を活かしたまちづくり (P67)]
就航都市との相互交流による連携強化
移転補償跡地を活用した企業立地の促進

[公共交通網の充実 (P43)]
利用者ニーズを踏まえた公共交通網の検討
東西方向の鉄道駅間の公共交通網の検討

[働く場をつくるまちづくり (P67)]
住工混在の防止に向けた取組み
企業の立地に対する支援

[地域拠点 (P37)]
大阪国際空港と直結する立地特性を活かしたにぎわいのある地域拠点の形成

[豊中中心軸を活かしたまちづくり (P65)]
就航都市との交流事業などによる地域の活性化



[広域連携都市拠点 (P38)]
広域的な交流・交通の都市拠点としての機能充実

[都市活動を支える道路ネットワークの形成 (P42)]
利倉橋の架替え

[公園・緑地の整備 (P47)]
ふれあい緑地の活用

序章

第1章

第2章

第3章

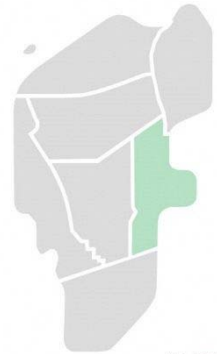
第4章

参考資料

(6) 東部地域

●地域特性

東部地域は、天竺川と高川が流れ、服部緑地の樹林地などの自然豊かな環境と、既存集落や農地が残る中に、新しい住宅地があります。寺内・東寺内町は土地区画整理事業により都市基盤が整備された中に、中高層のマンションが整然と建ち並ぶ住宅地となっており、服部緑地への東の玄関口となる緑地公園駅周辺は商業地が形成されています。また、東泉丘・西泉丘・旭丘周辺は、都市基盤の整備とともに、共同住宅を中心とした市街地が形成されています。



位置図



服部緑地と周辺の住宅地



広域避難地に指定されている服部緑地

主要な道路・鉄道・公園など	土地利用の方針	凡 例	「第3章 都市づくりの方針」の対応
<ul style="list-style-type: none"> 自動車専用道路 都市計画道路 (整備済) 都市計画道路 (未整備) 主な道路 (都市計画道路以外) +++ 鉄道 公園・緑地 (整備済) 公園・緑地 (未整備) 河川・水路・池沼 地域区分境界 	<ul style="list-style-type: none"> 専用住宅市街地 (低層) 専用住宅市街地 (中高層) 一般住宅市街地 高次都市機能集積市街地 商業業務市街地 住商共生市街地 住工共生市街地 産業集積市街地 沿道市街地 	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点 地域拠点 北部大阪都市拠点 広域連携都市拠点 地区計画 建築協定 都市景観形成推進地区 景観形成協定 緑地協定 風致地区 風致保安林 特別緑地保全地区 	<ul style="list-style-type: none"> 【第1節1】 活力あふれる便利で快適なまちづくり 【第1節2】 誰もが移動しやすい交通環境づくり 【第2節1】 自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり 【第2節2】 まちの魅力を高める都市景観づくり 【第3節1】 住んでみたい住み続けたいまちづくり 【第3節2】 安心・安全に暮らせるまちづくり 【第4節1】 地域の個性を活かしたまちづくり

序章

第1章

第2章

第3章

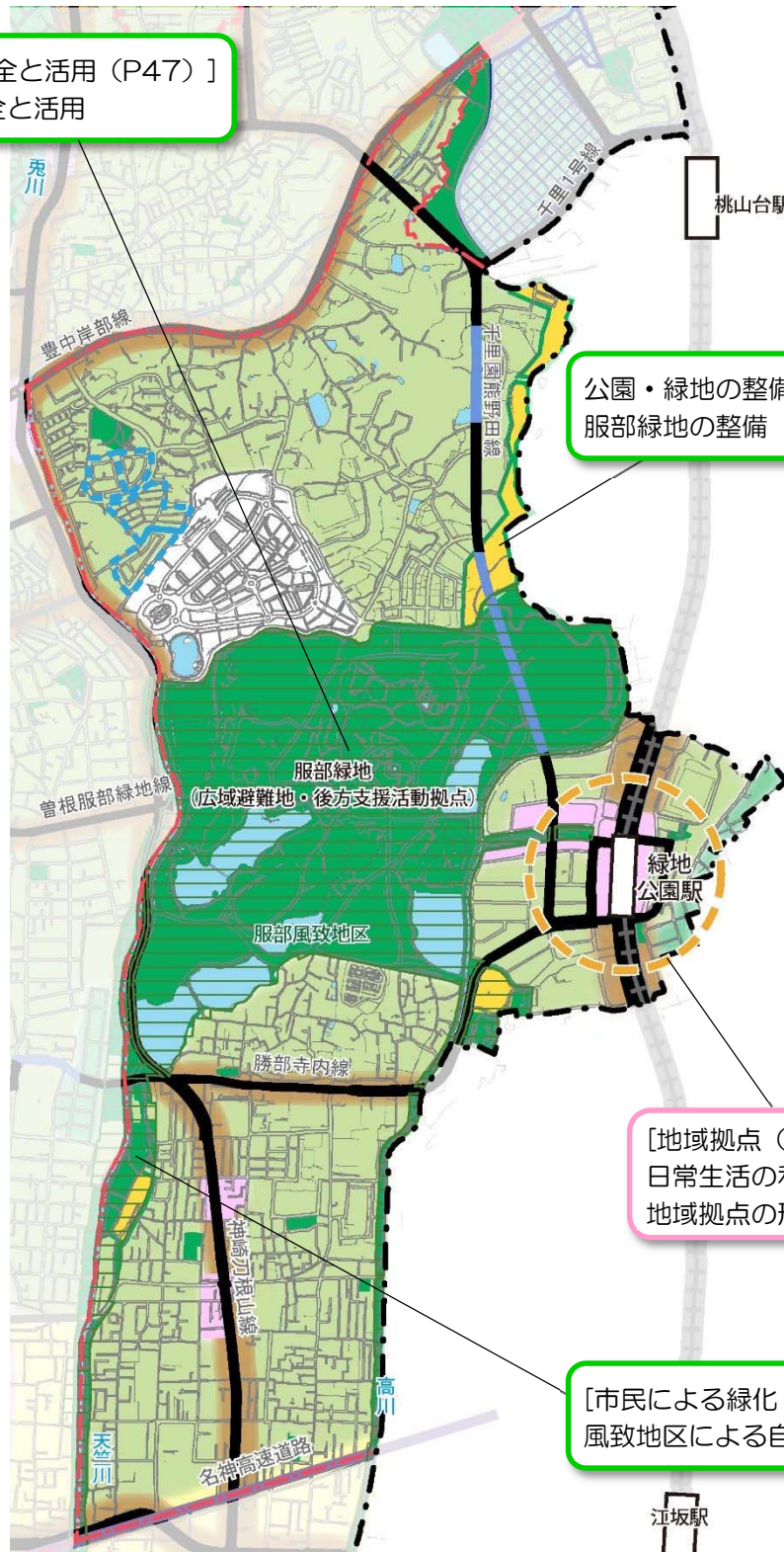
第4章

参考資料

地域別索引図【東部地域】

[公共交通網の充実 (P43)]
東西方向の鉄道駅間の公共交通網の検討

[自然環境の保全と活用 (P47)]
服部緑地の保全と活用



公園・緑地の整備 (P47)
服部緑地の整備

[地域拠点 (P37)]
日常生活の利便性が高い
地域拠点の形成

[市民による緑化 (P48)]
風致地区による自然的景観の維持

序章

第1章

第2章

第3章

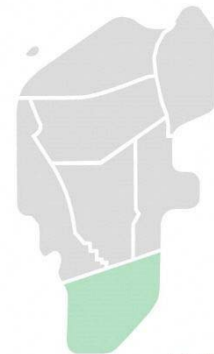
第4章

参考資料

(7) 南部地域

●地域特性

南部地域は、大阪市に隣接した地域特性から、高度経済成長期に都市基盤が未整備のまま、小規模な戸建住宅などが建ち並ぶ市街地や、庄内駅周辺はにぎわいのある商業・業務地が形成されており、神崎刀根山線・三国塚口線周辺などでは工場と住宅の混在がみられます。野田町は土地区画整理事業により新たな市街地が整備されています。また、大阪音楽大学などの立地による文化的な環境が形成されています。



位置図



商業・業務施設が集積している庄内駅周辺



まちの魅力を育む大阪音楽大学
(ザ・カレッジ・オペラハウス)

凡 例			
主要な道路・鉄道・公園など	土地利用の方針	拠点・地域のルールなど	「第3章 都市づくりの方針」の対応
自動車専用道路	専用住宅市街地 (低層)	都市拠点	【第1節1】 活力あふれる便利で快適なまちづくり
都市計画道路 (整備済)	専用住宅市街地 (中高層)	地域拠点	【第1節2】 誰もが移動しやすい交通環境づくり
都市計画道路 (未整備)	一般住宅市街地	北部大阪都市拠点	【第2節1】 自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり
主な道路 (都市計画道路以外)	高次都市機能集積市街地	広域連携都市拠点	【第2節2】 まちの魅力を高める都市景観づくり
鉄道	商業業務市街地	地区計画	【第3節1】 住んでみたい住み続けたいまちづくり
公園・緑地 (整備済)	住商共生市街地	建築協定	【第3節2】 安心・安全に暮らせるまちづくり
公園・緑地 (未整備)	住工共生市街地	都市景観形成推進地区	【第4節1】 地域の個性を活かしたまちづくり
河川・水路・池沼	産業集積市街地	景観形成協定	
地域区分境界	沿道市街地	緑地協定	
		風致地区	
		風致保安林	
		特別緑地保全地区	

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

地域別索引図【南部地域】

[南部地域の魅力を高めるまちづくり (P66)]
 (仮称) 南部コラボセンターの整備と既存施設の再編、小中一貫校による学校再編と学校敷地の有効活用

[働く場をつくるまちづくり (P67)]
 企業立地に対する支援などによる安定した操業環境の形成

[公共交通網の充実 (P43)]
 利用者ニーズを踏まえた公共交通網の検討

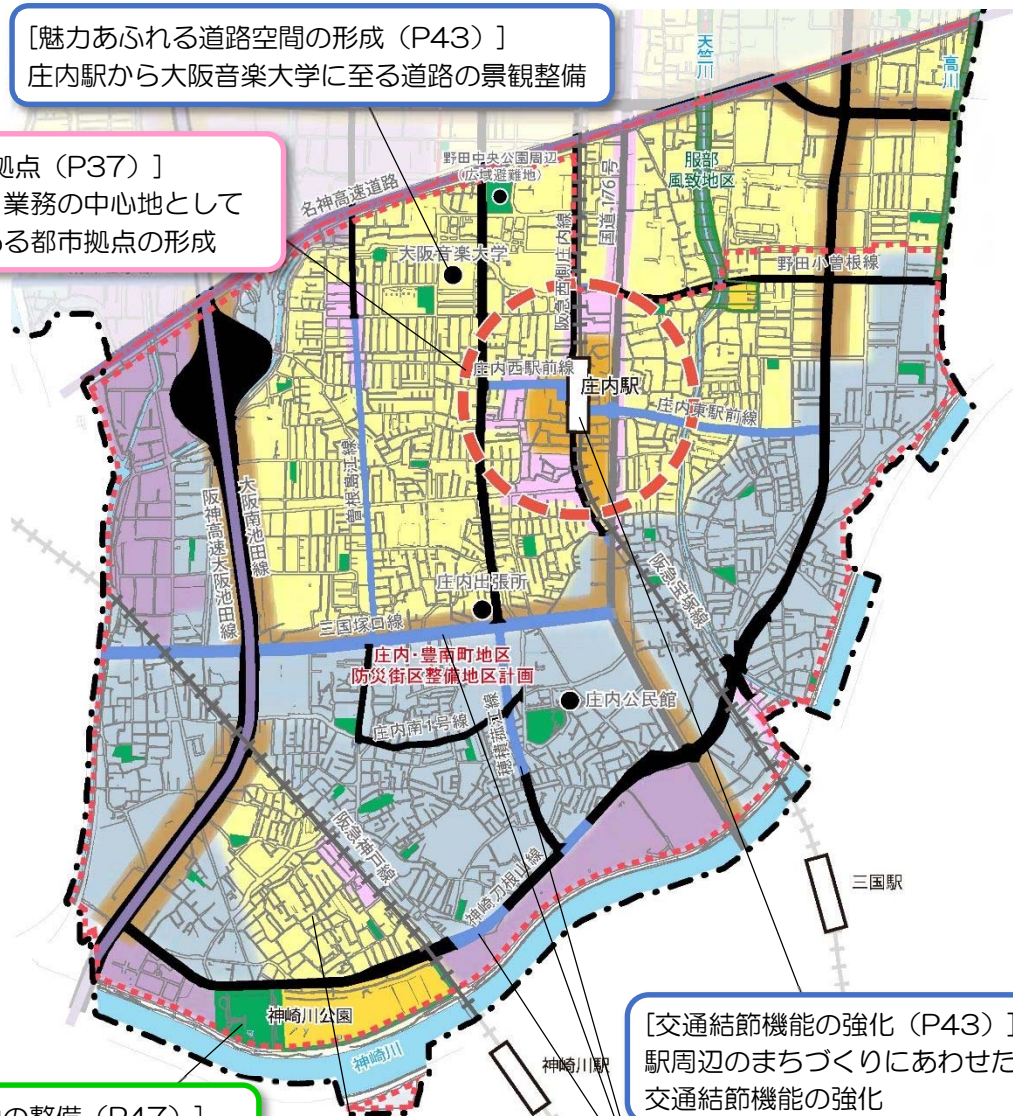
[延焼の拡大を防ぐ市街地の形成 (P60)]
 防災街区整備地区計画による不燃化と木造住宅などの除却・建替え促進による防災性向上

[既成市街地の再整備 (P56)]
 安全で快適な住環境整備
 住工共生のまちづくりの推進

[市民による緑化 (P48)]
 みどりの保全や緑化活動を重点的に推進

[魅力あふれる道路空間の形成 (P43)]
 庄内駅から大阪音楽大学に至る道路の景観整備

[都市拠点 (P37)]
 商業・業務の中心地として
 活力ある都市拠点の形成



[公園・緑地の整備 (P47)]
 庄内温水プール跡地の整備

[既成市街地の再整備 (P56)]
 市道大島町第3号線、32号線などの拡幅整備

[交通結節機能の強化 (P43)]
 駅周辺のまちづくりにあわせた交通結節機能の強化

[都市活動を支える道路ネットワークの形成 (P42)]
 三国塚口線・神崎刀根山線・穂積菰江線の整備

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

コラム

豊中のスポーツの歴史に触れられる公園を紹介します。
公園の場所は 75 ページをご覧ください。



〔コラム〕 ～高校野球、高校ラグビー・サッカー発祥の地～

高校野球といえば舞台は甲子園。でも実は、夏に開催される全国高等学校野球選手権大会の前身である全国中等学校優勝野球大会が初めて開催されたのは、現在の玉井町3丁目にあった豊中グラウンドでした。明治43年（1910年）に開通した現在の阪急電鉄が、沿線の集客のため、大正2年（1913年）にこのグラウンドを建設し、第2回大会まではこの地で開催されました。

大正7年（1918年）には、「第1回日本フットボール優勝大会」が開催され、高校ラグビー・サッカーの発祥の地にもなりました。

そして、昭和63年（1988年）には、グラウンド正門の向かい側にあたる一角を高校野球メモリアルパークとして整備し、さらに、第100回全国高等学校野球選手権記念大会を翌年に控えた平成29年（2017年）、「高校野球発祥の地記念公園」としてリニューアルオープンしました。歴代優勝校・準優勝校の名前が入ったプレートが設置され、高校野球の歴史と歩みを振り返ることができます。



開設当時の豊中グラウンド
大正2年（1913年）



リニューアルした高校野球発祥の地記念公園

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

第4章

計画推進のために

- 1. 多様な主体の参画と協働によるまちづくりの推進 P.86
- 2. 広域的連携 P.90
- 3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し P.90



第4章 計画推進のために

1. 多様な主体の参画と協働によるまちづくりの推進

まちづくりにあたっては、多様化する市民ニーズや生活スタイルの変化、また、将来的に見込まれる人口減少や少子高齢化に伴う社会環境の変化などに、適切に対応していくため、行政だけでなく、市民や事業者などの新たな公共の担い手によるさまざまな取り組みが求められます。

そのようななか、本市では、市民主体のまちづくりを進め、豊中の自治を充実させるため「豊中市自治基本条例」を制定するとともに、市民力・地域力を総合的につなぎ、より効果的に発揮できる環境を整えるため「豊中市地域自治推進条例」を制定し、地域と市が協力・連携して、より良い地域づくりを進めています。

そして、市民意識の成熟に伴い、地域のまちづくりに自ら取り組もうとする市民などが増えてきていることで、個人が持つ豊かな専門知識や創造力、機動性や柔軟性などの多様な能力の集結がさまざまな場面で活かされているとともに、わがまち意識の向上と愛着の醸成につながり、協働のまちづくりを進める土壌が培われてきています。

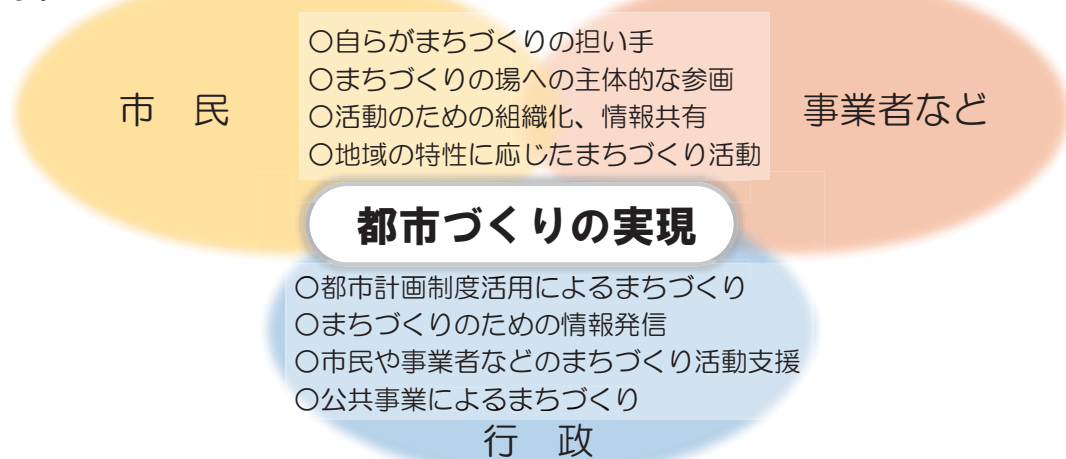
そこで、地域に関わる多様な主体の参画と協働による、地域の特性を活かした新たな活力を生み出すまちづくりを進めます。

(1) 協働によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランに示す都市づくりの実現には、行政だけではなく、市民・事業者・市民公益活動団体やさまざまなノウハウを持つ大学などの多様な主体が、その担い手としての意識を持ちながら、協働でまちづくりを進めていくことが求められます。

このため、各主体が地域の課題に関心を持ち、まちづくりの目標を「情報共有」しながら、適切な役割分担のもとで、主体的に課題解決に向けた活動に「参画」し、相互に連携し「協働」していくことが必要となります。

このような「情報共有」・「参画」・「協働」の考え方を柱として、各主体が役割と責務に応じた取り組みを行いながら連携し、活動を展開することで、まちづくりを進めます。



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

(2) 協働のための環境づくり

○情報共有

地域に関わる多様な主体が、お互いの理解と尊重のもと、協働でまちづくりを進めていくためには、まちづくりに関するさまざまな情報を共有することが重要です。このため、各主体が取り組むまちづくりに関する情報などが、効果的かつ効率的に届けられるよう、広報やリーフレット、ホームページなどさまざまな媒体の活用を図ります。

また、特に地域特性に応じたまちづくりを進めていくためには、都市計画に関する情報が不可欠となることから、地理情報システム（GIS）などの活用により、各主体の誰もが必要な情報を簡単・迅速に入手できるよう、情報の充実・発信を進めます。

○参画

①まちづくりに対する意識の醸成と人材育成

地域が主体的にまちづくりに取り組むには、地域に関わる各主体のまちづくりに対する意識の醸成と人材育成が重要です。このため、まちづくりに関する情報誌やセミナーなどを通じて意識の醸成を図り、まちづくりへの参画意識を高め、地域においてまちづくりをリードできる人材の育成に努めます。

②多様な主体の参画の促進

地域のまちづくりを充実させるためには、多様な主体の参画により進められることが重要です。このため、出前講座やワークショップ、アンケートなどのさまざまな機会を設けるとともに、まちづくりへの関心を高め、より参画しやすい環境づくりを進めます。

たとえば、地域への愛着を育む美化活動や、アドプト・アダプト活動、公園・緑道の自主管理協定制度、防災や防犯に関する活動などは、身近な参画のきっかけとなることから、これらの活動への支援などを通じて、参画の機会の普及に努めます。

○協働

①まちづくり活動団体の支援

地域の特性を活かしたまちづくりを円滑に進めるためには、地域の実状を熟知する多様な主体で構成されるまちづくり活動団体が中心となって取り組むことが重要です。このため、地域自治組織、自治会、まちづくり協議会、市民公益活動団体などによる地域課題の解決に向けた自主的な取り組みを支援するとともに、土地利用のルールづくりなどの活動に対して、相談や専門家の派遣などの技術的な支援や、活動費の助成などの支援を行います。



まちづくりに関連するパンフレットなど



まちづくりセミナーの様子

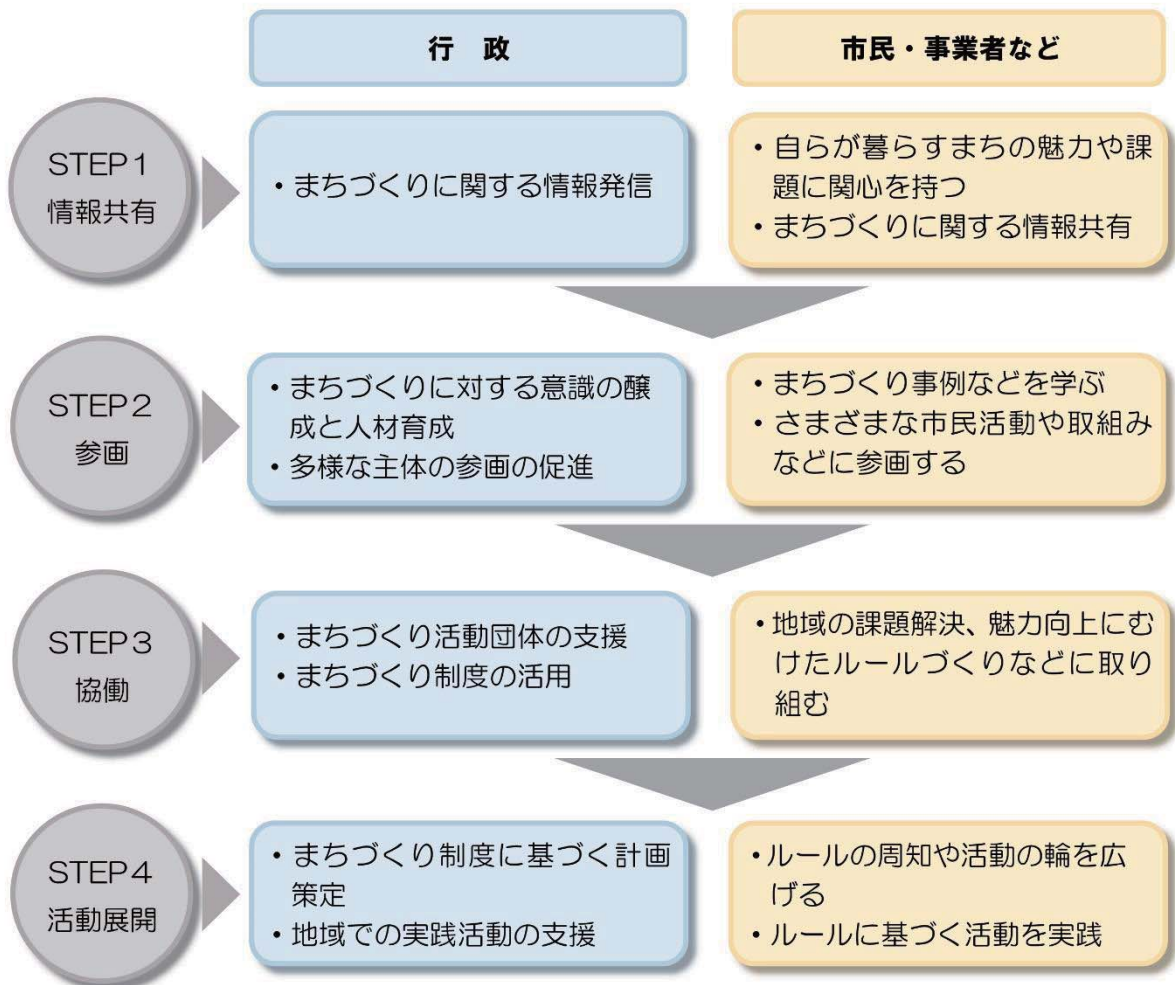
②まちづくり制度の活用

地域の課題解決や魅力の向上など、まちづくり活動団体がめざすまちづくりを実現するためには、法や条例などに基づくまちづくり制度を活用した取組みが有効です。そこで、まちづくり制度の活用を積極的に促しながら、まちづくり活動団体との協働のまちづくりを進めます。

以下に本市で活用されているまちづくり制度を示します。

- まちづくり構想
まちのめざすべき姿などを、まちづくり構想としてとりまとめ、市に提案し、市と協働でその実現を図る制度
- 都市計画提案制度
都市計画の決定や変更の案を土地所有者などが市や府に提案できる制度
- 地区計画
地区の特性に応じた土地利用のルール案を土地所有者などが市に申出できる制度
- 景観計画（都市景観形成推進地区）
建物の色などの景観形成に係るルール案を土地所有者などが市に申出できる制度
- 建築協定、景観形成協定、緑地協定
土地所有者などの合意形成に基づき、土地利用のルールを定める制度

■協働によるまちづくりのフロー



序章
第1章
第2章
第3章
第4章
参考資料

(3) 協働によるまちづくりの実践

都市計画マスタープランに示す都市づくりの実現は、市が主体的に取り組む都市基盤整備などと、市民や事業者など地域が主体となって取り組むまちづくりなどによって可能になります。地域が主体となって取り組むまちづくりは、多様な主体で構成されるまちづくり団体が地域のあり方を自己決定し、それを行政と協働で実現していくことが望ましく、その発意にあたっては、誰もが参画できる開かれた組織において、課題や方向性などの合意形成のもとに進められる必要があります。そのため、地域で共有されている意識などの熟度を考慮したうえで、小学校区単位と地区単位を活動範囲とする各団体が相互に連携した、段階的な取組みの支援を進めます。

○小学校区単位のまちづくり

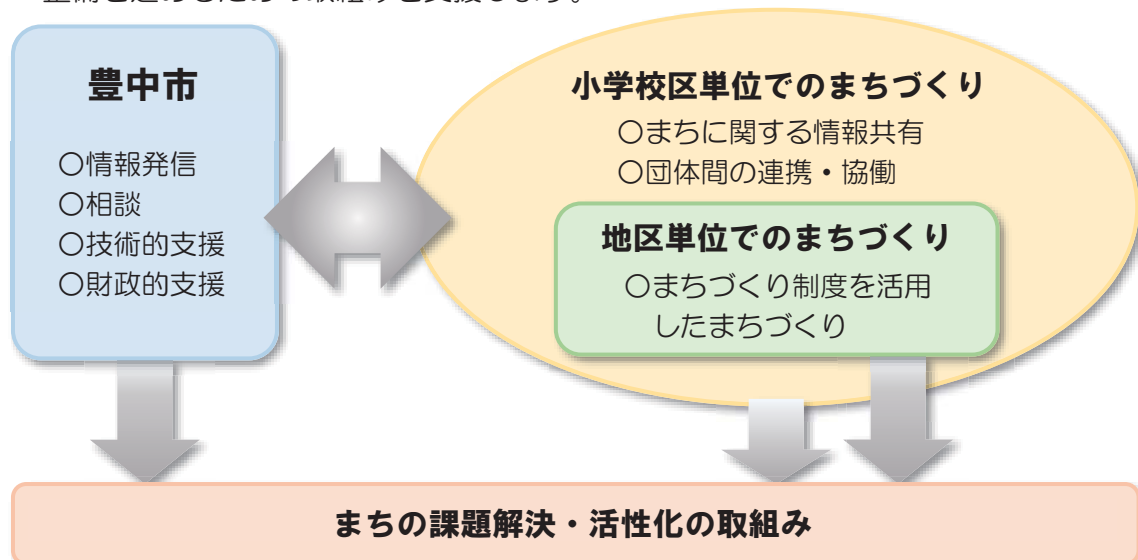
小学校区では、これまで学校を拠点として福祉・教育・防災などのさまざまな団体が活動されてきたことから、それらの活動を通じて従来から地域への深い愛着とつながりが醸成されてきています。このような環境を活かし、さまざまな団体の連携などを通じて、個々の団体では困難な活動や、地域資源の掘り起こしや活用なども可能となることから、地域の課題解決と活性化に向けて取り組む範囲として、小学校区単位のまちづくりは適しています。

そこで、校区ごとの都市計画に関する情報発信などを行うとともに、概ね小学校区を活動範囲とする地域自治組織など各種団体の活動を通じて抽出された、都市計画やまちのルールづくりなどの課題への対応について、地区単位でのまちづくりによる段階的な実現を図る取組みなどを支援します。

○地区単位のまちづくり

自治会やまちづくり協議会などが自ら定める地区では、近隣同士お互いの生活感覚を共有しやすく、また身近な課題などを自分事として捉えやすいため、日常生活の視点から住んでいるまちをどのようにしていくべきかを検討する範囲として適しています。

そこで、地区単位のまちづくりでは、まちづくり制度の活用により、地区に関わる住民や事業者などによる、自らの土地・建物などの利用の改善や、地区環境の保全・整備を進めるための取組みを支援します。



2. 広域的連携

都市づくりを行うにあたっては、道路・交通・防災対策といった広域的な課題への対応など、一つの自治体では対応が難しい課題があります。また、将来的に見込まれる人口減少や少子高齢化の進行、財政的な制約の中で生じるさまざまな課題に対応し、住民ニーズに応えた都市づくりを進めるためには、地域資源などを有効に活用し、効果的に施策の実施を図ることが重要となります。

そこで、周辺都市などと役割・機能分担や公共施設の圏域を調整して相互利用を図るなど、広域的な連携・協力体制を必要に応じて強化するとともに、調整にあたっては国や府に支援・協力を要請しながら、密接に連携して都市づくりを進めます。

3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

都市計画マスタープランは都市計画の総合的な指針として、都市づくりの目標とその実現に向けた都市づくりの方針を示すものです。都市づくりの目標を実現していくためには、長期の期間を要することから、長期的な視点での都市づくりが求められる一方で、今後の社会環境の大きな変化などにも柔軟に対応していく必要があります。

そこで、進行管理にあたっては、総合計画による政策評価や市民意識調査などを活用するとともに、都市計画基礎調査の結果や、建物・土地利用の現況、道路整備状況など経年的な調査により把握している都市に関する情報を有効に活用していきます。

また、計画期間中であっても、社会環境の大きな変化や、総合計画などの上位関連計画の見直し、新たな制度への対応などが生じた場合には、都市計画マスタープランの点検・検証を行い、都市計画としての継続性や安定性に配慮しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考資料

1. 用語集 P.92
2. 関連計画等一覧 P.99
3. 第2次豊中市都市計画マスタープランの策定経緯 P.100
4. 豊中市都市計画審議会委員 P.101



参考資料 1 用語集

あ行

- アクセス道路 P37,43
駅などの目的地に容易に近づくことができるように整備された道路のことです。
- アドプト・アダプト活動 P52,87
「アドプト (adopt)」は、「養子にする」という意味で、アダプトシステム・アダプト制度は、市民グループや企業などに、道路などの一定区間の清掃や緑化活動などを、継続的にしてもらうものです。これまで公共空間は行政（実親）が主として管理していましたが、地域の人々（養親）に「養子」としてかわいがってもらおうという考えから「アドプト（アダプト）」と名付けられています。
- 移転補償跡地 P63,67,79
大阪国際空港周辺で「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（航空機騒音防止法）に基づいて、航空機の騒音対策として行われた事業により買収された土地のうち、現在も未利用地として点在している土地のことです。
- 雨水貯留施設 P61
大雨が降った際に、雨水が一気に下水管や河川に流れこみ、水があふれてまちが浸水してしまうことを防ぐため、公園や学校のグラウンドや施設の地下貯留槽などに一時的に雨水を貯め、徐々に排水することによって、下水道管などの負担を軽減する施設のことです。
- 雨水バイパス管 P61
集中豪雨の際に、排水能力の不足による浸水被害を防ぐため、既存の下水管から分岐する管を整備することで、排水の負担を軽減する整備手法のことです。
- NPO（Non Profit Organization） P50
さまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える役割を担う営利を目的としない民間の組織のことです。

- エリアマネジメント組織（マネジメント組織） P65
一定の地域を対象として、地域特性を活かし、地域の価値を維持・向上させることを目的として、主体的な取り組みを行う住民・事業主・地権者などによる組織を指します。
- 延焼遮断帯 P40,42,60,61
大地震などで発生した市街地大火を遮断する機能を果たす道路や河川、鉄道、公園などの都市施設や、耐火建築物群などにより構築される帯状の不燃空間のことです。
- 沿道サービス施設 P31
広域的な道路沿いにあり、駐車できる店舗やガソリンスタンドなどのように、自動車での利用者に対するサービス施設のことです。用途地域では、大きな道路沿いの主に準住居地域や準工業地域にあたります。
- 屋上緑化 P46
建物の屋上やベランダなどに植物を植えて緑化することで、みどりを創出するだけでなく、省エネルギーや都市の気温低減などに効果があります。
- 温室効果ガス P20
太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。平成 17 年（2005 年）2 月 16 日に発効された京都議定書では、地球温暖化防止のため、CO₂（二酸化炭素）、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められました。

か行

- 管理不全空き家 P54
管理が不十分なため、景観の悪化や防犯・防災面での不安など、地域の住環境へ悪影響を及ぼしている空き家のことです。
- 緊急交通路 P60,61
災害時に応急活動（救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給）を行うために自治体が指定する道路のことです。大阪府が災害対策基本法に基づき定める広域緊急交通路と、市が地域防災計画で定める地域緊急交通路があります。

- 景観形成協定 P50,52,88
一定区域内の良好な景観形成を図るために、建築物の形態や規模、緑化などの協定を締結し、当該区域住民などから認定の求めがあった場合、豊中市都市景観条例に基づき、当該区域の住民や利害関係人の多数に支持されていると認められたときに市長が認定する制度です。
- 減災 P60,61
「防災」が災害を未然に防ぐための取組みであることに対して、大規模な自然災害の発生を防ぐことはできないという前提に立ち、自分の身は自分で守る「自助」、地域や身の回りの人との協力により身を守る「共助」などを通じて、被害を最小限に止めるための取組みを指します。
- 建築協定 P67,88
建築基準法に基づき、一定の区域内の住民や土地利用者などの全員の合意により、住民自らが一定地域における建築物のルール（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、または建築設備）を定めることができる制度です。
- 広域ネットワーク P21
道路・交通網の充実により、広域にわたる地域交流や連携強化を図るという考え方です。
- 広域避難地 P59,61,66,80
大地震などの際に市街地で発生した火災が拡大し、一時避難地が危険になった場合の最終避難地として、「豊中市地域防災計画」に位置付けられる、一定規模を有した公園や緑地、学校施設などのことです。
- 広域連携 P2,24,26,28,29 他
自治体同士が、互いに機能を補い合いながら広域にわたり連携を図るという考え方です。
- 高次都市機能 P28,31,37,64,73
行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど各分野において良質なサービスを提供する施設を指し、市域だけでなく、広域的に影響のある機能のことです。
- 交通結節点（機能） P36,37,40,41,43 他
鉄道やバス、タクシーなどの複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡などが円滑に行える場所のことです。
- 公的住宅 P34,50,52,54,55 他
市営住宅および府営住宅のほか、UR（都市再生機構）や住宅供給公社が供給する賃貸住宅が該当します。
- 高齢社会 P35,41
65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢人口割合）によって分類されており、一般的に高齢化社会（高齢人口割合7%～14%）、高齢社会（高齢人口割合14%～21%）、超高齢社会（高齢人口割合21%以上）とされています。
- 国土軸 P41
国土交通省「21世紀の国土のグランドデザイン」で定められた、文化と生活様式を創造するための地域の連なりであり、本市を横断する中国自動車道は「西日本国土軸」にあたります。
- 子どもの安全見まもり隊 P57
平成17年（2005年）に市内の各小学校区に設置された、地域のボランティアが登下校の通学路において、こどもたちの見守り活動を行う取組みです。
- コミュニティ P2,13,17,19,21,36,57
同じ地域に居住しながら利害や関心事をともにし、お互いの信頼のもとに結びついた住民のつながりや地域社会のことです。
- コンパクトな都市構造（まちづくり） P3,13,20,25,27
郊外への都市的土地利用の拡大の抑制、中心市街地の活性化などを図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市を形成することをいいます。

さ行

- 市街地再開発事業 P35,37,65,73
「都市再開発法」に基づき、公共施設の不足などによる生活環境の悪化した市街地などにおいて、耐火建築物の建設や道路、公園、広場などの公共施設を確保することによって、都市の不燃化と土地の高度利用や都市機能の更新を図る事業です。
- 自主管理協定 P48,87
公園や緑道におけるこれまでの市主体の管理運営を、市民と市の役割分担を明確にした協定を結ぶことにより、管理運営を市民と市が協働で行う制度です。
- 自主防災活動・自主防災組織 P59,60,61
「自分の身は自分で守る」という自覚に基づき、住民が自主的に行う災害による被害の予防、軽減を図るための活動およびそれを目的とする組織です。
- 持続可能な都市（まちづくり） P26
「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」というサステイナブル（持続可能な～）の考え方にに基づき、自然環境との調和や、低炭素都市づくりの取組みを通して、将来にわたって都市の経済や環境、生活の質を維持していくという考え方です。
- 住工混在 P31,36,67,79
住宅と工場が近接して立地している地域の状態のことです。
- 住宅市街地総合整備事業 P54
密集市街地などにおいて、住環境の改善と災害に強いまちづくりを進めるため、道路、公園などの整備や、老朽化した木造賃貸住宅の建て替え支援などを総合的に行う事業です。
- 住宅ストック P56
ストックは在庫品・資産の意味で、住宅の分野では、現在建っている全ての住宅およびその量のことを示します。
- 省エネルギー化 P43,56
地球環境問題などの対策として、同じ社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られるようにする取組みです。

- 職住近接 P57
住居と職場が近いことで、通勤時間の短縮により、生活の時間的なゆとりが得られるとともに、通勤混雑が解消される、職と住が均衡した都市構造のことです。
- 生活サービス（施設） P29,36,37
日常の生活に密着した個人向けのサービス機能のことで、それほど大きくない身近な店舗が該当します。用途地域では主に近隣商業地域にあたります。
- 生産緑地地区 P47
良好な都市環境を保全・確保する効果があり、かつ、公園や緑地の公共施設などの敷地として適している農地が、良好な都市環境の形成を図ることを目的として指定されるもので、農地以外での使用を制限されるほか、農地としての適正な管理が義務付けられます。
- 相互利用 P26,90
公共施設を近隣都市同士で相互に利用できる取組みです。本市では、周辺市町の池田市、箕面市、豊能町、能勢町、吹田市の図書館を利用できる取組みなどを行っています。

た行

- 地域共生 P57
制度・分野の垣根を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがいと地域をともに創っていく社会をつくるという考え方です。
- 地域地区 P3,4,60
都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課することにより、土地の合理的な利用を図るために設定される土地利用ゾーニングのことで、豊中市では「用途地域」、「高度地区」、「防火・準防火地域」などが定められています。
- 地域包括ケアシステム P57
可能な限り住み慣れた地域で全ての人が安心して生活を継続できるよう、多様な主体でネットワークを構築し、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが切れめなく有機的かつ一体的に提供される体制のことです。

- 地区計画 P4,36,52,54,56 他
「都市計画法」に基づいて、一定のまとまりを持った「地区」を対象に、それぞれの地区のまちなみや特性に応じて、道路・公園などの配置や、建物の用途や形態などのきめ細かなルールを決めることができる制度です。
- 地理情報システム（GIS） P87
山や川などの地形情報、道路や道路付属物などの行政情報、ライフラインなどの施設情報を、数値やグラフではなく視覚的に表現しながら、空間や時間による変化をシミュレーションするなどの高度な分析ができる情報処理システムで、地理的な位置に関する情報をもったデータを総合的に管理、加工などが行えます。
- 低炭素都市づくり、低炭素型都市構造 P20,22,24,35,41 他
地球温暖化問題に対応していくため、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出削減と吸収を基本として、拡散型都市構造から集約型都市構造への転換、緑地の保全や都市緑化の推進、エネルギーの効率的な利用などの取組みを総合的に推進していく都市づくりのことであります。
- 鉄道 P2,12,13,16,17 他
本計画では、阪急宝塚線、北大阪急行線およびモノレールを「鉄道」として定義しています。
- 電線共同溝 P59,61
電線や電話線などの通信線を歩道の地下空間に納める施設のことで、安全で快適な歩行空間の確保や、良好な都市景観をつくるとともに、地震などの災害時における被害軽減を図ることができます。
- 透水性舗装 P43
路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ浸透させる機能を持った舗装のことです。雨天時の歩行快適性の向上のほか、路面温度上昇の緩和などの効果があります。
- 同報通信システム P61
災害時の緊急情報などを直接住民に伝達する防災行政無線のことで、近年はデジタル化により、電話のように会話することや、画像・文字表示などのデータ通信を行うことが可能となっています。
- 特定既存耐震不適格建築物 P60
不特定多数の方が利用する建築物や、学校、老人ホームなどの避難に配慮を要する方が利用する建築物で、一定規模以上の建築物のうち、耐震性を満たさない建築物のことです。
- 都市機能 P12,25,28,29,31 他
文化や教育、医療、福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や、居住機能のことです。
- 都市計画基礎調査 P90
都市計画に関する基礎調査として、概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口規模、市街地の面積、土地利用状況、交通量などの調査を行うものです。
- 都市計画提案制度 P88
「都市計画法」に基づいて、土地所有者などが一定の条件を満たしたうえで、都市計画を定める府や市などに、都市計画の決定や変更を提案できる制度です。
- 都市計画法 P2,3
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画の内容およびその決定手続きや、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関して必要な事項を定めた法律です。
- 都市景観形成推進地区 P50,51,52,56,88
景観計画に地区の特性に応じて区域・方針・行為の制限を定めた地区であり、住民や事業者などの発意により案となるべき事項を市に申し出することができます。
- 都市構造 P13,19,20,24,27 他
人や産業が集中する拠点の位置と、主要な人や物の流れによって形成されるネットワークなどから捉えた都市の骨格のことです。
- 都市再生特別措置法 P3,24
都市の国際競争力および防災機能を強化するための制度で、平成26年の一部改正では、コンパクトなまちづくりを促進する立地適正化計画制度などが整備されました。

- 都市施設 P3,4
道路、公園、下水道、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルなど、都市生活を営むうえで必要となる施設のことを「都市施設」といい、このうち、必要に応じて各都市が都市計画決定する都市施設のことを「都市計画施設」といいます。
- 土地区画整理事業 P38,43,54,66,70 他
「土地区画整理法」に基づいて、道路、公園などの公共施設が未整備な市街地や、市街化の予想される地区を健全な市街地にするため、公共施設を整備、改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。
- 豊中市屋外広告物条例 P3,52
屋外広告物法に基づき、良好な景観を形成または風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置・維持、屋外広告業について、必要な規制の基準を定めた条例です。
- 豊中市自治基本条例 P86
市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則や自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、自立した豊かな地域社会を創造していくために制定した条例です。
- 豊中市地域自治推進条例 P3,86
市民や地域団体のみなさんと協力して、地域のつながりを強め、より良い地域づくりをさらに進めていくために制定した条例です。
- 豊中市地区まちづくり条例 P3,63
市民自らが、自分たちの住む身近な地域の環境を良くするため、まちづくりに関わりを持つとするとともに、その自発的な活動に対する市の支援の考え方や、市民と協働で住みよいまちづくりを進めていくために制定した条例です。
- 豊中市都市景観条例 P50,52
豊中市環境基本条例の理念に基づき、都市景観の形成について豊中市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく必要な事項を定め、都市景観の形成にかかる施策を総

合的かつ計画的に推進し、良好な都市景観を形成するために制定した条例です。

- 豊中市土地利用の調整に関する条例 P25,56
良好な市街地環境の保全、形成を図り、調和のとれた住みよいまちづくりの推進のために、土地利用の基本理念を定め、市、市民、開発行為者などの役割を明らかにするとともに、都市計画に市民の意見を反映するための手続きや、開発行為などに関する手続きなどを定めた条例です。
- 豊中市まち・ひと・しごと・創生人口ビジョン P9,24
国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案し、豊中市の人口などの現状分析を行い、今後めざすべき将来の方向を示すものであり、少子化や人口減少に歯止めをかけるさまざまな施策の実施することで、めざすべき人口の将来展望を示しています。

な行

- ノンステップバス P40,43
乗降口の段差をなくし、バリアフリー化に対応した低床型バスのことです。

は行

- ハザードマップ P59,61
自分たちが暮らしている地域がどのような災害のリスクを有しているのかを認識し、防災対策に活かすため、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図のことです。
- バスロケーションシステム P40,43
GPS を利用してバスの位置情報をリアルタイムに収集し、バスの運行状況や所要時間を把握するのに役立つシステムです。
- 花いっぱい運動 P46,52
市内の公園や空き地、家の周りで花を育てることで、うるおいのあるまちなみを広げる運動です。

- バリアフリー（化）
P17,19,40,42,45 他
高齢者や障害者などが活動するうえで、社会のなかに存在する障害（バリア）になるものを取り除くことです。例えば、道路の段差の解消、建物のスロープなどの設置、読みやすい大きな文字や点字での表示などです。
- ヒートアイランド現象 P45,46,47
都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調排熱、コンクリートとアスファルト面の増大による蓄熱量の増加などにより温度が上がる現象です。等温線が島のような形になることからこの名前がついています。
- ビオトープ P46
ドイツ語の Bio（生物）と Tope（空間、場所）を組み合わせた造語で、生物が生息できるような自然的空間をつくり、また維持する施設を指します。
- 避難所運営ガイドライン P59
災害時の避難所における良好な生活環境の確保に向け、災害の各段階に応じた必要な対応や手順などを、災害への事前の備えとしてとりまとめるものです。
- 避難路 P40,41,42,47,60 他
大地震などの際に市街地で発生した火災が拡大し、一時避難地から広域避難地に避難する必要が生じた場合に、避難中の住民の安全を守るために配置された一定幅員以上の道路、緑道のことで。
- 風致地区 P48,74,75,81
「都市計画法」に基づく地域地区の一つで、都市における自然的景観を維持するために指定され、建物などの建設や樹木の伐採などの制限があります。
- 壁面緑化 P46
建物などの壁面をつる植物などで覆う緑化のことで、みどりを創出するだけでなく、省エネルギーや都市の気温低減などの効果があります。
- 防火地域・準防火地域 P60
防火地域は、地域内の建築物を不燃化するものであり、商業・業務機能の集積度が高い地域などが指定されます。準防火地域は、市街地の建築物について全体的に防火性能を高め、延焼を抑制すること

などにより被害の軽減を図る地域であり、比較的密度の高い市街地などが指定されます。どちらの地域も建築物の構造などに対して制限がかかります。

- 防災拠点 P61
災害時の活動拠点として、医療救護所や備蓄倉庫、消防などの機能を備え、避難場所にもなる広い公園や施設のことで。
- 防災ライン P40,42
災害に強いまちづくりを進めるため、地震などが発生した際の避難路としての機能や、火災の延焼を遮断する機能の確保に向けて整備を進める都市計画道路のことで、穂積菰江線と三国塚口線が位置づけられています。
- 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 P4
大阪府が都市計画区域ごとに、都市計画の目標、土地利用、都市施設などの方針を定めた計画で、北部大阪都市計画区域マスタープランとも呼ばれ、市町村の定める都市計画マスタープランの上位計画となります。府内は4つの都市計画区域に分けられ、本市は北部大阪都市計画区域に属します。
- 保水性舗装 P43
舗装内に保水された水分の蒸発により路面温度の上昇を抑制する性能を持つ舗装で、ヒートアイランド現象の緩和にも期待されています。

ま行

- みどりの風促進区域 P46
大阪府が「みどりの大阪推進計画」で位置付ける道路や河川とその沿線民有地を含む区域で、官民一体でのみどりづくり促進に取り組む区域です。本市では、大阪中央環状線、国道176号およびその沿線区域が指定されています。
- みどり率 P45
土地の面積に対して、樹林や樹木、草地、農地、水面、屋上緑化などで被われた面積の割合を示す値のことで、本市では、平成17年（2005年）から新たな指標として用いています。

や行

●用途地域

「都市計画法」に基づく地域地区の一つで、都市における居住環境の保護や業務の利便性の増進のために、地域を区分して建物の用途（住居・店舗・工場など）や形態などの一定の制限を行うもので、第1種低層住居専用地域、商業地域、工業地域など12種類に分類されています。

ら行

●ライフサイクルコスト P43,45

構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のことです。

●ライフライン P57

日常生活に欠かすことできない水道や電気、ガス、交通、情報伝達などの機能をもつ施設のことです。

●立地適正化計画制度 P3,24

平成26年（2014年）4月の都市再生特別措置法の改正により創設された制度で、市町村が策定する立地適正化計画に基づき、行政と住民や民間事業者が一体となりコンパクトなまちづくりを促進するための制度です。

●流通業務施設（機能） P29,31,36,78

高速自動車道や空港などの広域的な交通の便が良いところに立地し、物資の集配や保管を行うトラックターミナル、卸売市場、倉庫などの産業上の機能のことです。

●緑地協定 P48,52,74,88

「都市緑地法」に基づいて、市街地の良好な環境を確保するため、一定の区域または一定区間の土地所有者全員の合意により、樹木などの種類や植栽する場所、垣または柵の構造などの必要事項を定め、市長の認可を受けて締結される協定のことです。

●緑被率 P45,48

土地の面積に対して、樹林や樹木、草地などで被われた面積の割合を示す値です。

●緑化リーダー P46,48

地域において緑化を推進する指導者のことです。市では、「緑化リーダー養成講座」を修了した人たちで組織された豊中緑化リーダー会が、地域や学校などの緑化活動や花いっぱい運動に参加し、これらの活動を支援しています。

●連続立体交差事業 P34,63,65

道路と鉄道の平面交差により生じる、踏切の交通渋滞や、鉄道敷による市街地の分断などを解消し、市街地の活性化、一体化を図ることを目的として、鉄道を高架化または地下化する事業のことです。

わ行

●ワークショップ P3,19,87

市民参加のまちづくりの手法の一つで、地域の課題に対応するために、住民をはじめとするさまざまな立場の参加者が主体となり、積極的な意見交換や共同作業を行うことで、解決策や計画案などの考案を進めていく方法です。

●わんわんパトロール隊 P57

本市の各地域で、住民が自主的な防犯活動として、飼い主と愛犬が散歩をしながら、地域をパトロールする活動で、行政や警察と連携しながら実施している取り組みです。

参考資料2 関連計画等一覧

作成年月	計画等名称
平成23年(2011年)6月	豊中市道路橋の長寿命化修繕計画
平成24年(2012年)9月	歩道改良実施計画(改訂版)
平成26年(2014年)3月	(仮称)南部コラボセンター基本構想
平成26年(2014年)3月	豊中市営住宅長寿命化計画
平成26年(2014年)3月	千里中央地区活性化ビジョン
平成26年(2014年)4月	豊中市公園施設長寿命化計画
平成26年(2014年)4月	豊中市都市景観形成マスタープラン【計画編】【推進編】
平成26年(2014年)6月	豊中市自転車通行空間整備の考え方
平成26年(2014年)8月	豊中市企業立地促進計画(全体編)
平成27年(2015年)2月	とよなか水未来構想
平成27年(2015年)3月	豊中市総合的な空き家対策方針
平成27年(2015年)6月	豊中市幹線道路舗装修繕計画
平成27年(2015年)10月	豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン/総合戦略
平成28年(2016年)3月	豊中市通学路交通安全プログラム
平成28年(2016年)3月	平成27年度豊中市地域防災計画
平成29年(2017年)3月	豊中市公共施設等総合管理計画
平成29年(2017年)3月	豊中市住宅・住環境に関する基本方針
平成29年(2017年)3月	豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)
平成29年(2017年)12月	第4次豊中市総合計画
平成29年度(2017年度)	南部地域活性化構想
平成29年度(2017年度)	千里ニュータウン新再生指針
平成29年度(2017年度)	第3次豊中市環境基本計画
平成29年度(2017年度)	第2次豊中市みどりの基本計画
平成29年度(2017年度)	第2次豊中市地球温暖化防止地域計画
平成29年度(2017年度)	豊中市企業立地促進計画
平成29年度(2017年度)	第3次豊中市道路整備計画
平成29年度(2017年度)	豊中市自転車ネットワーク計画

※都市計画マスタープランの中間見直しを実施した平成23年度(2011年度)以降、平成29年度(2017年度)までに作成または改定された豊中市の関連計画等を掲載(作成予定を含む)

参考資料3 第2次豊中市都市計画マスタープランの策定経緯

日程	項目	内容
平成27年度(2015年度)		
7月22日	豊中市都市計画審議会	・都市計画マスタープランの見直しの内容、都市計画の現況、施策の実施状況について報告
8月6日～ 8月25日	市民アンケート調査	・市民意見の把握 (総合計画と合同で実施)
9月16日～ 10月7日	事業者アンケート調査	・市内事業者意見の把握 (総合計画と合同で実施)
11月20日	豊中市都市計画審議会	・都市空間の将来像について報告
1月13日	市民ワークショップ	・都市づくりで重点的に取り組む内容の検討 (総合計画と合同で実施)
2月17日	豊中市都市計画審議会	・都市づくりの目標について報告
平成28年度(2016年度)		
6月24日～ 6月26日	市民フォーラム	・中央公民館、庄内公民館、千里公民館の3箇所で計3回開催(総合計画と合同で実施)
8月18日	豊中市都市計画審議会	・都市づくりの方針について報告
11月17日	豊中市都市計画審議会	・第2次都市計画マスタープラン素案について報告
1月26日	豊中市都市計画審議会	・第2次都市計画マスタープラン素案について報告
平成29年度(2017年度)		
5月21日～ 6月3日	素案の説明会・パネル展	・第2次豊中市都市計画マスタープラン素案の説明・展示 ・説明会は中央公民館、庄内公民館、千里公民館の3箇所で計4回開催 ・パネル展は中央公民館、庄内公民館、千里公民館、市役所第二庁舎の4箇所で開催
5月22日～ 6月12日	素案の意見公募	・第2次豊中市都市計画マスタープラン素案の意見公募【意見数6件】
8月17日	豊中市都市計画審議会	・都市計画マスタープラン(原案)の報告
9月4日～ 9月8日	原案のパネル展	・第2次豊中市都市計画マスタープラン原案の展示 ・市役所第二庁舎で開催
9月5日～ 9月25日	原案の意見公募	・第2次豊中市都市計画マスタープラン原案の意見公募【意見数0件】
11月21日	豊中市都市計画審議会	・第2次豊中市都市計画マスタープラン案の諮問・答申
1月	告示(公表)	・第2次豊中市都市計画マスタープラン(豊中市の都市計画に関する基本的な方針)の決定の告示

参考資料4 豊中市都市計画審議会委員

年度	区分	名 前	所 属	備 考
平成27年度(2015年度)	学識 経験者	梶田 功	豊中市農業委員会会長	
		國貞 眞司	豊中商工会議所会頭	
		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	
		田中 みさ子	大阪産業大学准教授	会長代理
		久 隆浩	近畿大学教授	会長
		藤本 英子	京都市立芸術大学大学院教授	
		的場 智子	弁護士	
		吉田 長裕	大阪市立大学大学院准教授	
	市議会 議員	五十川 和洋		
		大野 妙子		
		中野 修		
		平田 明善		
		福岡 正輝		
		藤田 浩史		
	市民	大本 眞里		
小林 治夫				
平成28年度(2016年度)	学識 経験者	岡 絵理子	関西大学教授	
		梶田 功	豊中市農業委員会会長	
		國貞 眞司	豊中商工会議所名誉会頭	
		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	会長代理
		重村 達郎	弁護士	
		久 隆浩	近畿大学教授	会長
		藤本 英子	京都市立芸術大学大学院教授	
		吉田 長裕	大阪市立大学大学院准教授	
	市議会 議員	植田 正裕		
		大野 妙子		
		高木 公香		
		出口 文子		
		中野 宏基		
		吉田 正弘		
	市民	大本 眞里		～平成28年9月30日
		小林 治夫		～平成28年9月30日
		南井 幹子		平成28年10月1日～
森 一孝			平成28年10月1日～	
平成29年度(2017年度)	学識 経験者	岡 絵理子	関西大学教授	
		國貞 眞司	豊中商工会議所名誉会頭	～平成29年8月31日
		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	会長代理
		重村 達郎	弁護士	
		久 隆浩	近畿大学教授	会長
		藤本 英子	京都市立芸術大学大学院教授	
		水上 英雄	豊中商工会議所会頭	平成29年9月1日～
		森 彰男	豊中市農業委員会委員	
		吉田 長裕	大阪市立大学大学院准教授	
	市議会 議員	石原 準司		
		斉宮 澄江		
		今村 正		
		植田 正裕		
		北之坊 晋次		
		高麗 啓一郎		
	市民	南井 幹子		
		森 一孝		

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

参
考
資
料

市の木【キンモクセイ】



と、
ともに、
とよなか

TOYONAKA

市の花【バラ】



第2次豊中市都市計画マスタープラン

平成30年(2018年)4月

豊中市 都市計画推進部 都市計画課
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 06-6858-2525(代表)

